

元文世説雜錄卷之一

○享保二十一辰年元文元年改元辰五月七日被仰出之

○正月十一日、於御城御會、

誰をかも千代のごちてふ松の春

昌廻

御鳥居は梅の百木咲陰

昌郁

日も永き緒琴の調和て

友鶯やあかず聞べし

其阿

分つゝも休ふ野邊のうらゝかに

生そふ草は刈残すみち

信政

雨晴る垣ねつゝきの月を遅み

田面の原やするも露けき

政長

山遠く妻乞鹿の入ぬらし

麓の方へすすむ秋風

通貴

右之通知三例年御連歌の御會有候由、

○去年卯之年御即位之始終、今年委細に相知に付て、

爰に書記之、

御即位に付關東上使諸侯伯使者捧物之事

上使 井伊掃部頭 副使 中條大和守

大納言權上使 織田淡路守

右三人の上使、十月廿七日京都上着、十一月七日に參内、同十一日御した被下之、同十五日御暇被下候て、同十八日京都發足、

公方様より禁裡に、眞御太刀、綿五百把、白銀五百枚

○仙洞に、眞御太刀、綿五百把、白銀三百枚○近衛關白

殿に、御太刀、白銀百枚○葉室大納言、冷泉中納言に、

御太刀、白銀五十枚宛○勾當内侍に、白銀五十枚○大

乳人、白銀三十枚

大納言様より禁裡に、眞御太刀、綿二百把、白銀三百枚

○仙洞に、眞御太刀、白銀二百枚○近衛關白殿に、御太

刀、白銀五十枚○葉室大納言、冷泉中納言に、御太刀、

白銀二十枚○勾當内侍に、白銀二十枚○大乳人、白

銀十枚

一位様より禁裡に、白銀百枚、三種二荷○仙洞に、白

銀五十枚、二種一荷

德川右衛門督殿 御使向 井伊賀守

右衛門督殿より禁裡に、御太刀、御馬一疋、馬代白銀

五枚○仙洞に、御太刀、御馬一疋、馬代白銀五枚

刑部卿より禁裡に、右同斷○仙洞に、右同斷

禁裡に○仙洞に○近衛關白殿に白銀二十枚○葉室大納言、冷泉中納言に、白銀二十枚宛、勾當内侍に白銀二十枚、

土岐丹後守

禁裡に○仙洞に○近衛關白殿に○葉室大納言、冷泉中納言に○勾當内侍に、白銀三枚

高家 兩人

禁裡に○仙洞に○近衛關白殿に○葉室大納言、冷泉中納言に○勾當内侍に

紀伊中納言殿より(安藤帶刀)禁裡に御太刀、白銀三十枚○仙洞に御太刀、白銀二十枚

尾張中納言殿より(志水甲斐守、松平又右衛門、栗田伊右衛門)禁裡に御太刀、白銀三十枚○仙洞に御太

刀、白銀二十枚○德川鶴千代殿より(鈴木石見守)禁裡に、御太刀、白銀三十枚○仙洞に御太刀、白銀二十

枚

右三家御使者參内も十一月七日に相濟、

長松院より(佐々木九郎兵衛)禁裡に、仙洞に、

松平加賀守 横山圖書 富田内藏允

禁裡に御太刀、白銀三十枚、仙洞に御太刀、白銀二十

枚

右三人の上使、十月廿七日京都上着、十一月七日に參

内、同十一日御した被下之、同十五日御暇被下候

て、同十八日京都發足、

公方様より禁裡に、眞御太刀、綿五百把、白銀五百枚

○仙洞に、眞御太刀、綿五百把、白銀三百枚○近衛關白

殿に、御太刀、白銀百枚○葉室大納言、冷泉中納言に、

御太刀、白銀五十枚宛○勾當内侍に、白銀五十枚○大

乳人、白銀三十枚

大納言様より禁裡に、眞御太刀、綿二百把、白銀三百枚

○仙洞に、眞御太刀、白銀二百枚○近衛關白殿に、御太

刀、白銀五十枚○葉室大納言、冷泉中納言に、御太刀、

白銀二十枚○勾當内侍に、白銀二十枚○大乳人、白

銀十枚

一位様より禁裡に、白銀百枚、三種二荷○仙洞に、白

銀五十枚、二種一荷

枚

松平下總守 山内治部右衛門 内藤幸右衛門

禁裡に御太刀、白銀二十枚、仙洞に御太刀、白銀十枚、

松平長菊 遠山伊右衛門 原彦兵衛

禁裡に右同斷、仙洞に右同斷

松平左近將監 梅村七郎右衛門 松村八左衛門

禁裡に御太刀、白銀十枚、仙洞に御太刀、白銀五枚

松平伊豆守 堀江忠左衛門 木村與右衛門

禁裡に右同斷、仙洞に右同斷

松平右京大夫 村上庄右衛門 中村萬吉

禁裡に右同斷、仙洞に右同斷

本多中務大輔 那須彦右衛門

禁裡に右同斷、仙洞に右同斷

松平能登守 萩彦左衛門 松岡一左衛門

禁裡に右同斷、仙洞に右同斷

太田備中守 波多野平助 加島孫左衛門

禁裡に右同斷、仙洞に右同斷

右十人、十一月九日に相濟

松平陸奥守 古川采女 吉村權左衛門

禁裡に御太刀、白銀三十枚、仙洞に御太刀、白銀二十

枚



枚  
 松平大隅守 種子島太郎左衛門 瀧六郎右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平相摸守 荒尾山城 米村軍兵衛  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平左京大夫 落合三郎左衛門  
 禁裡の御太刀、白銀十枚、仙洞の御太刀、白銀五枚  
 松平安藝守 上田主水 新保彌兵衛  
 禁裡の御太刀、白銀三十枚、仙洞の御太刀、白銀二十枚  
 松平兵部大輔 駒 左 熊野角右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平但馬守 勝野郷右衛門  
 禁裡の御太刀、白銀十枚、仙洞の御太刀、白銀五枚  
 松平大學頭 縣 茂左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平甲斐守 鈴木出雲 増田右衛門佐  
 禁裡の御太刀、白銀二十枚、仙洞の御太刀、白銀十枚  
 阿部豊後守 生野八右衛門 駒澤茂助  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷

松平大炊頭 池田但見 馬場茂右衛門  
 禁裡の御太刀、白銀三十枚、仙洞の御太刀、白銀二十枚  
 佐竹右京大夫 佐竹山城 山方清兵衛  
 禁裡の御太刀、白銀二十枚、仙洞の御太刀、白銀十枚  
 松平筑前守 月成忠左衛門 伊丹五郎兵衛  
 禁裡の御太刀、白銀三十枚、仙洞の御太刀、白銀二十枚  
 牧野河内守 宮原勘之允 小野徳右衛門  
 禁裡の御太刀、白銀十枚、仙洞の御太刀、白銀五枚  
 松平中務大輔 山田才右衛門 高橋太左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平土佐守 山内大藏 杉與左衛門  
 禁裡の御太刀、白銀二十枚、仙洞の御太刀、白銀十枚  
 松平信濃守 諫早石見 石川清治  
 禁裡の御太刀、白銀三十枚、仙洞の御太刀、白銀二十枚  
 松平大膳大夫 福原豊後 松浦喜右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 細川越中守 津川平左衛門 和田久左衛門

禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 有馬中務大輔 松高藏人 森左右衛門  
 禁裡の御太刀、白銀二十枚、仙洞の御太刀、白銀十枚  
 宗 對馬守 吉川六郎左衛門 佐々木庄左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平左兵衛 乙部清七 島村彌右衛門  
 禁裡の御太刀、白銀十枚、仙洞の御太刀、白銀五枚  
 小笠原右近將監 小笠原權左衛門 佐々木文藏  
 禁裡の御太刀、白銀二十枚、仙洞の御太刀、白銀十枚  
 上杉民部大輔 千坂兵庫 北條彌五郎  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平幸千代 村松内膳 木代條右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 是より以下四品、  
 松平備後守 生島圖書  
 禁裡の御太刀、銀十枚、仙洞の御太刀、銀五枚  
 立花飛驒守 立花主水 廣野治左衛門  
 禁裡の御太刀、銀二十枚、仙洞の御太刀、銀十枚  
 松平出雲守 津田外記 古谷平右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷

松平大和守 稻葉主殿 樋口萬右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 酒井雅樂頭 關 善之丞 庄羽七郎右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平主殿頭 酒井求馬 内村治左衛門  
 禁裡の御太刀、銀十枚、仙洞の御太刀、銀五枚  
 酒井左衛門尉 水野内藏之助 神尾彌一右衛門  
 禁裡の御太刀、銀廿枚、仙洞の御太刀、銀十枚  
 丹羽左京大夫 和田外記右衛門 吉田四郎右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 藤堂和泉守 藤堂織部 藤堂修理  
 禁裡の御太刀、銀三十枚、仙洞の御太刀、銀二十枚  
 蜂須賀宮内 樋口内藏 津田與一左衛門  
 禁裡の御太刀、銀二十枚、仙洞の御太刀、銀十枚  
 伊達伊織 矢戸彌左衛門 林清太夫  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平源吉 久下藤藏  
 禁裡の御太刀、銀十枚、仙洞の御太刀、銀五枚  
 右三十七人、十一月十一日相濟、是より以下諸大夫、  
 松平隱岐守 久松清左衛門 廣瀬平右衛門



禁裡の御太刀、銀二十枚、仙洞の御太刀、銀十枚  
 榎原式部大輔 柴田主典 竹岡茂右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 大久保出羽守 喜多太兵衛 酒井田庄左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平越中守 久德隼人 和田又左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 酒井備後守 鈴木半左衛門 縣三郎兵衛  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 稻葉内匠頭 田邊權左衛門 田村五郎右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 南部修理大夫 藤岡宮内 長山長左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 眞田彈正忠 久保善次郎 矢島又次郎  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 奥平大膳大夫 奥平理兵衛 奥山十郎左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 堀田相摸守 磯貝安左衛門 下坂新六  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 阿部伊勢守 三浦多仲 三ヶ角兵衛

禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 牧野越中守 榎又右衛門 岡部小野右衛門  
 禁裡の御太刀、銀十枚、仙洞の御太刀、銀五枚  
 戸田越前守 松浦忠左衛門 廣瀬權平  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 中川内膳正 一安野左次兵衛 赤松牧右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 内藤備後守 長坂三右衛門 今村八郎兵衛  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 土井大炊頭 藤懸多仲 岡田佐野右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平豊後守 有本坂左衛門 増戸藤太夫  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 戸澤上總介 戸澤伊織 納口傳四郎  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 安藤對馬守 加茂下軍藏 山下善右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松浦肥前守 岩泉善六 山本五郎太夫  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 本多主膳正 鈴木幸右衛門 山内孫兵衛

禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平丹波守 板橋長左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 相馬彈正少弼 石川十太夫 岡田與惣左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 加藤遠江守 加藤左盛 田中十内  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 井上河内守 松井彌六左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 秋元但馬守 持田仁左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 石川主殿頭 加藤角左衛門 神谷與次兵衛  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 小笠原壹岐守 渡邊庄左衛門 林茂右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 水野監物 水野主鈴  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 久世隱岐守 古川兵左衛門 小島幸助  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平右近將監 天野牧右衛門 三宅甚助

禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 岡部美濃守 岡部六郎兵衛 松山傳次右衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平伊賀守 佐治八左衛門 畑八郎太夫  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 京極佐渡守 佐藤野八  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 脇坂淡路守 脇坂治太夫 柳生武介  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 伊東修理齋 伊東淺之助 平部小左衛門  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平周防守 太田新次郎  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 稻葉伊勢守 中西丹下 岡田伊藏  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 松平紀伊守 神田新左衛門 松島幸太夫  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 秋田信濃守 秋田右近  
 禁裡の右同斷、仙洞の右同斷  
 有馬日向守 有馬彈正 藤江丈助



禁裡右同斷、仙洞右同斷 中村小右衛門  
 溝口出雲守 林十左衛門  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 浦山與右衛門  
 青山伯耆守 吉原吉右衛門  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 福井又右衛門  
 板倉相摸守 大石忠左衛門  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 間太五平  
 黒田甲斐守 淺沼惣右衛門  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 間部若狹守 粟科半右衛門 土肥左吉右衛門  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 戸田徳次郎 小原仁兵衛 鳥居只右衛門  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 土屋左門 西脇佐右衛門 小山藤右衛門  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 仙石陽之助 岩田圖書 野崎左内  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 内藤孫三郎 青砥七郎右衛門  
 禁裡右同斷、仙洞右同斷 右五十人、十一月十二日相濟、馬代十三日に納り、兩

日終る、

松平庄次郎松平越後守跡、  
 松平式部松平謙枝守跡、但し霞皮守使者角田清右衛門、右忌中に付俄に下る。  
 牧野民部少輔牧野駿河守跡、

○御即位之式、

御即位と申は、天子受禪の後、まさしく位につかせ給ひて、はじめて百司に見えさせ給ふよし、先南殿に高御座をまうけ、親王代、擬侍従、少納言、典儀、大將代等の座をまうけ、攝政の座には太宗の屏風をたつ、内辨は玉の冠をめして、休幕に出入し、儀式執行ひ給ふ、外辨の公卿は幄につく、庭上にはいろくのはこ、日月象の幟をたつ、近衛の次將は掛甲をきて弓箭を帶し、南階の東西に陣す、其外文武の百司、おのの威儀の物をとりて、庭中の東西に列す、天子禮服を着御なりて出御なり、御定り執翳の女孺、龍顔をおほひ奉る、劔璽の内侍二人、褰帳の女王二人、前後こがかりす、御帳をかゝぐ、女孺翳をふすれば、褰儀動て見え給ふ、群臣おのゝ面をふす、主殿寮、圖書寮司、火爐のもとへゆきて香をたく、是位につかせ給ふよ

元文世説雜錄卷之二

○享保二十年乙卯十一月三日、御即位次第、無叙位儀、  
 二條左大臣吉忠公作進

しを、天に告るよしにて、宣命使版につきて制旨をのぶ、群臣ならび舞踏す、武臣のともがら萬歳の旗をふつて萬歳を唱ふ、擬侍従す、むで、大禮事をはりぬるよしを奏す、女孺翳を奉る、女王す、んで御帳をたる、天子入御、兵庫の司鉦をうち、百司の出入をつぐる、嚴なる事なり、關東の上使、國々の大名小名のつかひ、雲のごとくにつらなり、日嗣の調物くもらぬ御代のためしぞと、仰くべくさつしつべしとなん、

元文世説雜錄卷之一終

前一日裝飾紫宸殿、一如元會儀、當日早旦有御湯殿事、刻限大臣着陣、召官人一令敷軾、次召大外記、問諸司具否、次召大内記、覽宣命草、入大臣覽畢返給、無草次内記進清書宣命、大臣見畢置座前、内記退、次以職事奏聞、即返給、職事退、次召内記、令持宣命、内記留立小庭、次召官人一令撤軾、次大臣起座向休幕、内記相從、大臣入休幕、左ハ女王、右ハ典侍、仰可送宣命使休所之由於内記、此間褰帳、右ハ典侍、向休幕、次執柄、率公卿見南殿御裝束、先是諸衛服大儀、各々勤所部、立大儀仗於前庭、左右衛門居承明門代腋左右、各用、中務省輔率内舍人等、左右相分陣近衛南、左右大將代以下率所部、陣中務陣北、謂之華、近衛次將以下、着掛甲、陣南階東西、着、内藏大舍人、大藏、掃部、主殿等官人、取威儀物、列立左右華樓陣北、主殿圖書兩寮、各服禮服、列爐東西、



諸儀辨備畢、內辨於三休幕、着三禮服、此間外辨卿相以下着三幄、北上、東面、次典儀着禮、率贊者一人、各就三版位、遲遲、時執柄催之、次六位外記、申諸儀辨備畢之由於內辨、次內辨着三幄兀子、外記史着三內辨幄後床子、次兵庫頭着三內辨幄南床子、次南辨仰下可擊三裝畢鼓之由、以外記仰三近衛官人、官人出三閣外告之、次外辨上首召三召使、二音、召使稱唯立三幄前、上卿宣兵省召三召使、退召之、兵部丞進立三幄下、上卿宣裝畢鼓令擊、承稱唯、退召三兵庫鼓師、仰之、次擊三外辨鼓九下、諸門應之、殿下之鼓、不應、次開三東西掖門、次伴佐伯居三承明門代左右胡床、此間天皇着三御禮服、可然公卿、奉仕之、職事納三御禮服於辛櫃蓋、持三參之、執柄伺候、可然公卿候三御前、次有御手水事、陪膳公卿、次被仰三堂上行事辨二人、此間執柄立三高御壇上、催三行雜事、次執翳女孀、東西相分着三床子、次褰帳命婦二人着三座、左女王右典侍、次威儀命婦着三座、次左右方伴從代及少納言、入自三東西階三昇三堂上、各出三南榮、揖而相折、至三南庇東西第二間、相揖北行入三楹內、立三甃上三相對而揖、次伴佐伯兩氏立三門下、次開三門、次兵庫頭進三幄前、召三刀禰、鼓可令擊之由申之、內辨宣命擊、兵庫

頭召三鼓師、令擊之、諸門鼓皆應之、次外辨公卿依三立三幄座、入自三承明門代三着三標、異位、重行、此間軍人吠三節、近代其、由計、諸仗皆起、伴佐伯降三壇北面立、次執柄以三職事、問、告、時於陰陽師、來申三尅已至之由、次天皇御三高御座、始自三後房、今度被用、清涼殿、至于高御座後階下、敷三筵道、執柄候三御簾、御前命婦左右相並前行、次內侍二人、相並左右前行、持三劔璽、劔左、璽右、職事扶三持之、次宸儀進行、筵道上他人、不踏之、執柄候三御後、藏人頭取三御笏、御相從、御前命婦、留三立高御座後男柱下、內侍已下、自三後階三候三帳外壇上、宸儀著三御高御座、藏人頭取三御帳後帷、內侍昇三北階、自三御帳東、置三劔於御座左方、又一人如三前參進、置三璽於同所、退下、或着御以前置之、次執柄取三御笏三獻之、次藏人頭置三御香於階第一級、此間御前命婦引退候三北庇、次執柄着三御後座、或居三高御座中、層三寶圓座、次執柄立三第三層三行事、次兵庫頭起三座褰三御帳、鉦可令擊之由申之、內辨宣命擊、兵庫頭召三鉦師、令擊之、下、次女孀六人執三翳、右手執、左手執、自三母屋東西一間、斜南行出三南榮、入自三御座間、與三母屋柱三平頭立、長中短翳次第引三後階、北面立、左右兵如此、左右行事辨、相副行事、次褰帳二人起三座昇、高御座東西

階、進立三東西欄內、褰三帳畢復三座、次執翳經三本路退復三座、先下、宸儀初見三諸仗三稱三警、式部稱三面仗、近代不稱、群臣馨折、內辨不立、諸仗兩氏共居、次主殿生三火、圖書燒三香、次典儀稱三再拜、贊者承傳、群臣再拜、武官不拜、次宣命使就三服、諸仗起、宣制三三段、初二段再拜、後一段拜舞、此間武官俱立、振三旗稱三萬歲、近代其、由計、次宣命使復三列、諸仗居、典儀唱三再拜、贊者承傳、群臣再拜、次左侍從代參進、稱三禮畢退立、次兵庫頭起三座垂三帳、鉦可令擊之由申之、內辨宣命擊、兵庫頭召三鉦師、令擊之、執翳參進捧三翳、如初、次褰帳參進垂三帳、其儀如、諸仗稱三蹕、褰帳執翳等復三座、天皇還三御本殿、御儀、執柄先賜三御笏、藏人頭獻、御沓、次兵庫頭起三座、刀禰鼓可擊之由申之、內辨宣命擊、兵庫頭召三鼓師、令擊之、殿下諸門鼓皆應、次外辨退出、侍從退下、褰帳威儀執翳等退人、次內辨退出、群臣退去、伴佐伯開三門、諸衛擊三解陣鉦、下、若及昏者、主殿寮入自三東西、當三爐北頭、炬三火、殿上不三舉三燈、御即位內辨、二條左大臣吉忠公、同外辨、大炊御門大納言經秀卿、久我大納言通兄卿、難波中納言宗建卿、宣命使、櫛笥中納言隆兼卿、四條中納言隆文卿、東園

宰相中將基楨卿、親王代、日野西宰相資敬卿、擬侍從、樋口中務大輔基廉朝臣、芝山兵部大輔重豐朝臣、少納言、長谷少納言侍從範昌朝臣、石井侍從行忠朝臣、典儀、東坊城少納言長誠朝臣、大將代、平松侍從時行朝臣、外山左兵衛佐光任朝臣、次將、西大路左中將隆廉朝臣、大宮左中將美季朝臣、大原左少將榮敦朝臣、植松右中將常雅朝臣、庭田右中將重熙朝臣、押小路右中將公文朝臣、行事辨、廣橋藏人權左少辨兼胤、甘露寺藏人右中辨總長、傳奏、德大寺大納言實憲卿、奉行、柳原藏人左中將光綱朝臣、由奉幣發遣上卿、一條右大臣兼季公、奉行、清閑寺藏人頭秀定朝臣、禮服御覽公卿、久我內大臣雄通公、三條大納言利季卿、西園寺大納言公晃卿、綾小路中納言俊宗卿、櫛笥中納言隆兼卿、奉行、廣橋權左少辨兼胤朝臣、御即位并由奉幣日時定、上卿、二條左大臣吉忠公、奉行、勸修寺藏人右少辨益通、御即位御服、高倉中納言永房卿、御衣文、坊城中納言俊時卿、



御即位并由奉幣發遣政官、

左大夫、壬生主殿頭盈春朝臣、大外記、押小路掃部頭師守朝臣、少外記、山口主計頭友俊、參勅神祇官代史生、行事官空權助春清、左官掌、小野主計大允氏兼、同右官掌、庭田右衛門少尉氏房、召使、青木主稅少允秋行、參勤神祇官代、青木左衛門少尉行季、使部二人、少內記、山口主計頭昌範、陣官人、富島左近衛將曹元陳、櫛田右近衛將曹久次、大藏省兼木工寮、堀川左衛門大志弘充、主殿寮、小野主殿大允職義朝臣、小野主殿少允重威、掃部寮、清水掃部助利高、平田掃部少允俊白、左馬寮參勤神祇官代、大島左馬大允友貞、右馬寮、大島右馬大允政武、使王代兵庫寮、川越兵庫頭賢兼、忌部代御小舍人、真繼宮内少輔觀弘、御即位政官左大史、壬生主殿頭盈春朝臣、大外記、押小路掃部頭師守、右大史、高橋西市正景春、山口中務少丞盛行、權少外記、山口中務少丞致當、左少史、山名主計助齊親、右少史、安田民部少丞方教、山口式部少丞盛教、史生、青木左兵衛大尉信行、宗岡式部少丞經重、行軍官木工權助春清、青木右衛門大丞重行、宗岡右兵衛志經直、左官掌、小野主計大允氏兼、岩崎内藏大允氏真、右官掌、庭田

右衛門少尉氏房、小野主計大允氏菊男氏富、召使、宗岡雅樂大允行佐、三宅右衛門少尉行弘、青木主稅少允行秋、宗岡玄蕃少允行亨、宗岡左兵衛少允行孝、三宅中務大尉行周、使部十人、中務省、倉橋中務少輔泰孝、山口中務少丞盛行、内舍人、西村近江大掾則貞、神原河内大掾正芳、西村大藏大掾貞宣、北島遠江大掾武尚、辻常陸大掾真倫、神原右衛門大志正輔、内記局少內記、山口主計頭昌範、平田少內記永清、(依所勞)永清を詰る、大舍人、荒木大舍人少允榮縁、男榮庸、兵部省、青木兵部大丞直行、隼人司、水口左近衛將曹清光、兵庫寮頭代、川越兵庫頭賢兼、水口左近衛將曹清光、(依使王參向)清光を詰る、鼓師、無位大村勝全、鉦師、同湯口祐範、内豎、高屋治部大丞康忠、渡邊隱岐守珍記、燒香、梅井圖書大掾定季、平岡左衛門少尉俊白、生火官人、石塚喜以、山名實常壽、替者執物諸司、無位諏訪信當、同飯田大舍人重好、(依所勞)重好を詰る、大舍人大屬、桂大舍人大屬頼中、同少屬、山角大舍人少屬昌信、内藏寮、無位大江盛林、(依初年)久宅を詰る、德岡伊豆守久宅、史生、源尾縫殿大屬良豐、大藏史生、無位大塚高貞、掃部寮、(重出)、清水堀部助利、

清生、主水司、橋本主水佐友益、

十月十一日

從五位下白川中將女富子女王、十歲、

右勅許就御即位、褰帳女王被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、

小川坊城中納言男壽 丸、九歲、

右禁裡御兒米丸近々元服に付退出、爲替被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>候、

十月廿一日

御即位并由奉幣日時定、上卿二條左大臣、辨、裏松辨、奉行、勸修寺辨、

右之通被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、

十月廿六日

由奉幣發遣、上卿、一條右大臣、甘露寺辨、奉行、清閑寺辨、

十月廿八日

禮服御覽、久我内大臣、轉法輪大納言、公卿、西園寺大納言、綾小路中納言、醍醐中納言、職事、甘露寺辨、勸修寺辨、北小路極臈、六位藏人、慈光寺頭藏人、藤井新藏人、奉行、廣橋辨、

右之通被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、

平岡掃部允俊白、主殿寮、小野主殿助重遠朝臣、同主殿大允職義朝臣、同主殿少允重威、同主殿大允職秀、左近衛府中將代、鈴木左近衛將監宗保、同少將代、辻左近衛將監則安、鼓師、鉦師、右近衛府中將代、多右近衛將監忠光、同少將代、古山左近衛將監光武、鼓師、鉦師、左衛門尉、勢多豐前守重敦朝臣、右衛門尉、堀川因幡守隆弘、衛士六人、旗鉾役人、鉾立役人、四府兄部四人、左近府沙汰人三人、陣諸役官人、富島左近衛將曹元陳、櫛田左近衛將曹久次、大藏省兼木工頭、堀川左衛門大志弘充、掃部寮、平岡右兵衛大尉俊白、禮服、御覽參仕輩、出納、出納左近衛將監職甫、内藏、山口内藏助千俊、同、青木左兵衛大志行定、同、源尾内藏大屬常生、内藏寮、源尾縫殿大屬良重、奥田季政、小舍人、山科民部少輔正尚、粟津兵部少丞清生、由奉幣發遣參仕交名、出納左近衛將監職甫、(依繁用)康忠を詰る、高屋治部大丞康忠、舍人、高屋治部大丞康忠、渡邊隱岐守珍記、山科縫殿允正至、内豎、高屋治部大丞康忠、渡邊隱岐守珍記、内藏寮官人、源尾縫殿大屬良豐、無位木下正綱、南座、無位蒔田貞仲、袖岡正實、戸屋主、源尾縫殿大屬良豐、蒔田貞仲、袖岡正實、神祇官參向告使、粟津兵部少丞



十二月三日

御即位參役、内辨、二條左大臣、外辨、宣命使、大炊御門大納言、久我大納言、難波中納言、櫛笥中納言、四條宰相、東園宰相中將、擬侍從、左、今城宰相中將、樋口中務大輔、長谷少納言、右、日野西宰相、芝山兵部大輔、石井侍從、典儀、東坊城少納言、左近衛府大將代、平松侍從、右近衛府大將代、外山左兵衛佐、近衛次府左西大路中將、大宮中將、大原少將、右、植松中將、庭田中將、姉小路中將、傳奏、德大寺大納言、奉行、柳原頭辨、御即位參勤之地下、政官、左大史、奏省稱大外記師守、中務省、省丞盛行、内舍人則貞、和氣正芳、同貞宣同武尙、同員倫、同正輔、内記局、少内記昌範、兵部省、大丞直行、隼人司、正清光、兵庫寮、頭代清光、燒香圖書大允、藤原宣季、藤原俊白、生火官人、伴嘉次、佐伯常壽、贊者、橘蕃術、藤井重好、執物諸司、大舍人氏房、藤井頼中、少屬高橋景信、内藏寮代、小野久定、主殿寮、權助重遠朝臣、大允職茂朝臣、大藏史生、藤原高貞、掃部寮、助藤原利高、藤原俊白、開門、伴重威、佐伯職秀、左近府、中將代紀宗保、少將代柏則安、右近府、中將代多忠充、少將代秦光武、左衛門府、大尉章敦、右

衛門府、大尉隆弘、若外辨權輩、少外記友俊、右史生經重、紀春清、左官掌、紀氏兼、紀氏眞、右官掌、紀氏房、紀氏富、召使、宗岡行弘、宗岡行享、右之通傳奏被<sub>レ</sub>申聞<sub>レ</sub>候、以上、

元文世説雜錄卷之三

○元文元年正月十日、

淺草東中町醫師安中益庵  
召使 萬助  
同所四郎兵衛<sub>ニ</sub>申町人  
召使 一人

右兩人益庵四郎兵衛裏店に、かんなん成體にて住居罷在處、兩人の召仕精出し持、主人をはごくみ候事、所之者共御奉行所へ訴の段々様子、町年寄へ被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>御詮議の上、舊冬廿九日、右益庵四郎兵衛御番所へ被<sub>レ</sub>招呼、兩人へ鳥目五十貫宛被<sub>レ</sub>下之由、右大岡越前守様於<sub>レ</sub>御宅、被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>之候由、

○同十五日、植村左京様被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候趣、其方儀、年若に候へ共、病氣之段申達、隱居罷在候之處、諸事相慎可<sub>レ</sub>罷有<sub>レ</sub>候處、無<sub>レ</sub>其儀、町宅所々徘徊、其上不相應の借金をもいたし候間、相聞え、不埒候、依<sub>レ</sub>之植村出羽守任<sub>ニ</sub>差圖<sub>レ</sub>急度相慎可<sub>レ</sub>罷過<sub>レ</sub>候、

右之趣、於<sub>レ</sub>評定所、駒木根肥後守様、大岡越前守様、

元文世説雜錄卷之二終

松前主馬様御立合、肥後守様被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>之候由、

左京子 植村左門様

右之趣に付、悴之儀故自分も差扣可<sub>レ</sub>罷有<sub>レ</sub>候間、西尾隱岐守様於<sub>レ</sub>御宅、御口上にて被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>之候由、

○同十六日、

八王子栗矢郷伊子勢村 百姓爲右衛門

悴 六十郎

右親子舊冬山へ上り、親爲右衛門儀、伐取候材木之脇に休居候し處へ、猪飛來り既に危<sub>レ</sub>候處、右六十郎起上り、猪の前足を取ふみ倒し、聲を立候に付、親爲右衛門かけ戻り、猪を打殺候、則御代官へ訴へ候由、其後段々ためし見候處、右六十郎今年八歳、凡大男の三人力程有<sub>レ</sub>之由、願ひ候て近日御當地へ參候由、

○同十六日、大坂町奉行所より、町中へ舊臘御觸之趣、米直段之儀、來辰の正月初賣買より、一石に付銀四十八匁以上、中米四十五匁以上、下米四十二匁三分以上、賣買可<sub>レ</sub>仕候、先達而中米は、運上不<sub>レ</sub>殘出候筈に相觸置候得共、此度中米も御定直段出候間、中米四十五匁以下に買請候もの於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、上米下米の通に、



運上買候御先より可差出候、此旨三郷町中へ可觸知者也、

○二月四日、新帝御諱、奉號照仁、御寶算十六、當今和歌に御名被爲有、御歌所之公達恐悅御座候由、

田家煙 御製

煙たつたみのかまごの賑ふと

聞を我身のたのしみにして

○同日中渡之覺、

福王平十郎組御切手同心

死罪

山崎忠次郎

追放

忠次郎 善四郎

吉原へ被下 善四郎女房し

ゆん

右去る二日、稻生下野守様於御宅被仰渡候、加藤彌次郎様御立合被成候由、

○同六日、

御寄合求馬様御子松前菊之助様

御名 代松前主馬様

松前求馬亂心とは乍申、妻に手負せ候に付、御切米三百俵之内百俵被召上、二百俵世倅菊之助に被下置、菊之助小普請人被仰付候、求馬儀は急度押込置候様、一類共取計可申由、右之趣於菊之間、御老中

御列座、松平伊豆守様被仰渡候、若御年寄列座、

御勘定小林喜平次 同 蘆部文助

右揚座敷へ被遣候由、

○同日、當春御借米、百俵に付二十六兩、右米金半分宛相渡り候由、

○同廿二日、

死罪 御勘定蘆部文助 追放 同小村喜平次

右文助儀、舊臘高間傳兵衛方、偽之證文相認致持參、金子語、喜平次儀は常々不行道にて見苦敷、御家人に不似合、不届に付被仰付候、

○去る十七日、太田原飛驒守様御城下、小町村より出火有之候之處、折節風強及大火、翌十八日巳之刻火鎮り申候、依之燒失之段、御用番様御届け被成候由、

燒失之覺

一侍屋敷九十六軒 一小屋敷三十七軒 一町家百二十軒 一社一ヶ所 一寺四ヶ所 一庵二ヶ所 一松一ヶ所 一土藏五十 一百姓家六軒 一三曲輪長屋七軒 一門并番所五ヶ所 一堀二百三十三間 一城外役所一ヶ所 一死馬二疋

右之通燒失仕候、御用番様へ御届け被成候、尤御用米藏、御本丸、二丸、御別條無御座候由、

○同廿九日、

題 山口屋清橋

清流得嘆口情殘、橋上熟吟不厭看、之、正是金龍晚鐘恨、君今爲説別離難、

松契多春

言の葉の種と契りて契春の

陰とふわ行陰をわかの浦松

右京都於歌所御點添候由、

○京都祇園の水茶や梶が流の水をくめる女、

三月盡

遊

里

春はけふ來れど行衛もしら雲の

空に霞のたちもとまらで

○なぞ

一おもくち 一つきよがらす 一あさつき

右なぞ、京都より出候由、誰もどきたる事を聞かず、

○去る十一日、大井川満水にて、去る十六日迄往來留り、島田かなや宿へ夥敷人にて、米等拂底之由、

○去る廿七日、

森下町四郎兵衛店 喜 兵 衛

此者百王平六妻妙口へ忠節仕候に付、鳥目五十貫文被下候由、

被下候由、

小松代町喜左衛門店半 七

此者實母へ孝行仕候に付、鳥目五十貫文被下之、右輕き者奇特之事に思召候、彌孝行致候様にと、町御奉行方被仰渡候由、

○當月九日、長崎唐人屋敷より出火、三棟共に燒失仕候之由、

○三月四日、秋月佐渡守様御領分、高鍋御城下町家より、正月十四日夜出火燒失左之通、

一侍屋敷四軒 一土藏五ヶ所 一町家七十九軒

右之通燒失、御城内御別條無御座候段、御用番様御届け被成候由、

○同十四日、米直段定被仰渡候御書付寫、

一、上米一兩に付一石二斗 二、下米一兩に付一石五斗 一、下々米一兩に付一石七斗五升、

米は惡米にて無之候共、米性惡敷、糶米等に相捌候米也、

右一昨日より書面之通直段急度相守可致賣買候、



右直段上り、高直に致<sub>二</sub>賣買<sub>一</sub>候儀は、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>勝手次第<sub>一</sub>事、

右之通、大岡越前守様、細田丹波守様御立合にて、河岸八町米問屋初、江戸中米屋不<sub>レ</sub>殘被<sub>二</sub>招呼<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候之由、

○同十五日、奥州の國主人別手、上銅を集られ候に、凡十萬兩程集候由、人數一億五千萬人程、右一ヶ月に扶持米二千五百五十萬石程之由、

○同廿八日、年號の儀來る四月中被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候御沙汰、尤大和と改元之由、

○去る廿五日、花房平右衛門様御妾、糍町天神新馬場にて、鳶の者躰之者、大勢夥數なぶり申候て、大さはぎ有<sub>レ</sub>之候由、

○四月四日、竹中周防守様御支配、小普請衆之養子亂心と申立、座敷牢に被<sub>二</sub>入置<sub>一</sub>候處、牢を抜け、竹中周防守様被<sub>レ</sub>參、直訴之趣有<sub>レ</sub>之、六ヶ敷沙汰之由、

○同十一日、

駒込邊居座頭 村 上 正 順二十五歳

同所淺香山館屋市野屋娘はる二十一歳

右之娘病身に付、彼盲目度々招、針打申候て、娘と致<sub>二</sub>

久しく願ひ侍りける、常陸國中館觀音寺に詣て、延命院殿の御廟所に參り、そのかみの事もおもひ出られて、念珠のうちにかくなん、

左近中將吉村

今の世に知人さへもなき道の

こけの下とふ袖ぞ露けき

爰に來てとふやうれしき草の原

身のうづもる、苦の下にも

よみかける言葉の玉をひかりにて

世にとめぬる名こそくもらね

○同十九日、松平但馬守様御領分濃州高須、當月二日大雨洪水堤切、田畑并諸士屋敷町家等迄、六七尺水湛申候所、無<sub>二</sub>別條<sub>一</sub>、人馬怪我無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候、此段御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○元文元辰五月被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>金銀吹改、

一、世上金銀不足に付、通用不自由之由相聞候に付て、此度金銀被<sub>二</sub>吹改<sub>一</sub>候事、

一、此度吹改候金銀相渡候儀、慶長金新金は百兩之代り百兩、乾之字金は二百兩之代り百兩、慶長銀新銀は十貫目之代り十貫目、引替可<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>候間、右引

密通候處、娘外へ縁組之相談有<sub>レ</sub>之に付、兩人申合、一昨日の夜宿を紛れ出、女は男の躰に拵、頭巾かぶり羽織を着し、右座頭同道にて、駒込中里の手前山王山下にて、兩人共に相果申候由、

○同廿七日、上州世良田權現様御宮、御修復行<sub>レ</sub>之候に付、御拜殿之繪相認可<sub>レ</sub>申と、繪師狩野友甫被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候由、御普請來月中より初申候、依<sub>レ</sub>之右世良田近所の御領主様へ、御奉行可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>御沙汰之由、

○五月七日、松前隼人様御知行、野州河内郡本吉田村小名の場と申所、結城晴明の御代、竿金百萬兩、木造伊賀とやらんに被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、理置候之由申傳候、木造伊賀樞機之者、常町當平と申百姓、右之場所致<sub>二</sub>住居<sub>一</sub>候由、右竿金掘の事、麻生櫻田家主齋藤彌右衛門と申もの、公儀へ願出し候之處、願之通掘候様にと、御町奉行より被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候由、

○同十七日、松平陸奥守様、今度御國元々御暇、御旅行之御序、常陸國下館領、館觀音寺と申寺に、御先祖御廟所有<sub>レ</sub>之付、御立寄御拜禮被<sub>レ</sub>成候、彼地にて御詠歌、

元文元年五月十三日、江府より國に下りける序に、

替之格を以、書面之金銀無<sub>二</sub>差別<sub>一</sub>取交、請取方渡方兩替共、無<sub>レ</sub>滯通用可<sub>レ</sub>致候、尤上納金銀も可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>同前<sub>一</sub>事、

一、吹改候金銀、金座銀座より増歩差出可<sub>二</sub>引替<sub>一</sub>候、員數の儀は引替金百兩に付、増金六十五兩宛、引替銀十貫目にて、増銀歩五貫目宛可<sub>二</sub>相替<sub>一</sub>事、

一、引替候金銀、町人より引替候筈に候條、武家其外共に、勝手次第、町人相對にて申付、可<sub>二</sub>引替<sub>一</sub>候事、

一、引替に可<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>金銀之儀、員數相知れ候事に候間、貯置不<sub>レ</sub>申候、段々引替可<sub>レ</sub>申候、若貯置引替ざるもの相知候は、吟味の上急度可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>事、

附右引替に不<sub>レ</sub>出銀は、只今の潰銀之積り可<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>候、

右之條々、國々所々にて可<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>者也、

此度金銀引替之儀、來月十五日より、金銀座にて引替候間、可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候、

一、右引替之儀、爲替兩替もの共取集、金銀座に差出引替候間、右之者方へ申付、金銀引替可<sub>レ</sub>申候、



一、右爲替之者共、金銀引替候節、爲諸入用金、一兩に付銀一分づつ、銀百目に付銀一分五厘づつ、の積を以、金銀高に應じ、金銀主方より請取候筈に付、若右之高より多請取候歟、又は無謂引替爲滞候は、勝手次第町人又は直に成共、金銀座に差出し引替可申候、

但し金は百兩、銀は十貫目以上可致持參候、爲替之者方にて引替させ候員數、勝手次第たるべき事、

金銀座集候右爲替之者、

- 一、駿河町泉屋三右衛門 一、本兩替町海保半兵衛
- 一、同所谷勘右衛門 一、本町二丁目富山與惣兵衛
- 一、同四丁目竹川彦左衛門 一、長谷川町荒木伊左衛門
- 一、本兩替中川清三郎 一、駿河町三井次郎右衛門
- 一、同町三井三之助 一、同町三井元之助、以上、

追啓金銀吹改候御用

松平左近將監、本多伊豫守、大岡越前守、細田丹波守、右之段爲心得相達候、以上、

辰の五月十二日

有馬出羽守

○昨十八日(元文元年五月)御書付之寫

覺

一、金銀借しかり賣買懸け共に、今吹出來候已後は、古金新金割合無差別、通用相共に可致候、金銀出入の義、取り上り無之候、證文等出替申儀者、相對に可致候、引替申儀は、先達て御定の通りに可相心得事、

一、小判金目二匁八分に相定、

正味四分五厘、銀さし三分五厘、

一、銀三十匁、

正味二十六匁二分五厘、釣さし三匁七分五厘、

右之通之由、

○同十九日、新吉原二丁目一文字屋市野と申遊女と、淺草諏訪町浪人服部勇八と年來相馴、以後夫婦の契約いたし居候處、時節柄に候哉、勇八困窮におよび、邂逅の通ひも成がたき程の貧乏に付、請出す筋は元來の事、相見る事もかれづに付、去る十六日の夜、心中致しかり候處を、やり手見付候て、其外若者共出合取すくめ、あやまり證文など書せ相濟候由、○當月朔日二日、安藤對馬守様御在所美濃國加納領、大雨洪水、破損水入左之通、

仕候に付、座頭仲ヶ間不座申渡し、江戸表住居相構候由、

一、田畑水入村數二十九ヶ村、高一萬三千六百三石四斗、此反別千二百八十町二反二町步、但し作毛損失高未レ知、

一、堤切所二百四十六間一、川除破損二千八百六十八間 一、猿毛崩三ヶ所 一、以破損三ヶ所 一、土橋落二ヶ所 一、潰家三軒、

右之通用番様の御届け被成候由、

○同廿九日狂歌あり、

あきれ大納言

吹改る無常の金のこゑ聞けば

地獄へ落る心ちこそすれ

近本丹前金銀散々

元文元年扱もはねたり

○一昨廿七日、島浦檢校より左之通申付候由、

上るり語子中弟子 梅

都

右子中弟子に相成、一所に家業いたし候に付、座頭仲ヶ間法式相背、依不届不座申付、江戸十里四方追放申渡し候由、

江戸半太夫弟子

よ

都

右半太夫弟子罷成、宿札も半太夫弟子と出し、家業

元文世説雜錄卷之三終



元文世説雜錄卷之四

○仙臺中將吉村卿は、歌道をすかせ給ふ事、今在世の大名のうちにくなし、去る比紀伊黃門宗直卿の御館へ御招き有りて、丸山の御茶屋にて、色々御饗應ありけるに、花のいと面白くさきみだれ、折からまた春雨の花の色香をそゝぎ、たへなるけしきを見させ給ひ、御詠草あり、

丸山の御茶屋にて、春雨いとおもしろくしめやかなるに、はなの色香を見侍りて、  
名にきしよしのもこゝに山ざくら

又 色香かさなる庭のながめは

風ならばいかにいとはんさきそふる

花にしづけき今日の春雨

その砌、長澤壹岐守其席に侍りて、かくまたつゞけけるとなん、

丸山御茶屋にて、吉村朝臣の秀逸にこたへて、

長澤壹岐守

さく花にまたこの葉あやならで

こゝにも春のにしきおりかく

辰五月廿八日鹽竈 御臺にて、

吉村朝臣

鹽がまのあまもしらじな咲花の

色香をそへてたつるけぶりは

雨中の花

日かげにもまさる詠か春雨の

露にうつろふ花の色香は

立寄れば匂ひも袖に移りけり

雨の木陰の花のさかりに

長澤壹岐守

雨にそふ水のみどりも一入に

しづけき春の色やそふらし

○年號改元文字の出所、

文選景福賦曰、武創三元基、文集大命、皆體天作制、

順時立政、至于帝皇、遂重熙、而累盛、云々、

落書

皇かはり年號かはり金かはる

ほんのゆたかにかはれ世の中

つくづくし

皇様はくらのゐにつく、公方様はお徳がつく、大名はけちがつく、老中はわる氣がつく、町人はかごにつく、

落書無恙之金

あふせにはどふした金を吹事ぞ、見ねば見しらぬうやつらや、いかにおふれじやおとくじやとて、いやな金でもどらねばならぬ、武士ならこふしたうきめはせまひ、おしや小判はあゝまゝならぬ、慈悲のあひたひてくだの増分、むりな事なりやどふやらつまひ、日数かさなりねがひの中に、あはぬしちやにナア、だましておいてわかれの金の聲、いつかくらひをなをしてほんの、ほんの小判といはるゝは、今は昔の語り草、

春過て夏までとらぬおきり米

しちをおきつゝあたまかく山

もろともに哀とおもへしちやどの

おみより外に知る人もなし

さびしさに隣へ行てはなすにも

いづくもおなじ春借しのさた

こめやこめ行もかへるも袴着て

かすもかはぬも大岡にきけ

きやうほうとたれさがりたる米の直の

元文元年丙辰六月十五日より改と云事を、句の上に

置て、夏物の類一句の沓として、

元 金にかりねばならぬ あやめカあやうり

文 さんのしんくくふうめのび ちやみ

元 利とも根からわたさぬ浮世 ござ

年 ごろな貌もこのせつ しぶうちは

ひ ぐらしの宿は一重もきぬ ちやみ

の も山もがかひそせうに きいし島

ゑ んり江戸町も屋敷も うり西瓜

た くさんな金かす人は 氷みづ

つ くくゝと身の行末の 籠まくら

六 ごろの辻あき人は ごぶざらし

月 切の金もあてには ならざらし

十 分に借り込む人は 砂糖水

五 割ます金のうはさや こきんびら

日 まはしの金のさいそく 舞あふぎ



より 合に何夕食の上の 蠅  
改 まる金をつき出す ところてん

又

金銀は夜着かふとんと成がたし  
おもひきや六分五厘の通用に

米づくし  
うき世の人のこまるべきとは

王様は即位米、公家衆はほうく米、公儀はやめ米、西の丸はしる米、交代大名は國からこ米、在府大名はゆく米、旗本はつまる米、役人ははら切米、町人はのだつ米、百姓はおさめ米、米屋はかす米、問屋はさばく米、端米はいけ米、女郎はうれ米、芝居は見米、非人にはぐれ米、

去る文字を句の中に入れて  
大酒を岡にてふせぐ淺ましや

越度の前をしらぬ守なり  
やくはらひ

やはら旦那の御觸申さば、笑ふが千人なくが萬人、恨をいふが八千人、とほうにくれるが九千人、むりなおふれが百六ツ、これもだんなのふしあんど、請役人を

おつばらひ、西の海へさらりく、

差上申吹状之事

一、此金と申者、生國佐渡より分れ、愼成者に御座候に付、私共吹人に罷立、當六月十三日より、申之六月十五日迄、中年三年吹改め、御重寶に出し申候所實正也、新金の儀は、金一兩に外に爲御取替、二分九匁被下置、殘金之儀は入用次第に引替可申事、  
一、御公儀様より、御勘略之儀は不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>申上、取替掛賣仕候共、其質物相改、代物にても金子にても、急度相定、少も御積懸申間敷候事、

一、笑止の儀は、段々町人衆にて、色は青山元文時代に紛無<sub>ニ</sub>御座候、則吹替帳座方に取置申候、御用次第指上可<sub>レ</sub>申候、若横合より御法度の似せ金と申者御座候は、吹人何方迄も罷出、見分け可<sub>レ</sub>申候、惣て新金に付、如何様の切れ御座候共、御殿は少も御願不<sub>ニ</sub>申上故、御觸之通用埒明可<sub>レ</sub>申候、爲<sub>ニ</sub>御上<sub>一</sub>仍て如<sub>ニ</sub>小判<sub>一</sub>、

文銀殘念腹の辰六割半日、

本兩替町庄五郎店 吹人 新 兵 衛  
金主 銀 右 衛 門

町内困窮老

文金に寄る

春

霞

春霞たつや朝日のうつろひて

文銀色のあけぼの、そら

江戸童部のはなし

金銀ふきかべに付て、あそこの藏こ、のかけ硯、死がねかしがね廻しがね、鼻がみ袋の内、守袋の角、佛像腹の中、刀のさやの内、帯のく、り留め、巾著の中、納戸の角、珠數袋の内方に、所々より時代々々のかね姿をあらはし、あまたあつまり、こしかた行末のものがたり、慶長金元祿金に出合て、さて、久々で對面いたしたる事かな、俗にいふしやば以來はうそじやが、ほんに常憲院様御代に逢たま、じや、さて元祿殿の御跡目、お名は何と申ぞと云へば、元祿答へて、私跡目此度御取立仰付られ、文字と申ますと云、慶長聞て、扱々能似られたる事かな、しかし其元よりはまだ、病心にやと云、元祿答へて、何故さやうには仰らる、と云へば、いやそこもとより、猶々お色かわるひと云し、  
文金友立ちよりてかたりけるは、さても我らはい

かなることや、古き金銀衆と一座の時も、古き金銀衆は、人もあひさうよく、いたゞきさ、げられ、賞翫せらるゝに、われらは人に逢ふたびに、能ないやつじやなどと評判せられ、面をながめられ、又は付石にて面をこすらるゝ事度々、古き金銀衆と出合ては、つら火のもゆると云物ではなし、いかなるいんぐわのなれる果にやと云へば、一人の文金云けるは、さればとよ、いなりへ願をかすれば、狐さへ人をばかす事自由に成と云へば、稻荷へ願をかけて、古金の位をひしいでくれんと云、それはよかるふどうなづき合て、稻荷へ参り一日一夜通夜して祈る、稻荷枕神に立給ひ、汝らが祈る所聞と<sub>レ</sub>けたり、然しながら行をなさずしては、自由をうる事成がたし、狐も鳥井千度を越して自在を得る、早々鳥井千度を越べしと告げ給ひければ、文金夢さめ三度禮し、さらば鳥井を越んとて、ふどし一つになりてひたもの飛、やがて百度にもおよばんころ、一人の文金云けるは、あら有がたや、狐も白狐に成て後自在を得ると聞、わしが身もそなたの身も餘程白く成たと云へば、一人の文金なみたをながし、扱はそなたもわしも白く成たるかや、淺ましや、狐



は鳥井を越え白狐と成て自在を得、われらは鳥井をこえ、素肌が見えれば本性があらはれて、最早かなはぬと云し、

文銀の娘年は十六夕の色ざかり、色ある花には垣を結び、折取事きんせいと札をたて、も、盗は世のならひ、てんと加賀のお菊同前、ぬす人の隙はあれど、まぶりとこの隙はなし、此娘人しらす、いとしがる人も有けるが、古銀衆の前へ出ても、恥かしそうにうつむいて、物おもひ姿を、うばの元祿銀の古ば、が見こがめて、お前は何ぞ苦勞な事かござりますか、お色がわるひ、ほんほにそだてあげたわしじやもの、何のかくす事が御座りませふ、行儀のよひ人の子より、ぎやうぎのわるい我子が、かわゆひは親のならひ、旦那さまもつよいおしかりは、御座りますまいにと云へば、娘が顔もちあげて、おいしんき、よふそふゆふてたもる、そんなら何かくそふ、はづかしながら、おなかに赤子があるぞ云し、

文銀諸國に入渡り、京より江戸へ下るもあり、江戸より大坂へ廻るもあり、又は伏見濱へ行もあり、四國九州へ赴くもあり、陸奥出羽へ行もあり、北國中國を行

違ふ中に、大坂より江戸へ下るかはせの金、古金と文金同道して下りけるに、兎角して文金跡へさがる、古金いろくど道すがらいたはりて連立來る、然れ共道々にて文金あやしめられ、又は跡にさがる、古金今は腹にすへかね、跡にさがればこそ人もあやしむれ、そうして此程おのれ故に、道はかゆかず、につくしにつくしとおもひしにと、既にうたんとする、文金なみだを流し、随分いそげ共、赤がねがいたいと云し、吹立たる文金仲ケ間寄台、うでおし、枕引、上るり、小歌、さみせんにてあそびたはぶれ居るところに、古金どもごやくときたり、若い衆あじですの、わしらはおしつけ湯にわかさる、前、若い衆とちと力くらべしたふごんすとかたはだぬぎ、おのく腕に四角三角丸ばつち入すみの黒印、文金どもぎよつとして、身をすぼめてござり寄、古金共、サア若い衆すまふを一番とり申べいと云、文金どもこはがり、いやすまひは終に取た事はない、ゆるして下されと云へば、古金共、何んのゆるせと云事やあると、無理むたいにきものを引剥ば眞赤に成、本の赤はだかとは此事と云た、

元文世説雜錄卷之五

去る兩替屋のむすこ、誰おしゆるものはなけれ共、色にはかしこき物にて、氣ばらしくと、彼吉原と云わけ里へ通ひ、一度二度になり、三度が六度になり、十二たひが廿四度になり、面白く成にしたがつて、廿四度が四十八度になる、一月に割かくれば、歸一倍十八もござねば算用あはず、身代の事も家の事、親の事もおもは、こそ、さしづめ引つめ通ふほごに、友立仲ケ間の借銀、簀の毛を負ふごとし、親仁もあへて異見を云ふ事なくして、一千餘ヶ日、しんばく、身代を不レ思、罪科切てすつるに不レ忍、さてくおのれはにくいやつかな、これ能聞け、此親仁が胸まへだれやたすきがけ、持出したる身代を、おのれ故にみぢんにする、人面畜心とはおのれが事じや、人面畜心とはな、つらは人のやうなれ共、中子が本のものでなひはひやいと云へば、文銀てんひんからおりて、親仁さまわたくしも、耳がいたふ御座りますと云し、

○元文元辰年、六月五日、柳原式部大輔様、此度爲御參觀、御旅行之處、金谷より御先長持、大井川越懸り候處、俄に水出、御先長持二棹、御家來三十人計、川越ともに押流し、残らず溺死候由、長持は鳥田之川越之者、川下にて取り上げ申候由、

○同七日御書付之寫、

一、此度吹頭引替御用被仰付候町人、只今者、家々にて引替候ては向寄多少有之付、會所相願、日本橋南二丁目にて、來る十五日より、一日に四千兩宛引替申候由、

○昨六日

無宿

淺草新寺町常林寺元弟子

賀廿一歳

此者儀、去る三月七日之夜、衣爲可盜取、師匠之寺へ忍人、出家に不似合、脇差を持、剩留守之出家に二箇所切付、重々不届至極に付、獄門に被仰付候、

右松平紀伊守様御懸り之由、

元文世説雜錄卷之四終



○石川主殿頭様御領分、備中國松山領、當五月廿六日より同廿七日まで、大雨洪水にて田畑損毛之覺、

一、水損田畑高七千四百八十八石〇斗五升五合、○内譯砂入田畑五千八百九十九石六升、永荒田畑二千二百八十八石八升、數合大

一、川除大小流千五百三十八箇所 一、堰大小流二千四百二十二箇所 一、大石勿流四十二箇所 一、堤切

三千四百二十間 一、往還道破損二萬五百五十三間

一、山崩千七百六十九箇所 一、橋流三百十三箇所

一、岸潰二千二百六十四箇所 一、土手流八十間

一、流家四軒、但し、百姓家也、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

右之通、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同日、松平大炊頭様御國元、備前備中之内、當五月廿七日より永雨降續、洪水御損毛、

一、田畑高十三萬千石餘 一、潰家破損家六百二十軒

右之外、御城内人馬怪我無<sub>ニ</sub>御座候段、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同十七日、深川三十三間堂にて、隠し水茶や取立、遊女等差置申度段相願候、願之通被<sub>ニ</sub>仰付候は、十三間堂建立、永々修覆可<sub>レ</sub>仕旨相願候由、

○同廿二日、森伊勢守様御在所播州赤穂御領分、當より六月上旬迄雨降續、御損毛田畑高六千二百九十石餘、

右之外御破損御座候由、

○同日、分部和泉守様御在所、洪水段々込上、田地水底に成、高一萬百六十石三斗八升六合御損毛之段、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候之由、

○同八日、板倉右近様御在所備中國庭瀬、五月廿七日より六月迄、大雨降續洪水にて、所々堤切、田畑水底に相成候、御損毛高之儀は相知不<sub>レ</sub>申候得共、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同十二日、堀出雲守様御在所越後刈羽郡上島郡、蒲原郡之内、當六月廿七日廿八日兩日大洪水にて、山拔夥敷御損毛之由、

○同十四日、細川越中守様御國元肥州之内、當五月廿九日晚より翌晦日迄、強雨洪水御損毛之覺、

一、田畑五千六十二町六反餘

高五萬六千九百八十八石八斗餘

内田四千四百四町六反餘 砂入水没

但、此内當毛荒永荒は未改難<sub>レ</sub>成、相知れ不<sub>レ</sub>申候、

五月廿七日大雨洪水にて、御損毛左之通、

一、田畑千二百三十五石餘 永荒、

右之外所々御破損多、御城内御別條無<sub>レ</sub>之、人馬怪我無<sub>ニ</sub>御座候段、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同廿七日、龜井八十郎様御在所津和野御領分、當月より六月迄雨降續、洪水御損毛、

一、田畑高八千六百六十五石餘

右之外御城内御別條無<sub>レ</sub>之、怪我無<sub>ニ</sub>御座候段、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同日、堀田若狹守様御知行所之内、當五月上旬六月迄、大雨降續御損毛、

一、田畑高三千三百六十五石餘、

右之外人馬怪我無<sub>ニ</sub>御座候段、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候之由、

○七月二日、酒井左衛門尉様御領分羽州庄内、先月十二日大雨洪水にて、御損毛左之通、

一、田畑一萬六千三百八十石餘

右之外所々御破損御座候、御城内は御別條無<sub>ニ</sub>御座候由、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同四日、仙石陽之助様御在所但州、去る五月廿七日

内畑九百五十七町九反餘 右同

但、右同斷、

一、鹽濱四十六町四反餘 一、川塘六千三百七十間餘

一、礮所九千九百六十間餘 一、水除柵二千三百三十間餘

一、石垣二千八百四十間餘 一、井樋廿五艘

一、窺廿三艘 一、土橋八十五箇所 一、堤二十八間

一、岸崩百五十間 一、流家七軒 一、潰家四十三軒

一、流木百七本 一、死人二十二二人内十二人男、十八人女、一、怪我人三人内二人男、一人女、一、死馬二疋 一、惟我牛馬五疋

右之段、昨十三日、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同十七日、本所十萬坪にて鑄申候、新錢文之字、金一兩に付三貫六百文宛に賣申候由、

○去月、牧野民部少輔様御在所越後國長岡御領分、去る五月廿二日より同廿七日迄大雨洪水にて、急に川

川満水、御城内御家中、在々所々水押入、山崩等多、御破損御損毛高は未<sub>ニ</sub>相知候得共、先御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同廿三日、内藤孫三郎様御在所越後國村上御領、當六月廿六日、蒲原郡三島郡西島郡之内、信州川大満



水にて御損毛左之通、

一、田畑高二萬七千五百五十八石餘

内 二萬五千九十石餘 田方  
二千四百六十八石餘 畑方

右之外所々御破損多、怪我人等も有之、牛馬怪我無

御座候段、御用番様へ御届被成候由、

○八月五日、戸澤上總介様御領分、當六月十一日十二

日、大雨洪水にて田畑御損毛左之通、

高一萬三千八百三十五石

内 田方一萬二千十一石餘  
畑方千八百二十二石餘

一、田地用水溝損じ二千五百間 一、水除土手破損三

千二百五十間 一、落橋大小十五箇所 一、溺死人男

一人

右之外牛馬損じ無御座候、去る三日御用番様へ御

届け被成候由、

○同九日、森川兵部少輔様御道中、日用致請負罷越

候市兵衛と申者、去月廿六日宮之渡し船中にて、御役

人生駒三郎右衛門と申仁、譯をば不知候得共切殺し

候、同船乗候日用善兵衛、傳十郎と申者、驚き飛入、未

生死相知れ不申候由、

○同十日、麴町之者共へ御觸書左之通、

天神が廣場あばれ者有之候は、本人は打首、

さい人者可爲追放之旨、御觸書有之、

○去る五日、御老中様方御列座、左近將監様、大御日

付様へ被仰聞候趣左之通、

近年世上にて、色々雜説いたづら書等仕、其内にも

害に罷成候儀も有之、其上殿中にて、色々取沙

汰有之由相聞候、左様には有間敷儀被爲思召

候、向後相慎候様に、面々へ可被相達候由、被

仰聞候由、

○同十二日、松平半左衛門様徒之者、先比仲かま相論

いたし候付、御暇被遣之處、意趣残り候や、彼もの去

る四日、半左衛門様御屋しき、御徒部屋へ參候處、意

趣有之徒、折ふし手水をつかひ居申候處を、聲をかけ

切ころし候之由、小頭へも少々手を負せ候處、大勢寄

捕候由、

○同十八日、只今迄大判金六兩一步以上之兩替故、通

用不自由御座候、向後今次金十兩餘に買賣仕候様に、

本兩替町駿河町之兩替屋共、町御奉行所へ相願候處、

願之通被仰付由、

○同廿一日、阿部豊後守様御領分、去る十七日利根川

候、

一、田畑水入二萬二千八百八十七石餘 一、堤切口二百

四十二間 一、小堤切口千二百八十五間 一、川缺二

百七十箇所 一、潰家三軒 一、倒木九十二本 一、堰

落損百九十箇所 一、御城内石垣崩二箇所 一、同堀

倒十三間

右之外御城廻并侍屋敷足輕家等、水入大破の所多く

御座候、山中筋御損毛之儀は未相知候段、御用番様

へ御届け被成候由、

○同晦日、稻葉内匠頭様御領分、城州淀、當月十六十

七日風雨にて、同夜酉刻より川々洪水、別て木津川筋

着々水勢強く致満水候、

一、御城内水入、堀所々土落申候 一、侍屋敷九十軒

餘大破 一、與力小役人長屋大破、長四百九十三間

一、足輕長屋六十軒餘流失 一、半潰長屋二百九十五

軒餘 一、城外之橋六箇所流失 一、大橋西詰五組目

直達之内一本折損し 一、同十一組目直達之内三本

流失、未間敷は相知不申候 一、納所村國役堤之内

三箇所缺、未間敷は不相知候 一、東一口村中堤

之内一箇所押切、未間敷は不相知候 一、江之口

開き、川股御關所水底に成相見え不申、水かさ一丈  
七尺之由、人馬之怪我無之候得共、御損毛之儀は相  
知れ不申候由、一昨日御用番様へ御届被成候由、  
○去る十七日、秋元但馬守様御領分武州川越并騎西  
領、風雨に付水入申候、  
一、高二萬五千六十二石四斗二升  
川越領村數五十九箇村  
一、高六千九百六十四石七斗七升二合七勺  
騎西領村數十四箇村  
一、堤四箇所  
此間數三十六間餘  
一、潰家十一軒

右之通御領分之村々田畑へ水押入申候、其外人馬等  
怪我無御座候、昨日御用番松平伊豆守様へ、御届け  
被成候由、  
○去る十七日の夜、安部攝津守様御領分武州榛澤郡  
之内大風雨にて、利根川其外川々満水にて御損毛之  
由、

○同日、水野監物様御領分、三州岡崎大雨に付、矢作  
川常水に九尺六寸水増候得共、矢作別條無御座



村中堤之内一箇所缺、未間數不<sub>三</sub>相知一候、一、市田村國役堤之内一箇所缺、未間數不<sub>三</sub>相知一候、一、富野村山川堤之内三箇所押切、二箇所缺、未間數相知不<sub>レ</sub>申候、一、町潰家三軒、一、百姓家潰百軒餘、但し半潰共に、一、寺<sup>半潰二箇所、大破二箇所</sup>、四箇寺、一、流死人男一人、一、牛馬流死無<sub>三</sub>御座一候、一、増水高凡一丈七八尺程常水共に、但し定杓を水越候に付、委不<sub>三</sub>相知一候、

右之通に御座候、御領分之内、山城、攝津、河内、近江共に損毛高未<sub>三</sub>相知一候、

一、橋流七十五箇所、并破損二十三箇所、一、堰落百十箇所、破損九箇所、一、江九切三十一箇所、一、土手切五十三箇所、一、用水江九切三十七箇所、一、潰家六十軒、一、半潰家九十三軒、一、流家二軒、一、半潰寺六箇所、一、半潰堂二箇所、一、死人十六人、内八人男、一、怪我人二人男、一、馬一疋死失、一、牛一疋同斷

此間數千二百六間

一、沼缺二十七箇所、一、潰家流家三十八軒、一、潰土藏一箇所、一、倒木六十六本、一、小船流失一艘

一、潰土橋二缺所、一、杓損一箇所、一、流死男一人、一、牛馬怪我無<sub>三</sub>御座一候、  
右之通今月九日、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、  
○同月同日、酒井備後守様御領分、若狹國三郡并近江國高島郡之内、越前國敦賀郡之内、風雨洪水にて御損毛左之通、  
田畑高二萬七千五百三十七石餘  
水押砂入風痛川缺掘れ共

一、潰家八軒、一、半潰家四十七軒、一、砂入家九十四軒、一、土手切五千七百二十四間、内土手缺四百七十六間、一、道缺二百九百七十一間、一、井溝切九百六十一間、一、落橋大小百十箇所、一、山拔二十九箇所、一、鹽濱荒一町七反、一、樋拔三箇所、一、倒木根返三千七百五十一本、一、流死男二人、一、城内家中屋敷別條無<sub>三</sub>御座一候、一、川堤切所十九箇所、一、山崩一箇所、一、道崩百四十九間、一、落橋三箇所、一、流家三間、一、潰家一軒、一、溺死人男一人、此外牛馬損じ無<sub>三</sub>御座一候段、今日御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、  
○同十九日、酒井信濃守様御在所佐保郡之内、當八月

十六日より同十八日迄風雨強、利根川満水、常水に一丈五尺増し、田畑高三千四百八十二石四斗二升四合餘水押砂入、右之外所々御破損多く、人馬怪我無<sub>三</sub>御座一候由、

○同日、土屋左門様御領分土浦領、當八月十七日夜風雨強く、洪水其上川々満水にて、所々水入高三萬千三百石餘、

○同六日五ツ半時御供揃、瀬崎寺御鷹野、御膳所瀬崎名主新左衛門、夫より石袋村道官臺より御小船、水戸橋より御上り、御殿迄御鷹野、御拳、<sup>雁三、五位鷺一、</sup>脇鷹、<sup>雁三、五位鷺一、</sup>脇鷹、

○同七日五ツ半時御供揃、隅田川邊御鷹野、御膳所木母寺、夫より御船籠之口迄、御拳、<sup>雁三、</sup>脇鷹、<sup>雁三、</sup>脇鷹、右之通御得物有<sub>レ</sub>之候之由、

○同十日、保科彈正忠様御知行所、攝州豊島郡阿部郡有馬郡能勢郡之内、當五月より八月中、度々風雨洪水御損毛、

○同九日、京都にて狂歌之由、  
奇麗など都の町は松平

さすが名にあふ白川の主

山城へ大和守がねりこんで

白川橋はゆるぐ計ぞ

御上使は大和言葉をしこなして

君の心になふみちのく

○同十四日、青木源五郎様御知行所之内、當夏虫附御損毛、攝津國にて高九百七十石、備中國にて高八百三十石、右之通御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同廿三日、松平加賀守様御國元秋中度々風雨にて、御收納之節に至、七十二萬石餘御損毛之由、御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○元文元年九月十五日、服忌令被<sub>三</sub>仰出、追加、

一、養父死去以後、養母同居せずといふ共、他へ不<sub>レ</sub>嫁候得ば服忌可<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>之、他へ嫁するに於ては服忌無<sub>レ</sub>之、

一、養父之妻、養はれざる以前に死去候は、嫡母に准じ、其親類服忌無<sub>レ</sub>之、

一、父之後妻と通路いたし候は、對面無<sub>レ</sub>之共、繼母之服忌可<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>之、

一、義絶之嫡子之服忌は、末子に可<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>之、此外之親類義絶といふ共、服忌之別儀なし、



一、女子婚姻以前より養はれ、或は入贅を取家督相續之時は、養方之親類實之如く、相互に服忌可請之、

一、婚儀未ニ相調ニ内にて、祝儀取かはし候へば、夫婦相互に定式之忌之日數可ニ遠慮、

但し服忌無之、

一、父之妾服忌無之、妾は服忌無之、但、子出生においては三日遠慮、血荒流産有之計にては、妾死去之時遠慮無之、

一、遺跡相續せず、或分地配當せざる養子、養方之兄弟姉妹、他家へ養はる、者には、相互に服忌無之、

一、同姓にても異姓にても、一人へ兩様之續有之ば、重き方之服忌可請之、

一、名字を授候計にては、相互に服忌無之、本姓之方親類定式之通服忌可請之、

一、離別之女は、たとひ實子有之他へ不嫁候共、夫婦之縁切れ候故、相互に服忌無之、

一、養子願書差ニ出之、老中請取之、其以後死去候は、家督不決定内にて、養父母計五十日十三月之服忌可請之、

母兄弟姉妹、養實方共に半減之服忌可請之、或は父も養子、其身も養子之時は、養父實方服忌無之、若實方に付て半減之服忌可請續有之、其服忌可請之、

一、半減之服忌に、祖父母伯叔姑兄弟姉妹と有之は、母方之祖父母、伯叔父姑、異父兄弟姉妹も同例、一嫡子を人之養子に遣時は、服忌末子之如くたるべし、

右七箇條更増ニ補之、

元文元年九月十五日

以上

一、父妾を妻に准じ候忌服之箇條、此度相除候、然共享保十八年、妾を妻に致候儀、可爲ニ無用ニ旨被ニ仰出候、以前相届け置候者は、只今迄之通たるべく候、

一、父計之養子、母計之養子忌服之箇條、此度被ニ相除、然共相濟有之分は、只今迄之通たるべし、

九月

（辰の十一月、金銀引替之儀重て被ニ仰出、

一、此度金銀吹改候に付、諸色之直段、文之字金銀に

一、半減之日數三十日は十五日、餘准之、但し、七日は四日也、三日は二日也、

一、一日と有之、其當夜之九ツ時より明日夜之九ツ時迄也、九ツ前に候得ば、たとひ四ツ半過時にても一日之積り也、

右十六箇條、元祿六年追加之内、今般聊省略して書ニ載之、

一、妾腹之子、其父嫡母を以養母に定むる時は、忌五十日服十三月可請之、母方之親類之服忌養實之差別、家督相續之養子之如くたるべし、嫡母之子繼母之服忌においても、父之極次第右に同じ、但繼母方之親類には服忌無之、

一、家督相續之養子たる者、實方之養母嫡母服忌無之、分地配當せざる養子は、右之服忌可請之、

一、養方之伯叔父姑兄弟姉妹、人に養はる、者は、半減之服忌可請之、實方之伯叔父姑兄弟姉妹、他家より養はる、者も服忌無ニ差別、

一、其身養子に參り、實方伯叔父姑兄弟姉妹之内、人に養はるといふ共、其儘半減之服忌たるべし、

一、父養子にて、其子人之養子に參り候時は、父之父

て可ニ相立處、右文金銀其節は吹出來不申候に付、諸色代物暫二三ヶ月之内、割合を以取遣り可仕由申渡候、此節は段々金銀吹出來、世上へ出候に付、割合遣之儀被ニ相止處、急に行當候者も可有之候間、先此度は割合遣ひ相止候儀は不申渡候、來年に至り候は、割合遣ひ可ニ相止候間、其心得にて此節より、隨分古金銀文之字金銀可ニ引替事、

一、銀之儀、遠國にては猶以古銀を用ひ、文之字銀通用不致候由、因之銀引替別て少く不埒之至に候、來年は割合遣ひ相止候儀も可ニ申渡候に付、其節可ニ行當候、尤只今迄之通、銀引替高少く候は、來年より銀百貫目に付、増歩銀五十貫目相渡候内を減候様可ニ申渡候間、此節より隨分精出引替可申事、

一、年貢合力給金借金買借り、地代店賃質物田地質等、彌以無割合、古金銀文之字金銀同様に取替可仕事、右條々國々所々にて此旨を可ニ存候、

右之趣可被ニ觸候、御料は御代官、私領は地頭より相觸候様に可被ニ達候、



辰十一月

元文世説雜錄卷之六

○元文二巳年正月十一日御會

みなれそなれ真はなる松ぞ千々の春 昌迪  
御みつる岩井の影も若水

朝彦に賤屋が下も雪解て 昌部

こち風さそふ小舟出さん 其阿

羽つれて北にむかふや天津鴈 信政

雲晴ぬるも遠き山の端 昌長

旅衣裾野の月を待ころに 政幸

片敷袖は多き萩摺 通貫

染あへぬ紅葉の下を含りにて 昌

夏過ぬれごのこるせみの音 昌悦

涼しさの増る夕の雨の庭 祐長

○同日、此度和人參世上に相廣め候様にと、松井半兵衛と申者、舊臘六日御免被遊候に付、人參効能は於御城一度々御檢し被遊、毎年御本丸より人參種被仰付拜領仕候、巢鳴右御預菜園地にて、出生仕候人參之由、右之者當正月中旬より、芝源助町松井半兵衛店

元文世説雜錄卷之五終

にて賣廣め申候由、人參一兩に付青銅四百文之由、

○同十四日、松平豊後守様御在所三州吉田御領松下町之内より、舊冬廿三日明け七ツ時出火、翌廿四日辰之刻火鎮り申候由、民家五十軒餘焼失之由、御城内別條無御座候段、御用番様へ御届被成候由、

○同十九日、久世隠岐守様御在所下總國關宿御城下、侍屋敷より出火、巳の上刻より焼出、同日未の中刻火鎮り申候、焼失左之通、

- 一、侍屋敷七軒
- 一、小給人長屋三棟
- 一、惣構門一箇所、番所共に
- 一、寺一箇寺
- 一、藥師堂一宇
- 一、町家百三十八軒
- 一、焼死人二人、内男一人、女一人
- 一、牛馬損無御座候、一、城内別條無御座候、

右之通、今朝御用番へ御届被成候由、  
○同廿四日、板倉相摸守様御屋敷へ、紛入候者召捕候故、中務大輔様御差圖にて、去極月晦日に、松波筑後守様へ御受取、御僉議之内牢舎被仰付、晦日之夜九ツ時過、牢屋へ同心大川吉左衛門、石坂助十郎と申仁召連參候處、牢屋裏門際より致三缺落候に付、右同心不念之仕方に付、兩人づゝ番人附在候由、右盜人行衛不三相知候共、宿は相知れ、并繩を解候者も牢舎

いたし候由、當傳吉は行衛相知れ不申、嚴敷御尋之由、

○去る九日、本町三丁目九右衛門店、奥養庵と申醫者、年五十二歳、召仕之若黨二十三歳、當月九日之夜六ツ時、本所中郷細川玄蕃頭様御屋敷前にて、手疵一箇所にて切殺致三缺落候、右之者人相書を以御尋被仰付候、町方へは御觸出申候、御料は御代官、私料は地頭へ申出、夫より稻生下野守様へ申出候様にとの御觸書之趣、武士方へも御觸可有御座候由、

○二月四日、新田義貞公四百回御忌、來る七月二日に有之候に付、御位牌所越前國長崎時宗往生院稱念寺道場にて、御法事被致三執行候由、

○昨三日、奥養庵を切殺候、若黨渡邊惣七親、相馬彈正少弼様御領分、奥州行方郡鹿島村郷士菊宿喜右衛門、當巳に六十一歳、御領主より御捕取り、御奉行所へ今日被差出候に付、當人出候迄入牢被仰付候由、

○同十五日、文字金銀、朝鮮にて通用難成候に付、去る十一日、宗對馬守より小野次郎右衛門様を以、松平左近將監様へ御書付被差出候處、御受取不被成



候得共、先御留置被成との御事に御座候由、

○去る三日夜、別所孫右衛門様御知行所美濃國不破郡新井村より出火、家數三十軒餘焼失之由、

○同廿二日、當年天草百年に相當り候付、松平伊豆守様にて、天草に罷出候者之子孫へ、御吸物御酒被下、右之節高名有之候者之子孫へは、被下物等有之、下々迄御吸物御酒被下置候之由、

○同廿八日、阿蘭陀かびたん御禮、献上物左之通、

○猩々緋一反○黒大羅紗同○濃花色大羅紗同○萌黄大羅紗同○白大羅紗同○黄大羅紗同○花色大羅紗同○萌黄へるへとあん三反○黒縞子三十卷○色純子三十反○類違奥島同○奥島二十反○新辨柄島同○尺長類違辨柄島同○尺長算崩島同○尺長大海黄同○尺長類違島海黄三十反○尺長小紋海黄二十反○尺長糸あれしや島同○しゆりしや島四十反○ふらりそうふんて島二十反○尺長さかん島同○幅廣大金巾三十反○葡萄酒一壺○珊瑚珠二十六○同大玉一つ○香舖一枚 ○硝子蓋物一對○きうくわん鳥二羽○狩犬二疋  
かびたん やんはんでんころいす 三十八

役人 てれきはうるばつか 三十四

外科 へんてれきはんあらす

右之通献上物有之候由、

○三月五日、此度於日光新錢吹出し被仰付候由、御用懸り 加藤甲斐守、 錢座願人 大和屋太郎兵衛、 相仕 相馬や徳兵衛、 金元 大和屋平八、

右彼地に銅山有之、當秋より吹出し候等之由、

○同廿一日、奥州行方郡鹿島村渡邊惣七親類、

死骸礫に成

菊宿喜右衛門

惣七父

渡邊惣七

喜右衛門養子

菊宿三郎兵衛

同國同郡同村惣七母方從弟

今村彦兵衛

右惣七惡事仕候儀、曾不存候段相決候に付、御構無之候由、

○同日夜、日光御幸町より出火、鉢石町、石屋町、杉原町、右之町不殘焼失、本陣入口喜兵衛、舟越主水焼申候由、

○同廿二日、芝金杉橋御普請に付、今日より往來之人留め有之候由、

○同廿三日、日本橋御普請に付、今日より板橋にて往來御座候由、尤牛馬通し不申候由、

○去る十四日十七日、武州忍阿部豊後守様御城下、一萬六千石程之場所氷降、一尺五寸より二尺迄降り候、氷之重目大きなは三十目程有之候由、

○四月十一日、朽木五郎右衛門様御支配、日下彌三郎様御詮議有之、評定所へ御呼出し、御詮議之内堀美濃守様へ御預け被成候由、三宅周防守様、松波筑後守様、阿部伊織様御立合にて、被仰渡之候由、

○巳の三月被仰出金銀引替之事、

一、文字金銀出來方少く候故、當分割合にて通用候得共、段々文字金出來候に付、金銀共に割合にて通用候儀、當年中を限、來る午の正月より割合通用相止、先達て相觸候通、慶長金新金は百兩之代り文字金百兩、乾字金二百兩之代り文字金百兩、慶長銀新銀十貫目之積り、諸取方渡方兩替共通用可致候、午正月より割合を仕候者於有之は、急度可申付事、

一、金銀引替に付増歩之儀當十一月迄は、只今迄之通相渡、從來午正月引替金百兩に付、増歩二貫目宛可相渡候間、此節より隨分精出、金銀引替可申込事、

右條々、國々所々にても此旨可存候、

巳の三月

○元文二年四月十九日、出候御書付之寫し、

一、五十歳以下之面々、月切乗物斷前々違、近來は數多有之様に相聞候、尤病氣痛所等にて之事にて候得共、如何成御汰沙にも御(原本)向後萬石以下之面々、月切乗物之儀被相止候、依之五十歳以下之分、馬上計にて難相勤分、月切駕籠たるべき事、

但し、陪臣も萬石以下は同前之事、

一、右駕籠之儀、見分共に乗物に紛れ不申様に可致候、尤駕籠之者衣類紋所付不申、無紋にいたし、對之衣類着させ候儀、可致無用事、

一、只今迄月切乗物誓詞仕候分、駕籠に仕候に付て、改誓詞仕直可申事、

一、只今迄月切乗物不相叶分は、月切駕籠に不相



叶候事、  
一、月切駕籠之面々、下乗迄駕籠に乗候儀無用候、下馬迄乗可被申候事、  
右之通可被相達候、尤西丸御目付へも可有通達候、

四月十九日

○同廿四日、新田義貞公四百年忌、當七月二日に相當り候に付、御香奠銀百枚、越前國往生院稱念寺へ被遣旨、松平左近將監様へ、松平兵部大輔様御留守居被召呼、被仰渡之候由、

○去る朔日、宗對馬守様大坂表御出船被成候處、同日兵庫浦に御着船被成候處、順風惡敷御見合被成候、御出船も無之内、去る八日風雨強、船三四艘致破船候由、御同勢怪我も無御座候、尤對馬守様御乗船も、御別條無御座候、右之段御用番様へ御届け被成候由、

○去る十九日之夜、津輕出羽守様御領分青森と申所町屋より出火、翌晝比迄左之通燒失仕候由、

一家數百七十軒 一、土藏十箇所 一、役人差置候小屋一箇所 一、制札場一箇所 一、燒死男一人

此外人馬怪我無御座候、右之通り御用番様へ御届け被成候由、  
○同廿八日、朽木五郎左衛門様御支配、日下彌三郎様へ被仰渡之趣、

此度中務大輔宅へ願書致持參候儀、支配朽木五郎左衛門へも不申達差出候仕方、其上右願相認之趣、不承知儀を推量を以相認之上を不憚儀重々不届之至に候、依之堀美濃守へ永く御預け被仰付候、

彌三郎子 日下主馬

父彌三郎不届之儀有之に付、堀美濃守へ御預け被仰付候、依之其方儀改易被仰付者也、

右於評定所大目付三宅周防守様御申渡、御目付阿部伊織様御立合之由、

○五月四日、神田明神芝崎宮内少輔、牧野越中守へ被召呼、御直に被仰渡候者、於西丸御安産之祈禱被仰付候間、執行可仕候御祈禱料被下置候、尤御誕生以後御七夜迄、御被御守可差上旨、是又被仰付候由、

○去る二日之夜、有馬日向守様御城下、丸岡町より出

火之處、風強及大火、燒失左之通、

一、小役人屋敷六十五軒 一、寺社十一箇所 一、足輕家十七軒 一、町家三百十七軒 一、燒死男女五人

此外御城内御別條無御座候段、御用番様へ御届け被成候由、

○同六日、堀美濃守様へ御預け之日下彌三郎様御儀、御在所へ被遣度段御伺被成候處、御勝打次第と被仰出候に付、去る朔日御當地御發駕之由、

○同十三日、松平隠岐守様御下屋敷住居長命之覺

一、祖父百二十二歳 二十二年以前病死 一、祖母百七歳 十五年以前病死 一、母百九歳 同斷

七十九歳 三宅德右衛門 男子二人 女子五人

右德右衛門兄弟八人無事、德右衛門は次男也、

○同十八日、芝高輪片町之所、兩町に仕度段、先年より相願候得共、不相叶候處、今度又々相願候に付、御吟味有之、可被仰付之旨、御沙汰御座候由、

○六月二日、真山豊後守様御支配所、信州善光寺門前西町より、夜丑刻出火、翌巳の刻火鎮り申候、燒失左之通、

一、町家五百十八軒 一、寺廿三箇寺 一、燒死男三人

人 一、如來堂別條無御座候、

右之通御用番様へ御届け被成候由、

○同六日之夜より同七日之朝迄、本多越中守様御知行所、遠州相良風雨強く御損毛左之通、

一、田畑三千百八十石餘 一、堤切所二千間之餘

一、潰家六軒

右之通御用番様へ御届け被成候由、

○當月三日之夜、水野大炊頭様御屋敷にて、亂心者御隠居附之者傍輩三人切殺、二人に手を負せ、當人行方相知れ不申候由、

元文世説雜錄卷之六終



元文世説雜錄卷之七

元文二巳年七月朔日、盜賊方佐々又四郎様より、野州へ同心を被レ遣候て、囚人五人被レ召捕、江戸へ參候由、其外大勢有レ之沙汰之由、

囚人名主新助、此者生所下野國藤岡宿之者、同國八木町にて被レ召捕之由、囚人四人左之通、

下野國八箇村新五兵衛 同村甚五郎 同村喜内 同國足利之町忠右衛門 右之通被レ召捕候由、

○同三日、御中間頭大岡源左衛門、右去る戌の年、一同に拜借金組之者へ相渡候節、御勘定奉行より渡り候極り之通、不レ殘は不レ相渡、其内を其方手前へ暫控置候之由、右之通控置可レ然品も候は、同役共と相談一同に可レ仕之處に、無レ其儀不埒之至に候、急度御吟味可レ被レ遂候へ共、不レ及其沙汰御役被レ召放候由、

○去月六日之夜、御寄合井上壽一郎様御知行所、遠州城東郡洪水御損毛左之通、

一、高四百五十四石二斗五升八合 一、堤切所六百五十六間 一、往還切所百三十五間 一、作塲郷切所百十五間

右之通御届け被レ成候由、

○去月十五日同廿二日迄、内藤紀伊守様御領分越後國蒲原郡三島郡岩名郡之内、百十二箇村大雨洪水にて、川關砂入土手切山崩、田畑所々押切御損毛左之通、

高三萬二千七百石二斗餘

一、所々土手切十五箇所 一、山崩三箇所 一、潰家四軒 一、人馬怪我無レ之候、

右之通御用番様へ御届被レ成候由、

○同十三日、新村伴之丞殿、大番頭より差出候鐵砲證文裏書、保田作十郎認候處、關所二元町書違之儀、遠方より來候證文之儀に付、何者別て可レ入念處、無レ其儀一段施末成儀候、依レ之可レ差控候、

保田作十郎殿

右同斷文言、別て可レ入念處、其儀なく候、依レ之可レ差控候、

○去月十四日より十五日迄、牧野民部少輔様御領分

越後國長岡、春中より天氣相不レ相勝、風雨繁候處、今十四日より十五日迄雨強、翌十六日朝洪水、同廿一日迄雨打續、水湛、御損毛之覺、

一、高一萬三千八百四十五石

長岡郡之内

一、高二千百十石

三島郡之内

一、高一萬八千五百九十三石

蒲原郡之内

一、高三萬四千五百四十八石

一、山崩十一箇所 一、田地用水掛口押切七十箇所

一、田地用水土手押切二十九箇所、此間數四千二百八十六間 一、田地用水堤押切十九箇所 一、田地用水堰押流百五箇所 一、流家五軒 一、流橋八十箇所

一、田地用水六箇所

右之通人馬怪我無レ御座候段、當月十八日、御用番様へ御届け被レ成候由、

○同十九日、先頃染井瀧野川村邊へ、朝鮮の雉子白雉子御放し被レ成候由、

○同廿三日、駿府御定番松平民部様を諍處所へ被レ召呼、石野筑前守様、稻生下野守様、加藤傳次郎様御立合にて、當分御吟味之内、秋田信濃守様へ御預け被レ成候由、御家來は松平市正様へ御預け候由、金田主

右之通、御用番様へ御届け被レ成候之由、

○同廿七日、堀田若狹守様御領内江州志賀高島郡之内、當五月六月大雨降積、湖水込上げ植付難レ成、御損毛二千五百四十五石餘、

右之通、御用番様へ御届け被レ成候之由、

○同廿八日、内藤駿河守様へ御預け之江島、正徳四年也、右江島御免被レ成候は、可レ引渡候親類有レ之候哉、江島甥新御番足山善十郎承置度候、



正徳四年三月五日追放

新御番 豊島平八郎

右平八郎存命に候は、行衛之儀、親類之内存知之者有之候哉、御免被成候は、引取人之儀知れ可申哉、承置度候、

右之通稻生下野守様被仰付候旨、御役人中へも御書付出候由、

○同廿九日、柳橋新し橋修復有之、今日より往來留り候由、

○八月十一日 小日向古川町又八方に居候

次郎右衛門事 藤藏

此者語いたし候に付、入墨御仕置に被仰付候處、其後侍體に成り、所々吳服屋古着屋にて、衣類數多并釣り錢語り取り、其上古着屋之古<sup>◎主カ</sup>人はなれの場所へ連行、刀を抜おごし候之由、重々不届に付、町中引廻し死罪の者也、

○去る七日之夜、駒込養心寺と申寺へ、盜賊十四五人押入、出家兩人切殺し、小僧へ切付候處、淺手故起上り聲を立候付、住寺起上り走り出、近所の町方へ大音にて告爲知候に付、町人共大勢出候に付、盜賊ども逃歸る由、跡にて細引なき捨置候由、夥敷儀に御座候

由、右出家兩人即死、小僧は淺手之由、  
○同十八日、三宅備後守様御領内三州山原、去月廿六日より同廿八日迄大雨洪水にて、御破損左之通り、  
一、池堤切十箇所、此間數四十一間 一、汐堤切六箇所、此間數三十八間 一、田畑打道切所々、此間數二千八十三間半 一、往還通り切所二箇所、此間數七十七間 一、板橋流三箇所 一、田畑汐入所々  
御損毛高は未相和候、右之段御用番様へ御届被成候由、

小十八佃井藤右衛門御組 海野助五郎

右衛門督權御臺所入

犬塚甚右衛門

右一昨十六日之晩、評定所へ被召呼、一通り御吟味之上、揚屋へ被遣候旨、松波筑後守様、曲淵市兵衛様御立合にて、鈴木飛驒守様被仰渡候、

○同十八日、松平左近將監様、御渡し被成候御書付左之通、

縁組相願候娘、病氣にて婚禮難整、雖縁之儀相届候以後、右之娘病氣快、再縁之儀相願候節は、何年以前に雖縁仕候と申儀、書付可被差出候、右之趣頭支配其外之面々へも可被相達候、

○九月十一日、駿府御定番松平民部様へ被仰渡候趣、

於駿府其方御番所四ツ足御門、暮六ツ限り可立之處、夜中迄も私用を以、出入爲致候之旨相聞候に付て、此度駿府へも御目付能勢甚四郎被差遣之、被遂吟味之處、右之趣無相違之由相聞候、其上常々不行跡之段相聞え、旁以不届、依之秋田信濃守へ、永く御預け被仰付候由、

民部幹 松平 幸十郎

父民部不届之儀有之付て、秋田信濃守宅へ御預け被仰付候、依之其方儀改易被仰付候由、

右之趣於評定所、石野筑前守様、稻生下野守様、加藤彌次郎様御立合、筑前守様被仰渡候由、

○去月十九日より同廿一日之朝迄、安藤對馬守様御領分美濃國加納領、大雨洪水に付、水入左之通、

一、高二萬三千六百六十六石餘

反別二千九百九十一町餘

右之通、御用番様へ御届被成候由、

○同十六日、下野國結城領埋金之儀は、結城七郎朝光以來、代々より數十萬石領し、結城七郎晴朝之代に至

り世續無之、權現様御次男西結城宰相様、後越前中納言様御儀、晴朝之御養子に被成、依之晴朝被致隠居、右之儀より奥吉田被居住候、然る處に晴朝病氣快氣之程難計被存候に付、代々被貯置候處之金子、竿金に延百萬兩有之候に付て、家臣井澤佐渡守被召寄、右之金子三箇所に埋置候様に被申置候に付、深さ一丈九尺餘下に埋置候處に、佐渡守相續相果候節、弟平太夫へ被申置、其後平太夫百姓に罷成候、依て右之金子埋置候處に、四間に六尺之家作仕、代々埋金之所を守、時節を相待掘出可申と存、暮居申候處、四代目之平太夫代に、十七年以前亥年御願申掘懸候處、水強出其上日限相切申候故、掘届け不申相止申候、以上、

願人

麻布櫻田町

齋藤彌右衛門

右願之通相叶、掘候に付、石原半右衛門様へ被仰付、酒井三四郎と申御手代、此間見分に被遣候由、

○去月廿五日、立花飛驒守様御城下、三之丸外より出火、侍屋敷十七軒、作事小屋一箇所焼失之由、尤御本丸二之丸三之丸御別條無御座候段、御用番様へ御届被成候由、



○同廿八日、町御奉行松波筑後守様へ、片桐石見守様之御留守居被<sub>レ</sub>召呼、御書付を以被<sub>レ</sub>仰渡候趣左之通、

一、片桐石見守曾祖父故主膳正之代、大坂より附添參候與力三人、亡父主膳代天和四年不埒之儀有<sub>レ</sub>之、御追放に罷成候、右之者存命有<sub>レ</sub>之候哉、御役所に扣相見え不<sub>レ</sub>申候、右好身之者、在所百姓坏存候者も在<sub>レ</sub>之候哉、有無書付可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>指出候、右之通被<sub>レ</sub>仰渡候由、

○十月四日之朝、麻布三河臺馬場にて、屋敷方之侍と相見え、切腹いたし候之處、其容貌裝束大小共、いやしからず相見え候由所之者早速見付訴出、檢使有<sub>レ</sub>之候、其節も息絶不<sub>レ</sub>申存命にて、松平幸千代様御家來富永九八郎と申仁之由、即晚相果之故、幸千代様赤坂御下敷へ御引取被<sub>レ</sub>成候由、

○同日、伊奈半左衛門様元御支配所之儀に付、御不念有<sub>レ</sub>之、松平伊豆守様於<sub>レ</sub>御宅、三宅周防守様御立合、御差扣被<sub>レ</sub>仰付候趣左之通、

死罪  
柴村藤右衛門様御代官所  
武州足立郡宿村  
八郎右衛門

追放

八郎右衛門甥百姓  
市左衛門

右之者共不届者に付、先頃御仕置申付候、前方其方御代官所之節、不埒共有<sub>レ</sub>之付ては、早速其御可<sub>レ</sub>相伺<sub>レ</sub>之處、右躰のもの其通りにいたし置、殊に細頭をも相勤させ差置之儀、不念之至にて差扣可<sub>レ</sub>罷有<sub>レ</sub>之、

右之通り被<sub>レ</sub>仰付候得共、御用付御家來へ出入之儀、御伺之上、不<sub>レ</sub>構出入可<sub>レ</sub>仕旨被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>之由、

○同十六日、湯島天神之社地にて、笹塚稻荷之後敷の内、笋出来、所之者一昨十四日見付、見物多有<sub>レ</sub>之候由、

○同十七日、毛利周防守様御在所、當九月大雨洪水にて、田畑二千五十六石餘御損毛御座候、此段御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候之由、

○同十九日、松平對馬守様御在所、當夏旱魃に付御損毛左之通、

一、田畑高五千九百十四石餘

右之通り、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成之由、

○昨十八日、葛西筋へ御成、御得物左之通、

黑鶴一羽 鴨二羽 鴻一羽

○同廿日、稻葉萬次郎様御領分、當二月八日より八月廿八日迄旱魃、九月朔日二日、北風強潮入高浪、同日五日大雨洪水にて、田畑高二萬八千石餘御損毛、右之外御破損多有<sub>レ</sub>之候之由、昨十九日御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成之由、

○同廿五日、相良遠江守様御領分肥後國球麻郡、當月七日八日大雨洪水、九月四日五日同斷、御損毛左之通り、

一、水田十七町九反一畝 水押

一、同七町八反六畝 川成

一、畑五反六步 同斷

一、御城内別條無<sub>レ</sub>御座候、右之通り、且又當秋に至り虫付候段申來候由、尤兩度之御損毛之儀は、未<sub>レ</sub>相知候へ共、右之趣、御用番様へ先御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同日、近江國土山宿燒失、兩脇少々相残り、右之宿にて泊り等無<sub>レ</sub>御座候由、

○廿一日、松平山城守様御在所出羽國上山領、當四月より六月迄長雨、七月八月旱魃に付て、田畑御損毛高四千八百五十石之餘、

右之通、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同廿九日、今般女御御懷胎被<sub>レ</sub>遊候付、花山院内府様御屋形、御産殿被<sub>レ</sub>仰付候、依<sub>レ</sub>之名護屋玄醫方へ、御引移被<sub>レ</sub>成候由、

○座敷八景

ぬり桶の暮雪

ふじの山麓の里の夕暮は

そらさむからぬ嶺のしら雪

扇子の晴嵐

吹からに繪がけるそらも晴ぬらん

あふぎのうちになむ山風

手ぬぐひかけの歸帆

つなぎふねかせなぎそらに眞帆かけて

沖にもいてす歸るともなし

あんごうの夕照

山の端に入日の影はほのぐらく

ひかりをゆるする宿のともし火

時計の晩鐘

あけくれに時をはかりのかねの聲

なをさみしきは入相のころ



琴柱の落鴈

琴の糸やひくもめづらし鴈金の

あまつそらよりついきおちぬる

臺子の夜の雨

たぎる湯やそらに紛れて夜の雨の

ぬるともしらじ板間もるとも

鏡臺の秋の月

あきの夜の雲間の月と見るまでに

うてなにのこるかねぞさやけき

元文世説雜錄卷之八

○元文二巳年九月廿七日、竹千代君様御宮參に付惣出仕、

一、下馬、和田倉、馬場先、櫻田、

一、供奉之面々揃場所之儀、西丸下御厩前、鍵馬は左近將監裏門方より、馬場先御門之方へ順立候事、

一、御成之節、西之丸下御厩角より、西尾隱岐守屋敷角迄並居、御目見有之候事、此節供之者は、右馬之前へ遣置可申事、山王にては表門前にて致下馬、還御之節、馬は内藤紀伊守屋敷角幕張之外へ牽入順立置、御目見相濟致三乘馬一候事、

○掃部頭宅へ被爲入候節、松平安藝守裏門にて致下馬、還御之節、掃部頭表門前にて御目見仕、夫より致三乘馬、外櫻田御門を入、御番所御前御堀端にて致下馬、本多伊豫守屋敷南脇道より、明地之方へ引取、馬場先御門出、退散いたし可申事、

一、西之丸へ罷出に不<sub>レ</sub>及候事、

元文世説雜錄卷之七終

○供奉之面々揃所御目見所鍵馬等置所圖(○省)

元文世説雜錄卷之九

○元文元年丙辰十二月十九日、大納言様御部屋様御懷妊被<sub>レ</sub>遊候に付、來巳の五月御出產、御當の月に付、右御產御用懸り被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候面々、

○同日

一、御臺目

御老中 松平左近將監

一、御矢取

左近將監嫡子 松平和泉守

一、御產御用

御老中 本多中務大輔

右、西之丸御產御用、於<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、

一、御篋刀 右は雅樂頭在所 名代 酒井雅樂頭

右、西之丸御產御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>之旨、御黒書院於<sub>二</sub>溜之間<sub>一</sub>、老中列座、中務大輔申<sub>二</sub>渡之<sub>一</sub>、

○大久保對馬守内室方より、今度於<sub>二</sub>西之丸<sub>一</sub>御產に付、左之通被<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>上之<sub>一</sub>、

一、御いわる帶二筋紅白、一、こんぶ一折十二、一、壽留免、一、御樽

元文世説雜錄卷之八終



右之通、西之丸大奥御廣敷迄、以レ使被レ差上之、  
○同廿二日、大納言様より大久保對馬守妻方へ被レ下  
候品、

紗綾五卷紅二、白三、

右は、西之丸女中へ、妻方より御祝儀差上候に付て、右  
之通大納言様より妻へ、拜領物被レ仰付候旨、本多中  
務大輔申渡之、

○同二年丁巳正月十一日、西之丸御産御用被レ仰付  
面々、

内藤越前守、瀧川播磨守、神谷志摩守、小笠原孫十  
郎、御納戸須田甚三郎、横田源右衛門、御細工頭石  
原彦太夫、岡田源七郎、

右、西之丸御産御用被レ仰付候、

○二月廿七日、御書院番頭松平肥前守内室、今度於西  
の丸成就御誕生、右若君様御乳付被レ仰付候、

○二月七日、諸大名献上物御觸之覺、但し、御三家へは御城付  
留守居共へ、於本多  
中務大輔宅申渡之、  
之御家來へ諸大名へは

於西之丸御七夜御祝儀献上物員數、

御出生様へ

一、御産衣一重○御道具御大小にて三十枚○二種一荷

六十萬石以上

一、御産衣一重○御道具御大小にて二十枚○二種一荷  
二十萬石以上

一、御産衣一重○御道具御大小にて十枚○二種一荷  
十萬石以上

一、御産衣一重○御道具御大小之内一腰五枚○一種一  
荷 六萬石以上

一、御産衣二重○御道具御大小之内一腰三枚○一種  
三萬石以上

但し、五萬石以上は一種一荷、

一、御産衣一重○一種 一萬石以上

一、御脇差は御小脇指たるべく候御大小共御拵、常之  
献上御道具之通、尤三所御紋に不レ及候、

一、御産衣二十萬石以上は御上召唐織、御下召羽二重、  
以下は御上召綸子、御下召羽二重たるべく候、

一、兩番頭以上は御着一種可差上候、

但し、萬石以上之大番頭は、高並之通可差上候、

一、公方様へ 二種一荷宛 十萬石以上

一、大納言様へ 一種一荷宛 五萬石以上

一、同兩上様へ 一種宛 一萬石以上

一、同兩上様へ 一種宛 一萬石以上

一、表使

御出生様

一、御さし

一、白銀二枚宛 三十萬石以上

一、白銀一枚宛 十萬石以上

一、金二百疋宛 五萬石以上

右之通可差上候、

一、公方様へ之献上物者、御本丸御玄關より、

一、大納言様御出生様へ之献上物者、西の丸御玄關よ  
り、御産婦且女中へ之贈物は、西の丸中之口迄、御七

夜御祝儀之當日、朝六時より五ツ時迄之内、在國在所

之面々共、一同に以使者可有献上候、且又疱瘡

麻疹水痘之看病人は、追て御祝儀可差上候、尤

其節可被相伺候、

但、御本丸女中へ之贈物は、御本丸中の口迄可差上  
差越候、

一、右献上之御道具所持之内、相應之道具有レ之候は

ば、有合候を可差上候、

一、此度御誕生之節、献上之御産衣、若君様へ之支度致

し置、御姫様にも右支度之御産衣、其儘にて可有

一、兩番頭以上は御着一種被差上候、

但し、萬石以上之大番頭は、高並之通可差上候、

公方様

一、大納言様へ 一種一荷宛 十萬石以上嫡子隠居

御出生様

一、御産婦へ

一、白銀二枚 一萬石以上

一、白銀三枚 五萬石以上

一、白銀五枚 十萬石以上

一、白銀十枚 三十萬石以上

一、白銀二十枚 六十萬石以上

一、白銀三枚 十萬石以上嫡子隠居

一、御乳人

一、御介添

御本丸西の丸

一、老女

一、白銀三枚宛 三十萬石以上

一、白銀二枚宛 十萬石以上

一、白銀一枚宛 五萬石以上

御本丸西の丸



獻上候、二通り之支度には不<sub>レ</sub>及候、

右之通、御三家始萬石以上之面々へ、御觸有<sub>レ</sub>之、

○二月、右は御篋刀之御用被<sub>レ</sub>蒙<sub>レ</sub>仰候付、酒井雅樂頭、三月朔日頃參府、

○四月、諸大名へ御觸之次第、

一、御誕生御七夜之節惣出仕之面々、老中右京大夫、能登守、若年寄中へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相廻<sub>二</sub>事、

但、隱居幼少病氣之面々は、右兩度共に右京大夫能登守へ、以<sub>レ</sub>使者御祝儀可<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>事、

一、御誕生御祝儀、在國在邑之面々は、承知之上以<sub>レ</sub>使札、御祝儀可<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>事、

但、在國在邑之隱居部屋住も可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>使札<sub>一</sub>事、

一、御七夜之御祝儀、在國在邑之五萬石以上之面々は、承知之上使札可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差越<sub>二</sub>候、其外は可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>飛札<sub>一</sub>候、

但、在國在邑之隱居部屋住、十萬石以上は可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>使札、其外可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>飛札<sub>一</sub>事、

右之趣、萬石以上、其外向々へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相達<sub>二</sub>候以上、

○四月、御七夜之節贈物有<sub>レ</sub>之女中之人數、御本丸老女豊岡、八島、浦尾、同表使藤野、岩野、卷

野、深野、西の丸老女梅その、瀬川、瀧津、西の丸表使平尾、富尾、幾園、町野、若君様御年寄一人、若君様御さし一人、若君様御乳人一人、

○若君様御年寄へ之賜物員數は、御本丸西之丸老女之通たるべく候、其外は先達て相達候員數之通に心得、左様に萬石以上、女中へ贈物有<sub>レ</sub>之面々へ、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相達<sub>二</sub>候、以上、

○四月、西の丸御誕生候は、御三家始諸大名、當日御本丸、夫より西の丸へ登城、併遲承候面々、八ッ時以後候は、月番之老中能登守へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相越<sub>二</sub>事、

一、八ッ時以後御誕生候は、月番へ届不<sub>レ</sub>及、翌日可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>惣出仕<sub>一</sub>事、

一、御誕生に付出仕之儀、御精進日にも御機嫌伺にて、御祝儀は追て可<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>事に候間、不<sub>レ</sub>苦候事、

一、御誕生御七夜之節、西の丸へ御三家始惣出仕、夫より御本丸へ惣出仕、

一、御七夜迄之内、御三家は毎日西の丸へ爲<sub>レ</sub>伺<sub>二</sub>御機嫌、御使者可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差出<sub>二</sub>候、其外諸大名は能登守宅へ、使者可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差越<sub>二</sub>事、

一、西之丸へ爲<sub>レ</sub>伺<sub>二</sub>御機嫌<sub>一</sub>出仕之覺、

一、二つめ、溜り詰御譜代大名父子共、高家衆、詰衆、御奏者番、布衣以下之御役人

一、三つめ 高家衆、詰衆、御奏者番

一、四つめ 諸衆嫡子、菊之間縁類詰父子共に

一、五つめ 諸番頭、諸物頭、布衣以上御役人

一、六つめ 高家衆詰衆、御奏者番、布衣以上御役人

右之通、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>罷出<sub>二</sub>事、

○五月四日

三王神主 樹下 民部

神田明神神主 芝崎宮内少輔

右者、五月四日寺社奉行牧野越中守殿へ被<sub>レ</sub>招呼、直に被<sub>レ</sub>仰渡<sub>二</sub>候者、於<sub>二</sub>西の丸<sub>一</sub>御安産之御祈禱被<sub>レ</sub>仰付候間、執行可<sub>レ</sub>仕候、御祈禱料被<sub>レ</sub>下置<sub>二</sub>候、尤御誕生以後御七夜迄、御被<sub>レ</sub>御守可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差上<sub>二</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰付候、

○元文二丁巳五月廿二日

但、廿一日明け七ッ時御誕生被<sub>レ</sub>遊候得共、明七ッ時より廿二日之御日取に成候由、

今曉寅の刻、於<sub>二</sub>西之丸<sub>一</sub>若君様御誕生被<sub>レ</sub>遊候、

御産婦様は、梅溪前權中納言從二位源通條卿之御息女也、通條卿當巳六十六歳也、

右、御誕生に付、即刻登城、御臺目御箭取御用相<sub>二</sub>勤之<sub>一</sub>、

松平左近將監

同 和泉守

右者、父子共褐色定紋帷子、子持筋長上下着<sub>レ</sub>之、

一、陰陽弓 一張

一、陰陽矢 二筋

但、長熨斗匏添<sub>レ</sub>之、

○御臺目、廿二日より御七夜迄毎日、左近將監父子勤<sub>レ</sub>之、同廿八日終<sub>レ</sub>之、

右御臺目執行之席役置<sub>レ</sub>之、

一、御弓一箱 一、御矢一箱 一、末廣扇子一箱

一、疊紙一箱 一、挾申一箱 一、御瓶子一對

一、三組御盃臺一筒 一、御長柄御銚子一筒

一、御提子一筒 一、梁臺一筒 一、疊一疊

一、米三俵 一、梯子一筒 一、薦一枚 以上

○御七夜被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>附女中、

御乳人岩瀬、御年寄砂野、御吳服所四人、御中居二人、御さし二人、惣女中十人、



右之通、御本丸より竹千代様へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>之、  
御墓目御祝儀之品

三種之御肴

一、熨斗 一、昆布 一、かちぐり 一、吹ちらし

一、三方

○御産所御床飾

一蓬萊土器三 御瓶子一 銚子 御提子

右御床飾、御誕生より御七夜迄有<sub>レ</sub>之候、

御産棚御備物

御初饗 御三盃 御熨斗蛇 根松 玉椿 饗公

饗三膳 小燭臺 御押桶 御瓶子 提子

御飯毎日改御六ツ目迄

朝、鹽小鯛、小石御飯

夕、海老、小石御飯

御三ツ目赤飯、

御七夜、

朝、鹽小鯛、小石御飯

晝、海老、小石御飯

次米精五百八十七小餅

○三方三膳、内二膳御盃、三方、但木地白繪御紋付、二

膳内一膳は御熨斗三方也、但、木地白繪御紋付 膳、  
○御薄盤十四膳、

内二膳は金だみこんじやう御紋御繪様、残り十

膳は木地白御紋御繪様、

間之土器二十一、内三ツは銀だみ、

三之薄盤二膳、内一膳は木地、一膳は金

尺長箸廿四膳、

同臺十四、内二ツ金

ふくめ形二ツ、内一ツ付

食曲物十四、内二ツはこん

銀之水引廿把、

御銚子提子一組、内銀めつき

以上

一、同日、右爲<sub>レ</sub>御祝儀、御三家始惣出仕有<sub>レ</sub>之、西之丸

へも爲<sub>レ</sub>御祝儀、登城有<sub>レ</sub>之、

但し、退出以後、諸大夫御老中并右京大夫、能登守、

若年寄、右爲<sub>レ</sub>御祝儀、被<sub>レ</sub>相廻<sub>レ</sub>候、

○同十三日御二ツ目、西之丸へ爲<sub>レ</sub>御機嫌、出仕有

之面々、

溜り詰御譜代大名父子共に、高家衆、詰衆、御奏者

番、布衣以上之御役人、

一、同廿四日御三ツ目、西之丸へ爲<sub>レ</sub>御機嫌、出仕

有<sub>レ</sub>之面々、

高家衆、詰衆、御奏者番、

一、同廿五日御四ツ目、西之丸へ爲<sub>レ</sub>御機嫌、出仕

有<sub>レ</sub>之面々、

詰衆嫡子、菊之間縁類詰父子共に、

一、同日御觸之趣、

御七夜之節、外櫻田御門之外、馬場先御門之外、和

田倉御門之外、右三箇所下馬に相成候、右場所へ出

役御徒目付罷出候、常之往來は、乗物步行立之者計、

相通し可<sub>レ</sub>申候、依<sub>レ</sub>之申達置候、以上、

五月

一、同廿六日、御五つめ、西の丸爲<sub>レ</sub>御機嫌、出仕之

面々、

諸番頭、諸物頭、布衣以上御役人、

一、同廿七日、御六つめ、西の丸へ爲<sub>レ</sub>御機嫌、出仕

之面々、

高家衆、詰衆、御奏者番、布衣以上御役人、

○五月、若君様御座所へ不<sub>レ</sub>罷出<sub>レ</sub>候品、

一、疱瘡病人は、相見候日より三十五日通候は、肥

立次第罷出可<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>事、

一、麻疹水痘人は、三番湯懸り候は、御番等可<sub>レ</sub>相

勤<sub>レ</sub>事、

一、疱瘡麻疹水痘看病人は、三番湯懸り候は、罷出

御番等可<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>事、

但、病家棟隔看病不<sub>レ</sub>致候は、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>遠慮、同棟

之者看病不<sub>レ</sub>致候共、遠慮可<sub>レ</sub>仕候事、

一、御醫師疱瘡水痘之病家へ見廻療治仕候は、當

日御目見遠慮、翌日より不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>遠慮<sub>レ</sub>候事、

右之通若宮様御座所遠慮可<sub>レ</sub>仕候、且又御本丸之儀

は、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>遠慮<sub>レ</sub>候、

但し、若君様御本丸被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入候節、且又西の丸へ

被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御出<sub>レ</sub>候節、御目通りへは、御定之日數之

通、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>罷出<sub>レ</sub>候、

一、五月廿五日

井伊掃部頭御用之儀有<sub>レ</sub>之に付、早々出府可<sub>レ</sub>仕之由

にて、御連名御奉書今日相渡候、但し此度之御誕生之

御用敷、



一、同日

公方様より  
日光御宮御靈屋へ  
大納言様より  
日光御宮御靈屋へ

御名代 阿部豊後守  
御名代 松平隠岐守  
扣 酒井雅樂頭

右御白書院於御縁類、老中列座、伊豆守申渡之、  
右者、於西之丸、若君様御誕生被遊候に付、御名代也、

元文世說雜錄卷之十

○五月廿八日、御七夜御祝儀に付、御本丸西丸へ、諸大名より献上物多く有之候付、大手、櫻田、西大手右三箇所にて升を建、朝六ツ時より段々に献上物繰込申候、尤五ツ時迄之内右献上物相濟、  
一、献上物等多く、且又惣出仕有之に付、込合に付下馬建之事、

一、下馬 外櫻田御門之外 一、下馬 馬場先御門之外 一、下馬 和田倉御門之外

右は、以前御觸有之候に付、三箇所下馬になる、同廿八日、六月十三日、右之場所下馬定也、

○同日、御七夜御祝儀に付、九ツ時西之丸へ公方様被遊候、  
一、同日、西之丸へ惣出仕有之、而々着座之次第、

紀伊中納言殿、水戸少將殿、紀伊中將殿、松平加賀守、松平肥後守、松平讃岐守、松平陸奥守、松平大隅守、松平相摸守、松平左京大夫、松平兵部大輔、松平但馬守、松平越前守、松平大學頭、松平出羽守、松平

元文世說雜錄卷之九終

左兵衛督、松平播磨守、松平若狹守、松平庄次郎、御譜代衆、同嫡子、高家衆、同嫡子、御奏者番、菊之間縁類詰、布衣以上御役人、

一、於西之丸、御目見御祝儀之餅吸物被下之、御三家溜詰松平陸奥守初、於御白書院、公方様大納言様へ御目見、畢て御祝之餅御吸物、出畢て退去、

一、御本丸にも、右爲御祝儀登城、御奏者番謁之、一、西之丸へ惣出仕に付、西之丸相濟候以後、御本丸へも、右之外登城、於大廣間にて、御奏者番謁之、

○同日、若宮様御名竹千代君様と被進候、公方様思召にも、此度之儀十分之儀に思召候、權現様御名にも候得ば、外之御名可被進と思召候得共、御代々之御名之儀、近日被進候様に、年寄共申上候付、竹千代様と御名被進候、此段具に申聞候様に、上意之旨、御老中松平能登守列座、於席々、左近將監申渡之、右御名被進候に付、於西之丸、御囃子有之、

御囃子番組  
弓八幡 十太夫 三太郎 權八  
清次郎 又六  
東北 觀世太夫 三郎右衛門 市右衛門

新九郎

高砂 十太夫 九郎兵衛 惣右衛門  
五郎次郎 庄兵衛

右之通御囃子有之、

○同日、公方様より竹千代様へ被進候品、御使老中、御産衣五重、白綾織、惣地紋松竹寶蓋、織物御産衣、松竹鶴龜寶蓋、白紗綾、右同、白練、右同、御下召羽二重兩面五つ、

御刀正宗代金三百枚 ○御脇指堺志津代金千貫 ○白銀五枚 ○綿百把 ○三種二荷

大納言様より竹千代様へ被進候品、御使老中

右同、白練、右同、御下召羽二重兩面五つ、御刀長光代金百枚 ○御脇指來國光代金三千貫、○白銀百枚 ○綿百枚 ○三種二荷

竹千代様へ右之通被進之、  
公方様より大納言様へ被進候品、御使老中、

白銀百枚 ○綿百把 ○三種二荷  
大納言様より公方様へ被進候品、御使老中、  
作り太刀 ○白銀百枚 ○卷物三十 ○三種二荷  
右之通御祝儀被進之候、



○公方様大納言様より、御女中様方へ被<sub>レ</sub>進候品、一位様へ

一、卷物三十、御使御側衆被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之、月光院様へ

一、卷物二十、御使御留守居被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之、瑞雲院様へ

一、綿二十把、御使右同人、養仙院様へ

二種一荷、竹姫君様へ

一、綿二十把、御使同人、利根姫君様へ

一、綿三十把、御使御留守居被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之、右衛門督殿御簾中へ

一、綿二十把、御使右同斷、法心院殿、蓮院殿、壽光院殿、

一、一種千疋、御使右同斷、御産婦へ

一、白銀五十枚、卷物十、一種一荷、御七夜爲<sub>二</sub>御祝儀、御女中様方へ、右之通被<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>之候、

○公方様、大納言様より、右衛門督殿、刑部卿殿へ、綿二十把、一種一荷

右御使御側衆被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之候、

○公方様大納言様より、御祝儀被<sub>レ</sub>遣物被<sub>レ</sub>下物、綿三十把、二種一荷宛、上使西丸老中松平能登守、紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸少將殿、卷物十、一種一荷、上使右同人、

紀伊中將殿、右同斷、上使御奏者番松中備中守、

松平加賀守、右同斷、上使同高木主水正、松平大隅守

右同斷、上使同朽木土佐守、松平越前守

〔原本脱字〕上使同朽木土佐守、松平陸奥守、一種一荷宛、上使高木主水正、松平上總入道、御役人方へ被<sub>レ</sub>下物之品、

時服六、松平左近將監、右同斷、本多中務大輔

右同斷、松平伊豆守、右同斷、松平右京大夫

右同斷、松平能登守、時服四ッ宛、本多伊豫守、西尾隱岐守、板倉佐渡守、小出信濃守、水野壹岐守、

右は、公方様より、若君様御七夜に付て、役人方へ於<sub>二</sub>御座間一拜三領之、

大納言様より御祝儀被<sub>レ</sub>下候面々、

御刀一腰、左國行代金二十五枚、時服

松平左近將監、御刀一腰、延壽國賢、時服六、本多中務大輔

御刀一腰、中島來二十枚、酒井雅樂頭

御刀一腰、青江代金十枚、松平和泉守

右者、大納言様より、御七夜に付御祝儀拜三領之、公方様より御産御用相勤候に付、拜領之面々、

時服十、松平左近將監

同斷、本多中務大輔

同斷、酒井雅樂頭

時服五、松平和泉守

時服七、本多伊豫守

時服五、水野壹岐守

右御誕生御用相勤候に付、於<sub>レ</sub>奥被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、

大納言様より被<sub>レ</sub>下候面々、

一、時服六ッ宛、老中松平右京大夫、松平能登守

一、時服四ッ宛、若年寄水野壹岐守、小出信濃守

○公方様大納言様より、御本丸西之丸にて被<sub>レ</sub>下候品、

一、時服三ッ宛、御側衆加納遠江守、戸田肥前守

巨勢縫殿頭、澁谷和泉守、小笠原石見守

一、時服二ッ、敷主計頭

一、白銀二百枚、御本丸御小姓、御小納戸、御醫師

一、白銀二百枚、西丸御小姓、御小納戸、御醫師、島浦檢校

一、白銀五十枚、御本丸老女久米

一、白銀三枚宛、御客應答、御中臈、御錠口表役

一、白銀百枚、惣女中

一、白銀五枚宛、大上臈、御介添

一、卷物三ッ宛、老女、御乳人

一、白銀三枚宛、小上臈、御客應答

一、金五百疋宛、御中臈、御錠口表使、御さし

一、金三百疋、左寶司西丸御廣敷御用人格

一、白銀百五十枚、惣女中

一、白銀三枚宛、一位様年寄

一、白銀二枚宛、小上臈

一、金五百疋、中年寄

一、白銀一枚宛、御中臈、御小姓、表使



一、白銀二十枚 惣女中  
一、白銀三枚宛 利根姫君様大上臈 御介添 御年寄格

一、白銀二枚宛 小上臈  
一、金五百疋宛 若年寄  
一、白銀一枚宛 御中臈 御小姓 表使  
一、同二十枚宛 惣女中

一、同三枚宛 右衛門督殿大上臈 御年寄  
一、同三枚宛 右衛門督殿濱野 澤野  
一、同三枚宛 刑部卿殿中村 岩崎

御使老中松平能登守へ卷物五ツ宛、右之外御使に卷物二ツ宛、  
女中御使へ卷物二宛、但、是は御廣敷承合可被相廻候、御用人御使へ白銀三枚宛、右之通可有支度候、

○同日、竹千代様附被仰付候面々、  
水谷出羽守 大久保下野守  
右兩人五百石宛御加増被下置、御側被仰付之、  
竹本肥後守 野村覺右衛門  
右兩人御抱守被仰付之、

○今度竹千代様と奉稱候に付、若君様とは唱中間敷候、竹千代様と可奉稱候、其譯は若君様は大納言様御事に御座候、御産婦様は御部屋様と唱可申候、若君様へ御七夜に付、諸大名より献上之次第上、  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚、二種一荷 尾張中納言殿  
一、右同斷 紀伊中納言殿  
一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種 水戸少將殿  
一、右同斷 松平但馬守  
一、御産衣一重 一種 松平左京大夫  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて十枚、二種 松平中務大輔  
一、御産衣一重 一種 松平讃岐守  
一、右同斷 松平大學頭  
一、右同斷 松平播磨守  
一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種 松平靱負佐  
松平庄次郎

一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚、二種一荷 松平兵部大輔  
一、御産衣一重 一種 松平河内守  
一、右同斷 松平志摩守  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて十枚、二種一荷 松平幸千代  
一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種 松平近江守  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて十枚、二種一荷 松平大和守  
一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 松平左兵衛督  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚、二種一荷 松平肥後守  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて三十枚、二種一荷 松平加賀守  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて十枚、二種一荷 松平出雲守  
一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 松平備後守

一、御産衣一重 一種 前田丹後守  
一、御理衣一重 御腰物御大小にて三十枚、二種一荷 松平大隅守  
一、御産衣一重 一種 島津但馬守  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて三十枚、二種一荷 松平陸奥守  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて十枚、二種一荷 伊達 伊織  
一、御産衣一重 御腰物一重三枚 一種 田村隠岐守  
一、御産衣一重 御腰物一重三枚 一種 伊達 左京  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚、二種一荷 細川越中守  
一、御産衣一重 御腰物三枚 一種 細川大和守  
一、右同斷 細川備後守  
一、御産衣一重 一種 細川長門守  
一、右同斷 黒田大和守  
一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚、二種一荷



松平安藝守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
 松平宮内少輔  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 松平筑前守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷  
 黒田甲斐守  
 一、御産衣一重 一種  
 松平隼之助  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 松平大膳大夫  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
 毛利但馬守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷  
 毛利岩之助  
 一、御産衣一重 一種  
 毛利讃岐守  
 一、右同斷  
 毛利周防守  
 一、右同斷  
 池田内匠頭  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 松平信濃守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷

鍋島加賀守  
 一、右同斷  
 鍋島攝津守  
 一、御産衣一重 一種  
 鍋島備前守  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 松平相摸守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
 松平攝津守  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 松平大炊頭  
 一、御産衣一重 一種  
 池田丹波守  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 井伊掃部頭  
 一、右同斷  
 藤堂和泉守  
 一、右同斷  
 松平阿波守  
 一、右同斷  
 有馬中務大輔  
 一、御産衣一重 一種  
 井伊伊賀守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷  
 藤堂幸次郎  
 一、御産衣一重 一種  
 有馬備後守

保科彈正忠  
 一、右同斷  
 御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷  
 有馬日向守  
 一、御産衣一重 一種  
 岩城河内守  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 佐竹右京大夫  
 一、御産衣一重 一種  
 佐竹壹岐守  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 松平越中守  
 松平下總守  
 奥平大膳大夫  
 松平甲斐守  
 一、御産衣一重 一種  
 松平備前守  
 松平玄蕃頭  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
 松平筑後守  
 一、御産衣一重 一種  
 松平大藏少輔  
 柳澤民部少輔  
 松平彈正少弼  
 上杉駿河守  
 本多肥前守  
 上杉民部大輔  
 榊原式部大輔  
 一、御産衣一重 一種  
 本多兵庫頭

本多越中守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
 本多紀伊守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷  
 本多主膳正  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
 本多伊勢守  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 小笠原石近將監  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 宗 對馬守 堀田相摸守 南部修理大夫  
 酒井雅樂頭 酒井備後守 酒井左衛門尉  
 一、御産衣一重 一種  
 小笠原近江守  
 小笠原左衛門佐  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷  
 小笠原壹岐守  
 一、御産衣一重 一種  
 酒井信濃守  
 酒井播磨守  
 酒井越前守  
 酒井山城守  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて二十枚 二種一荷  
 大久保出羽守



一、御産衣一重 一種 大久保筑後守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種 大久保山城守  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて十枚 三種一荷 稻葉内匠頭  
 一、御産衣一重 一種 立花出雲守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷 稻葉萬次郎  
 一、御産衣一重 御腰物御大小にて十枚 一種一荷 立花飛驒守 戸田徳次郎 丹羽左京大夫  
 真田豊後守 阿部豊後守 阿部伊勢守  
 一、御産衣一重 一種 丹羽長門守  
 一、御産衣一重 一種 阿部因幡守  
 安倍攝津守 戸田右近將監 戸田玄蕃  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 戸田出雲守  
 秋元但馬守  
 一、御産衣一重 一種 南部甲斐守  
 森川若狹守  
 一、御産衣一重 一種 堀田出羽守  
 松平縫殿頭

一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 土屋左門  
 一、御産衣一重 御腰物一腰一枚 一種一荷 牧野民部少輔  
 一、御産衣一重 一種 松平右近將監  
 一、御産衣一重 一種 牧野内膳正  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 牧野越中守  
 中川内膳正  
 一、右同斷 松平豊後守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種 牧野河内守  
 一、御産衣一重 一種 本庄大和守  
 若君様へ、御七夜に付、諸大名より献上之次第、  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 松平主殿頭  
 一、右同斷 松平丹波守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷 松平伊賀守  
 松平紀伊守 松平周防守  
 一、御重衣一重 御腰物一腰三枚 一種 松平遠江守  
 松平市正  
 一、御産衣一重 一種 松平對馬守

一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 水野監物  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種 松平山城守  
 一、御産衣 一種 松平原之助  
 水野日向守 内藤播磨守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 土井辨之助  
 内藤備後守  
 一、御産衣一重 一種 土井八助  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種 土井甲斐守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 内藤紀伊守  
 一、御産衣一重 一種 内藤山城守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種 内藤大和守  
 一、御産衣一重 一種 内藤下總守  
 一、御産衣一重 一種 御腰物一腰五枚 一種一荷 戸澤上總介 安藤對馬守 松浦壹岐守  
 相馬彈正少弼 石川主殿頭

一、御産衣一重 一種 石川播磨守  
 一、右同斷 松浦大和守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 京極佐渡守  
 一、右同斷 井上河内守 久世讚岐守  
 一、御産衣一重 一種 京極出羽守  
 京極甲斐守 京極備後守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷 仙石陽之助  
 一、御産衣一重 一種 井上遠江守  
 井上山城守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷 脇坂淡路守  
 一、右同斷 岡部美濃守 伊東修理亮  
 加藤遠江守  
 一、御産衣 一種 伊東若狹守  
 加藤織部正  
 一、御産衣一重 一種 永井播磨守  
 九鬼大隅守 稻垣安藝守 堀長門守  
 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種 一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種



鳥居伊賀守 稻垣攝津守  
堀左京亮 秋月佐渡守  
一、御産衣一重 一種 堀出雲守  
堀美濃守  
一、御産衣 一種 大村河内守  
植村出羽守 植村土佐守 木下美濃守  
木下和泉守 三浦志摩守 増山河内守  
相良遠江守 六郷阿波守 森伊勢守  
堀長門守  
一、右同斷 加藤孫三郎  
一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷  
間部若狹守 板倉相摸守 青山伯耆守  
秋田信濃守 溝口出雲守  
一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
板倉甲斐守  
一、御産表一重 一種 板倉右近  
一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
青山大膳亮 津輕出羽守 龜井豊前守  
金森兵部少輔 永井飛騨守 永井伊賀守  
諏訪因幡守 朽木土佐守

一、御産一重 一種 森豊五郎  
關播磨守 織田兵部大輔 織田 織部  
織田下野守 分部和泉守 大關信濃守  
市橋下總守 内田出羽守 渡邊越中守  
久留島信濃守 五島淡路守  
一、御産衣一重 一種 土方河内守  
三宅備後守 小堀和泉守 米倉鍋三郎  
太田原飛騨守 片桐石見守 米津出羽守  
遠山和泉守 高木主水正 森川兵部少輔  
建部丹波守 山口修理亮 北條相摸守  
一、御産衣一重 一種 青木源五郎  
新庄越中守 一柳土佐守 一柳兵部少輔  
谷出羽守 加納遠江守 柳生但馬守  
遠藤備前守 松前志摩守  
御役人方  
一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 松平左近將監  
一、御産衣一重 御腰物一腰五枚 一種一荷 松平伊豆守 松平右京大夫  
一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種一荷

元文世説雜錄卷之十一

本多中務大輔 太田備中守

一、御産衣一重 御腰物一腰三枚 一種  
土岐丹後守 松平能登守  
一、御産衣一重 一種 水野壹岐守  
本多伊豫守 小出信濃守 西尾隱岐守  
○右献上物は西之丸御玄關迄、在府在邑之諸大名一同に、以使者獻上之、尤献上物銘々に、包熨斗堅御目録添也、  
○御産衣献上臺の圖<sup>略</sup><sub>省</sub>  
○右御産衣廿萬石以上者、御上召唐織、御下召羽二重、其以下者、御上着綸子、御下召等差有之、  
○御臺白木、葵之御紋、金粉御模様ちらし松竹、臺は寶づくし、青黄赤白黒の五色を以いろごり、金銀の粉を以飾之、

○五月廿八日、公方様大納言様へ、若君様御七夜に付、諸大名より献上物之次第、  
一、二種一荷宛 尾張中納言殿 紀伊中納言殿  
一、二種一荷 紀伊中將殿  
一、二種一荷 水戸少將殿  
一、一種 松平但馬守  
一、右同斷 松平左京大夫  
一、右同斷 松平中務大輔  
一、二種一荷 松平讃岐守  
一、一種 松平大學頭  
一、右同斷 松平播磨守  
一、一種一荷 松平靱負佐  
一、二種一荷 松平庄次郎  
一、一種 松平兵部大輔  
一、二種一荷 松平河内守  
一、一種 松平幸千代  
一、一種 松平近江守

元文世説雜錄卷之十終



一、右同斷  
 一、二種一荷 松平志摩守  
 一、二種一荷 松平大和守  
 一、二種一荷 松平左兵衛督  
 一、二種一荷 松平肥後守  
 一、二種一荷 保科彈正忠  
 一、二種一荷 松平加賀守  
 一、二種一荷 同 又左衛門  
 一、二種一荷 松平出雲守  
 一、二種一荷 松平備後守  
 一、二種一荷 前田丹後守  
 一、二種一荷 松平大隅守  
 一、二種一荷 松平又三郎  
 一、二種一荷 島津但馬守  
 一、二種一荷 細川越中守  
 一、二種一荷 松平陸奥守  
 一、二種一荷 松平越前守  
 一、二種一荷 田村隱岐守  
 一、二種一荷 伊達 伊織  
 一、二種一荷 伊達 左京  
 一、二種一荷 細川備後守  
 一、二種一荷 細川大和守

細川長門守 黑田大和守 松平宮内少輔  
 毛利但馬守 毛利讚岐守  
 一、二種一荷 松平筑前守  
 一、二種一荷 黑田甲斐守  
 一、二種一荷 松平安藝守  
 一、二種一荷 松平伊勢守  
 一、二種一荷 松平大膳大夫  
 一、二種一荷 毛利岩之丞  
 一、二種一荷 毛利周防守  
 一、二種一荷 松平信濃守  
 一、二種一荷 松平丹波守  
 一、二種一荷 鍋島加賀守 鍋島攝津守  
 一、二種一荷 鍋島備前守  
 一、二種一荷 松平相摸守  
 一、二種一荷 松平出羽守  
 一、二種一荷 松平攝津守  
 一、二種一荷 松平隼之助  
 一、二種一荷 松平大炊頭  
 一、二種一荷 松平茂十郎  
 一、二種一荷 井伊掃部頭 藤堂和泉守

松平阿波守 松平土佐守 有馬中務大輔  
 松平隱岐守 松平越中守  
 一、二種一荷 池田丹波守 池田内匠頭  
 井伊伊賀守 有馬備後守 岩城河内守  
 松平備前守 松平玄蕃頭  
 一、二種一荷 藤堂幸次郎 有馬日向守  
 一、二種一荷 佐竹右京大夫  
 一、二種一荷 佐竹修理大夫  
 一、二種一荷 佐竹壹岐守  
 一、二種一荷 松平筑後守  
 一、二種一荷 松平下總守  
 一、二種一荷 松平飛騨守  
 一、二種一荷 松平大藏少輔  
 一、二種一荷 奥平大膳大夫  
 一、二種一荷 奥平熊太郎  
 一、二種一荷 松平甲斐守  
 一、二種一荷 松平孫六郎  
 一、二種一荷 柳澤民部少輔 式音彈正少弼  
 一、二種一荷 上杉民部少輔 柳原式部大輔  
 酒井雅樂頭 酒井備後守 酒井左衛門尉

大久保出羽守  
 一、二種一荷 上杉駿河守 本多肥前守  
 本多兵庫頭 本多越中守 本多伊勢守  
 松平對馬守 本多紀伊守  
 一、二種一荷 本多主膳正  
 一、二種一荷 小笠原右近將監  
 一、二種一荷 小笠原遠江守  
 一、二種一荷 小笠原信濃守 小笠原左衛門佐  
 小笠原近江守 酒井信濃守 酒井播磨守  
 一、二種一荷 小笠原壹岐守  
 一、二種一荷 酒井越前守 酒井山城守  
 大久保筑後守 大久保山城守 立花出雲守  
 堀田若狹守 堀田出羽守 南部甲斐守  
 戶田 玄蕃 戶田右近將監 阿部因幡守  
 安部攝津守 丹羽長門守  
 一、二種一荷 宗 對馬守  
 一、二種一荷 稻葉内匠頭 立花飛騨守  
 丹羽左京大夫 真田豐後守 阿部豐後守  
 一、二種一荷 阿部飛騨守  
 一、二種一荷 稻葉内匠頭



一、二種一荷 阿部伊勢守  
 一、一種一荷 阿部留之助  
 一、一種一荷宛 戶田出雲守秋元但馬守  
 一、二種一荷宛 南部修理大夫堀田相摸守  
 一、二種一荷 戶田德次郎  
 一、一種一荷宛 土屋 左門 松平右近將監  
 牧野民部少輔 牧野越中守 中川内膳正  
 松平豐後守 松平主殿頭 松平丹波守  
 松平伊賀守 松平紀伊守 松平周防守  
 水野 監物 土井辨之助 内藤備後守  
 内藤紀伊守 戶澤上總介 安藤對馬守  
 松浦壹岐守 相馬彈正少弼 石川主殿頭  
 京極佐渡守 仙石陽之助 井上河内守  
 久世隱岐守 脇坂淡路守 岡部美濃守  
 伊東修理亮 加藤遠江守 間部若狹守  
 一、二種一荷宛 板倉相摸守 青山伯耆守  
 秋田信濃守 溝口出雲守  
 一、二種宛 牧野内膳正 牧野河内守  
 本庄大和守 松平備中守 松平縫殿頭  
 松平山城守 松平源之助 松平遠江守

松平 市正 水野日向守 土井 八助  
 土井甲斐守 内藤播磨守 内藤山城守  
 一、二種宛 内藤大和守 内藤下總守  
 松浦大和守 石川播磨守 京極出羽守  
 京極甲斐守 京極備後守 井上遠江守  
 井上山城守 伊東若狹守 加藤織部正  
 加藤孫三郎 板倉 右近 板倉甲斐守  
 青山大膳亮 津輕出羽守 龜井豐前守  
 金森兵部少輔 永井飛驒守 永井伊賀守  
 一、二種宛 永井播磨守 九鬼伊勢守  
 九鬼大隅守 諏訪因幡守 朽木土佐守  
 鳥居伊賀守 稻垣攝津守 稻垣安藝守  
 堀 左京亮 堀 出雲守 堀 長門守  
 堀 美濃守 秋月佐渡守 大村河内守  
 植村出羽守 植村土佐守 木下美濃守  
 木下和泉守 三浦志摩守 增山河内守  
 一、二種宛 相良遠江守 六郷阿波守  
 森 伊勢守 森 豐五郎 關 播磨守  
 織田兵部大輔 織田 織部 織田幸次郎  
 織田下野守 分部和泉守 大關信濃守

之獻上物に、銘々に鬘斗添也、  
 ○同廿八日、御七夜に付若君様へ、十萬石以上之嫡子  
 隱居獻上物之事、

市橋下總守 内田出羽守 渡邊越中守  
 久留島信濃守 五島淡路守 土方河内守  
 三宅備家守 小堀和泉守  
 一、二種宛 米倉鍋三郎 大田原飛驒守  
 片桐石見守 米倉出羽守 遠山和泉守  
 高木主水正 森川兵部少輔 建部丹波守  
 山口修理亮 北條相摸守 青木源五郎  
 新庄越中守 一柳土佐守 一柳兵部少輔  
 柳生但馬守 遠藤備前守 谷出 羽守  
 一、二種宛 加納遠江守 松前志摩守  
 御役人  
 一、二種一荷宛 松平左近將監 松平伊豆守  
 本多中務大輔 松平右京大夫 太田備中守  
 一、二種宛 西尾隱岐守 土岐丹後守  
 水野壹岐守 本多伊豫守 松平能登守  
 小出信濃守  
 以上  
 一、公方様へ之獻上物、御本丸御玄關迄、  
 一、大納言様へ之獻上物、西之丸御玄關迄、  
 右は在府在邑之諸大名、不殘以使者獻上之、右

紀伊中將殿  
 松平又左衛門  
 松平上總介  
 松平又三郎  
 松平越前守  
 松平伊勢守  
 松平丹後守  
 松平出羽守  
 松平茂十郎  
 井伊掃部頭隱居  
 有馬中務大輔隱居  
 佐竹修理大夫  
 松平飛驒守  
 奥平熊太郎  
 小笠原遠江守  
 阿部飛驒守  
 阿部留之助



以上

御産婦へ、御七夜に付、諸大名より差上物之事、

一、白銀二十枚 尾張中納言殿  
 一、白銀十枚 紀伊中納言殿  
 一、白銀三枚 紀伊中將殿  
 一、白銀十枚 水戸少將殿  
 一、白銀二枚 松平但馬守  
 一、右同斷 松平左京大夫  
 一、白銀二枚 松平中務大輔  
 一、白銀五枚 松平讃岐守  
 一、白銀二枚 松平大學頭  
 一、右同斷 松平播磨守  
 一、白銀三枚 松平庄次郎  
 一、白銀十枚 松平兵部大輔  
 一、白銀二枚 松平河内守  
 一、白銀五枚 松平幸千代  
 一、白銀二枚 松平近江守  
 一、右同斷 松平志摩守  
 一、白銀五枚 松平大和守  
 一、白銀三枚 松平左兵衛督

一、白銀五枚 松平肥後守  
 一、白銀二十枚 松平加賀守  
 一、白銀三枚 松平又左衛門  
 一、白銀五枚 松平出雲守  
 一、白銀三枚 松平備後守  
 一、白銀二十枚 松平大隅守  
 一、白銀三枚 松平又三郎  
 一、右同斷 松平上總入道  
 一、白銀二枚宛 保科彈正忠前田丹後守  
 島津但馬守  
 一、白銀二十枚 松平陸奥守  
 一、白銀三枚 松平越前守  
 一、白銀五枚 伊達伊織  
 一、白銀二枚宛 田村隱岐守伊達左京  
 一、白銀十枚 細川越中守  
 一、白銀二枚宛 細川大和守細川備後守  
 一、白銀二枚宛 細川長門守黒田大和守  
 松平宮内少輔 毛利但馬守毛利讃岐守  
 一、白銀十枚 松平筑前守  
 一、白銀二枚 黒田甲斐守

一、白銀十枚 松平安藝守  
 一、白銀三枚 松平伊勢守  
 一、白銀十枚 松平大膳大夫  
 一、白銀三枚 毛利岩之丞  
 一、白銀十枚 松平信濃守  
 一、白銀三枚 松平丹後守  
 一、白銀三枚 鍋島加賀守  
 一、右同斷 鍋島攝津守  
 一、白銀二枚 鍋島備前守  
 一、白銀十枚 松平相摸守  
 一、同三枚 松平出羽守  
 一、白銀二枚 松平攝津守  
 一、右同斷 松平隼之助  
 一、白銀十枚 松平大炊頭  
 一、白銀三枚 松平茂十郎  
 一、白銀十枚 井伊掃部頭  
 一、白銀二枚宛 池田内匠頭池田丹波守  
 一、白銀十枚 藤堂和泉守  
 一、白銀三枚 藤堂幸次郎  
 一、白銀五枚 松平阿波守

一、右同斷 松平土佐守  
 一、右同斷 有馬中務大輔  
 一、白銀二枚宛 井伊伊賀守有馬備後守  
 一、白銀三枚 有馬日向守  
 一、白銀五枚 佐竹右京大夫  
 一、白銀三枚 佐竹修理大夫  
 一、白銀三枚宛 佐竹壹岐守岩城河内守  
 松平備前守 松平筑後守松平玄蕃頭  
 松平大藏少輔  
 一、白銀五枚宛 松平越中守松平隱岐守  
 一、白銀五枚 松平下總守  
 一、同三枚 松平飛騨守  
 一、白銀五枚 奥平大膳大夫  
 一、白銀三枚 奥平熊太郎  
 一、白銀五枚宛 松平甲斐守上杉民部大輔  
 柳原式部大輔 小笠原右近將監  
 一、白銀三枚 小笠原遠江守  
 一、白銀二枚宛 柳澤民部少輔松平彈正少弼  
 上杉駿河守 本多肥前守本多兵庫頭  
 本多越中守 本多紀伊守



一、白銀三枚 本多主膳正  
 一、白銀二枚宛 本多伊勢守 小笠原近江守  
 小笠原佐渡守 小笠原左衛門佐  
 一、白銀三枚 小笠原壹岐守  
 一、白銀五枚宛 酒井雅樂頭 酒井備後守  
 酒井左衛門尉 大久保出羽守 稻葉内匠頭  
 立花飛驒守 丹羽左京大夫  
 一、白銀五枚宛 真田豐後守 阿部豐後守  
 一、白銀三枚 阿部飛驒守  
 一、白銀五枚宛 阿部伊勢守 戶田德次郎  
 南部修理大夫 堀田相模守 宗 對馬守  
 一、白銀二枚宛 酒井信濃守 酒井播磨守  
 酒井越前守 酒井山城守 大久保筑後守  
 一、白銀二枚宛 安倍攝津守 大久保山城守  
 立花出雲守 丹羽長門守 阿部因幡守  
 戶田右近將監 戶田 玄蕃  
 一、白銀三枚宛 稻葉萬次郎 秋元但馬守  
 一、白銀二枚宛 南部甲斐守 堀田若狹守  
 堀田出羽守  
 一、白銀三枚 土屋 左門

一、白銀三枚宛 松平右近將監 牧野民部少輔  
 牧野越中守 中川内膳正 松平豐後守  
 一、白銀二枚宛 松平主殿頭 松平丹波守 松平伊賀守  
 一、白銀二枚宛 牧野内膳正 牧野河内守  
 本庄大和守 松平備中守  
 一、白銀二枚宛 松平縫殿頭 松平山城守  
 松平源之助  
 一、白銀三枚宛 松平紀伊守 松平周防守  
 水野 監物 土井辨之助 内藤備後守  
 内藤紀伊守 戶澤上總介 安藤對馬守  
 一、白銀二枚宛 松平遠江守 松平 市正  
 松平對馬守 水野日向守  
 一、白銀二枚宛 土井 八助 土井甲斐守  
 内藤播磨守 内藤山城守 内藤大和守  
 内藤下總守  
 一、白銀三枚宛 松浦壹岐守 相馬彈正少弼  
 石川主殿頭 京極佐渡守 仙石陽之助  
 井上河内守 久世隱岐守 脇坂淡路守  
 岡部美濃守  
 一、白銀二枚宛 松浦大和守 石川播磨守

京極出羽守 京極甲斐守 京極備後守  
 井上遠江守 井上山城守  
 一、白銀三枚宛 伊東修理亮 加藤遠江守  
 間部若狹守 板倉相摸守 青山伯耆守  
 秋田信濃守 溝口出雲守  
 一、白銀二枚宛 伊東若狹守 加藤織部正  
 加藤孫三郎 板倉 右近 板倉甲斐守  
 青山大膳亮 津輕出羽守 龜井豐前守  
 金森兵部少輔 永井飛驒守 永井伊賀守  
 永井播磨守 九鬼伊勢守 九鬼大隅守  
 諏訪因幡守  
 一、白銀三枚宛 朽木土佐守 鳥居伊賀守  
 稻垣攝津守 稻垣安藝守 堀 左京亮  
 堀 出雲守 堀 長門守 堀 美濃守  
 秋月佐渡守 大村河内守 植村出羽守  
 植村土佐守 木下美濃守 木下和泉守  
 一、白銀二枚宛 三浦志摩守 增山河内守  
 相良遠江守 六郷阿波守 森 伊勢守  
 森 豐五郎 關 播磨守 織田兵部大輔  
 織田 織部 織田幸次郎 織田下野守

分部和泉守 大關信濃守 市橋下總守  
 内田出羽守  
 一、白銀二枚宛 渡邊越中守 久留島信濃守  
 五島淡路守 土方河内守 三宅備後守  
 小堀和泉守 米倉鍋三郎 大田原飛驒守  
 片桐石見守 米津出羽守 遠山和泉守  
 高木主水正 森川兵部少輔 建部丹波守  
 一、白銀二枚宛 山口修理亮 北條相摸守  
 青木源五郎 新庄越中守 一柳土佐守  
 一柳兵部少輔 柳生但馬守 遠藤備前守  
 谷 出羽守 加納遠江守 松前志摩守  
 御役人方  
 一、白銀三枚宛 松平左近將監 松平伊豆守  
 松平右京大夫 本多中務大輔 太田備中守  
 一、白銀二枚宛 土岐丹後守 松平能登守  
 水野壹岐守 本多伊豫守 小出信濃守  
 西尾隱岐守  
 以上  
 一、若君様へ之御獻上物は、西の丸御玄關迄、在府在  
 邑之嫡子隠居之面々、以使者獻上之、



一、御産婦へ之贈物は、西の丸中の口迄、在府在邑之諸大名、不<sub>レ</sub>殘以<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之候、御七夜御祝儀諸大名獻上物、

御出生様へ、六十萬石以上、二十萬石以上、十萬石以上三十人

紀伊殿には六十萬石以上之格にて獻上、御老中并京都所司代は、十萬石以上之格にて獻上、

六十萬石以上二十人  
三萬石以上六十一人  
但若年寄并大坂御城代は、三萬石以上之格にて獻上、

一萬石以上百廿四人  
右之人數合二百六十四人

御産衣合二百六十四重

唐織廿一  
内 綸子二百四十三

羽二重二百六十四

御道具合、内 御大小之方五十四通り  
一腰之方八十六腰

折紙合て千八百八枚、小判にして八千三百十兩、

二種一荷合五十四通り  
一種一荷合四十九通り  
一種合百六十一通り

公方様、大納言様へ  
二種一荷宛十萬石以上  
一種一荷宛五萬石以上  
一種一萬石以上

右合二種一荷百八通り  
一種一荷百四通り  
一種三百十六通り

御産婦へ、六十萬石以上白銀二十枚宛、三十萬石以上同十枚宛、十萬石以上同五枚宛、五萬石以上同三枚宛、二萬石以上同二枚宛、

右之白銀合八百八十二枚  
御乳人 御介添 御本丸老女 御本丸表役  
御出生様御さし  
右女中へ被<sub>レ</sub>下候員數、

一白銀二千九百七十四枚  
小粒合千百四十四粒  
小判に<sub>レ</sub>二百八十六兩

右之外、諸大名十萬石以上嫡子隠居、人數不<sub>二</sub>相知<sub>一</sub>者除<sub>レ</sub>之、

元文世說雜錄卷之十二

○六月六日惣出仕之次第、御二七夜、此度若君様御誕生被<sub>レ</sub>遊候に付、爲<sub>二</sub>御祝儀<sub>一</sub>御能被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、公方様、大納言様大廣間へ出御、

紀伊中納言殿 紀伊中將殿  
松平加賀守 松平肥後守  
松平讚岐守 松平中務大輔

國持大名 表向四品之別  
同 嫡子 御譜代衆

外様大名 同 嫡子  
交代寄合 表 高家

○右御能拜見被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、於<sub>二</sub>席々<sub>一</sub>金銀之御料理被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、

紅葉之間御料理之節御座之順

御馳走人 戸田備後守  
大久保對馬守

稻垣攝津守  
井上河内守

元文世說雜錄卷之十一終



京左 遠 伊 森 勝五郎  
 守 利 大 利 毛 細川長門守  
 守 脚 臺 竹 佐 織田織部  
 頭 匠 内 田 池 毛利但馬守  
 轉 少 内 宮 平 松 森 伊勢守  
 守 肆 攝 平 松 津 輕出羽守  
 轉 少 郎 兵 樣 金 京 中川内膳正  
 守 守 佐 極 京

織田 佐竹 松平 伊勢 大勢 大輔 大守

公方様より御使本多中務大輔  
 御臺物四、松梅人形、  
 押、紅葉、  
 牡丹、  
 大納言様より御使松平能登守  
 御臺物五、弓八幡、  
 大黒唐子、  
 押、山吹、  
 さくら、

右日光爲御名代朝發足、

右大納言様より、爲御名代晝比發足、  
 一、同十五日

右は日光御名代相勤江戸へ着、

一、竹千代様御宮參被爲遊候節、井伊掃部頭宅へ御  
 腰被爲懸候、  
 一、六月

京都へ御使 高家 織田淡路守  
 右從大納言様京都へ御使、從禁裡干反樂御供  
 米被進候に付、右爲御禮被遣之旨、於芙蓉之  
 間、老中列座、中務大輔被仰渡之候、

右兩人竹千代様御醫師被仰付之候、  
 ○同十二日、御能之次第、

十三日御三七夜に付、爲御祝儀御能被仰付候、公  
 方様大納言様大廣間へ出御、

一、御能番組

夫五百枝さす松の葉の、かすにこもれる千代の色、  
 君が齡のなをながく、さかふる影のあらはれて、目  
 出度かりける時とかや、

翁三番叟 彌右衛門  
 相生風流 仁右衛門

高砂 觀世太夫 新次郎 三太郎 又十郎  
 田村 喜内 茂右衛門 彦三郎 安兵衛  
 羽衣 十太夫 彦太郎 三郎右衛門 惣右衛門  
 長良 寶生太夫 源七 九郎兵衛 市右衛門  
 祝言金札 金春太夫 文藏 五郎次郎 又右衛門  
 末廣がり 彌右衛門 清五郎 清左衛門  
 福の神 仁右衛門

一、惣町人へ、於御白洲御能拜見被仰付候、  
 ○七日、惣出仕有之、右御能之御禮也、西之丸へも右  
 同斷、  
 一、同日、

阿部豊後守

御三家方、御譜代衆、外様大名、

右御能拜見被仰付候、於三席々御料理被下之、  
 一、御能組

難波 十太夫 久右衛門 九郎兵衛 惣右衛門  
 八島 七太夫 源七 五郎次郎 小八  
 江口 觀世太夫 新次郎 三太郎 庄兵衛  
 紅葉狩 八右衛門 彦太郎 三郎右衛門 又右衛門  
 祝言岩舟三十郎 新之丞 權彦九郎 市右衛門  
 はぎ大名 八右衛門 又三郎  
 いぐる 傳右衛門 又三郎  
 那須 原本脱字

一、同十二日、御三七夜爲御祝儀惣出仕有之、西之  
 丸へも爲御祝儀登城有之、

○六月、御部屋様御一家方へ被進物之事、  
 一、白銀五枚 二種一荷 御父梅溪前中納言  
 一、白銀五十枚 二種一荷 御母東 町  
 一、白銀三枚 一種一荷 御兄梅溪 三位  
 一、右同斷 御兄白川 三位



- 一、白銀三枚 一種一荷 南都御兄極 樂院
- 一、右同斷 大佛御兄金 剛院
- 一、右同斷 御弟千種 少將
- 一、右同斷 御弟龜 丸

右は、此度從大納言様、爲御祝儀被進之候、  
 ○同十八日、御誕生之爲御祝儀、出仕有之、御能被  
 仰付之、公方様、大納言様大廣間へ出御、

御譜代衆、詰衆、菊之間詰、

右御能見物被仰付候、於席々御料理被下之、  
 一、御能組

- 翁三番叟 傳右衛門
- 弓八幡 寶生太夫 源七彦三郎 又十郎
- 庄左衛門 彦太郎 五郎次郎 清左衛門
- 東北 十太夫 久右衛門 九郎兵衛 又六
- 龍田の由 七太夫 茂右衛門 三郎右衛門 惣次郎
- 邯鄲 觀世太夫 新次郎 清次郎 市右衛門
- 亂 觀世太夫 新次郎 三郎右衛門 惣右衛門
- 三本柱 仁右衛門 惣右衛門 庄兵衛
- 釣ぎつね 彌右衛門

一、同十九日、出仕有之、右御能之御禮也、西丸へも出

仕有之、  
 ○同廿三日、右之御祝儀に付、御能被仰付之、出仕  
 之面々、御譜代衆、詰衆、同嫡子、寄合、

- 翁三番叟 彌右衛門
- 老松 七太夫 彦太郎 三郎右衛門 權兵衛
- 新九郎 庄兵衛
- 籠 金春太夫 彦重郎 市郎兵衛 清五郎
- 六浦 觀世太夫 源七 三郎右衛門 惣右衛門
- 清次郎 市右衛門
- 石橋 寶生太夫 新之丞 九郎兵衛 又新三郎
- 權九郎 又新三郎
- 祝言養老喜内勝七 久左衛門 久源 八助
- 鼻取すまふ 權之丞 久次郎 久源 八助
- 鱸庖丁 八之丞
- 石橋之間 傳右衛門

一、同廿四日、右之刻限出仕有之、御能之御禮也、西丸  
 へも出仕有之也、  
 一、八月廿八日

伊賀守次男善十郎事  
 松平民部大輔  
 藤藏養子留之助事  
 稻葉越中守

左近將監四男

松平圖書頭

右者、竹千代様付御小姓被召出之、各二千石被下  
 之、

元文世說雜錄卷之十三

○元文二巳年十一月三日、於評定所、佐野新藏様へ  
 被仰渡候趣、

其方儀、先年遠島被仰付候處、此度於八丈島御  
 仕置被仰付候、依之倅萬之助此度遠島被仰付  
 候、

○同八日、木下縫殿助様御領分豊後國立石村、當夏旱  
 魘、御損毛高二千六百六十石餘、

右之通、御届け被成候由、  
 ○同十日、松平市正様御領分豊後國、當夏中旱魘御損  
 毛、

一、高二萬二百九十石餘  
 右之通、御用番様へ御届け被成候由、

○同十三日、加藤遠江守様御在所豫州大洲御領分、當  
 夏旱魘付にて御損毛、

一、高一萬八千石餘  
 右之通、御用番様へ御届け被成候由、  
 ○同十四日、五島淡路守様御領分肥前國、當五月初よ

元文世說雜錄卷之十二終



り九月下旬迄、早魃にて御損毛、

一、田畑高六千五百石餘

右之通、去る八日、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同日、中川内膳正様御領分早魃、當九月大雨洪水にて御損毛左之通、

一、高一萬三千石餘

右之通、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同十五日、大久保三太夫様、大久保三十郎様、内藤頼通様、大久保數馬様、右御四人御知行所武州幡羅郡目沼村と申所、此度利根川通り上り候場所畑に起候儀、江戸本所林町遠州屋仁左衛門と申者、御願申上候に付、當十月、石原半右門様御見分として御越被<sub>レ</sub>成、御見分之上にて、右仁左衛門に被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候由、

○同日夜、麻布新町中程より出火、土屋左門様御下屋敷、表長屋二十間餘類焼、尤御屋敷前通り町屋、不<sub>レ</sub>殘類焼之由、

○同廿七日、松浦肥前守様御在所、當六月廿日より七月六日迄早魃、其上八月十一日より同廿七日迄、北風強海邊潮込上げ、旁御損毛左之通、  
一、高二萬四千八百石餘

右之通、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同廿九日、御成之節御得物左之通、

白鳥一、鷺一 御弓

鷹一、鴨一 御拳

菱喰 射留

鴨一、白鳥一

鴨二 脇鷹

鴨一 同

鴨一 討留

能勢河内守様  
板倉佐渡守様  
澁谷和泉守様  
島津山城守様御組  
吉田三郎兵衛様

右之通、御得物之由、

○閏十一月六日、木下和泉守様御在所、當夏早魃其上蟲付候、御損毛高九千石餘、

右之通、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同日、奥平大膳大夫様御在所、當已早魃損毛并蟲付、御損毛高一萬八千五百六十五石四斗餘、

右之通、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同七日、所々錢座共願相濟候に付、文金一兩に錢四貫文宛賣申候等之由、

○同日、來年之大小、

井伊どの二御成なされて七五三

小正の四るの雨にも六浦舟

八十勢こぎ行としのくれ哉

○同十日、相摸海道武州之内、御旗本衆御知行所之内に、男松女松相生の松出來候由、高さ三間半廻り三尺、上坂安左衛門様見分相濟候之由、

○同十四日、町方所々へ押込盗人入候由、去月晦日の夜、中橋拾徳屋敷與右衛門店、三右衛門と申もの方侍體之者五人、頭より足迄黒き物にて包、目計出し、路次の戸をこちはなし押入、三右衛門夫婦を夜着ともに脇へ押寄、聲立盡可<sub>レ</sub>切殺<sub>二</sub>由、盗人兩人刀を拔、三右衛門夫婦の跡先へ附、衣類品々十色、金二兩餘盜取候て、有明を吹消逃出候付、三右衛門家主へ知せ候得ば、店の者出合表へ出、路次の戸を見候處、鐵てこの様成ものにて、こぢ放候様に相見え候由、其段當月三日、松波筑後守様御番所へ申出候付、三日の夜より兩御組與方四人同心二十人、夜廻り御出し、夜更目立候體の者、被<sub>レ</sub>召捕<sub>二</sub>御吟味之由、  
○同十五日、毛利讃岐守様御在所、當早魃にて、田畑御損毛高千五百石、

右之通、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同日、毛利岩之丞様御領分、右同斷に付御損毛、

一、田畑高五千四百石五斗餘

右之通、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同十八日、奥平大膳大夫様御在所豊前國於<sub>二</sub>中津、先月晦日御本丸脇櫓火之氣も無<sub>レ</sub>之所故、焰硝假に御入置候とて、右櫓へ御運せ被<sub>レ</sub>成候處、如何いたし候や、御焰硝より火出、二重櫓一箇所、平櫓一箇所崩落、續の堀落崩損じ、櫓下に石垣所々損申候、櫓少々火移申候處、早速防留られ候、右之焰硝持せ罷越候徒一人足輕二人中間三人即死仕候、右之外御城内御別條無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候之由、

○同日、御小姓組與頭神保四郎左衛門様、於<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>西丸御小姓組與頭被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候處に、上意御聞達、西丸新御番頭被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候と御心得、新番頭之席へ御詰被<sub>レ</sub>成候之段御不念に付、御伺之上御差扣被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候由、

○同日、増山河内守様御在所、當七月中大雨にて水湛へ、田方水腐に付御損毛、

一、高二千五百石

右之通、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、



○十一月朔日、松平讃岐守様御在所、讃州高松御領分、當夏旱魃其上蟲付旁御損毛、

一、高四萬五千石  
右之通、御用番様へ御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同日被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候趣、

權現様、台徳院様御代に、御旗奉行相勤候仁之嫡流は勿論、庶流にても書出候様にと被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候由、

關ヶ原 御旗奉行、

式村越 同、

同 台徳院様御時  
眞田御附、

此分は相知れ候、

權現様大坂御陣、

元御使番江

戸付御陣、

大坂後御陣爲<sub>二</sub>御名代<sub>一</sub>、

島田十右衛門勤<sub>レ</sub>之、

元不分明於<sub>二</sub>長篠<sub>一</sub>、

打死、

元御使番 台徳院様大坂御陣以後、

同斷 右同斷、

右之通御座候由、  
○同五日、津輕出羽守領分、當四月七月大雨洪水に

て、御損毛高三萬五千三百五十石餘、  
右之通、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候由、

○同七日、此間西久保邊にて、銅の小さく戸を脊負通り候者、三宅彌次右衛門様御組にて被<sub>レ</sub>咎、申披<sub>レ</sub>正入牢之由、

○同廿日、細川越中守様御國元、當夏大雨にて田畑高六萬七千石御損毛に付、右之段、御用番様へ御届被<sub>レ</sub>成候之由、

○去る十三日、松平主殿頭様御知行所三州南部の内在家より出火之處、折節風強く及<sub>二</sub>大火<sub>一</sub>、百姓之家二百八十軒焼失、翌十四日火鎮り申候、尤人馬怪我無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候由、

○廿七日御仕置被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>左之通、

遠島

尾崎仁右衛門殿

尾崎半八郎殿

尾崎甚三郎殿

尾崎門三郎殿

右者十五歳迄、大崎甚右衛門へ御預け、

御小姓組  
大御番

松平七藏様  
松平彦太夫様

右兩人從弟にて内々取計不<sub>レ</sub>申、公邊にいたし候段不届に思召候、依<sub>レ</sub>之知行被<sub>二</sub>召放<sub>一</sub>候由、

無<sub>二</sub>御構<sub>一</sub>、

御番被<sub>二</sub>召放<sub>一</sub>小普請入

遠島

湯淺角太夫

右之通被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候由、

○はんじもの

歌仙、床のかざり料理獻立、

掛物三幅對

弓張や其文月の月の彌陀

翁は次に珠數きりくす

枝捨て尾上に松露取ぬらん

筆者

むかしの式に眼付けり

香爐

御用番廿日は公事を廉直す

卓

拙き上に意趣を忘れず

料理

汁

青梅と思へば舌の潤ひて

乳房の内に妻を追ひ出す

皿

あはで此世すごすと云ひし人ゆかし解イセゴイ

十に一ツは元直にもうる

百石につまらぬ塲所は御藏入

香物

破軍廻りて合戦にかつ

備押遠く聞へて急く者

二汁

かづきをぬぎし三ヶ月の將

白がねと見ればさうなき器

平皿

からの衣の見ゆるあとさき

花の身の三ツの我欲の其始め

岡の間に出る温泉

和物

夜明れば帆をばおろして急ぐ船

焼物

解キヌ

解チサ

解クリ

解カンビヤウ

解キウリ

解キウリ

解キウリ

解キウリ

解キウリ

解キウリ

解サンセウ

解スパキ

解カモ

解カモ

解カモ

解カモ

解カモ

解ウコギ



次第々に波のよりくる  
よごれ石在し詩歌の歌消えて

解カワマス  
解シホマス  
解アカイハシ

吸物

麻を代りに貫ふかけ乞

解アカイハシ

土山の初を問ひて櫛を見る

解ボウフウ

天下ひきふる架紵の眞似

解ボウフウ

さかな

風流好む上の曇の移る下も

解ボウフウ

夷狄の跡は御調備ふる

解ボウフウ

茶ぐわし

朝虹の天へ捧る牛皮

解ギウヒアメ

高さを積る獸の王

解ギウヒアメ

つゝみぐわし

障なくしづけき月に多賀の坂

解ケンヒ

威にまかせたる政務是ならず

解ケンヒ

枝吹て匂ひ持來る花の風

解エクカキ

後段

論をば止てはじく算盤

解ソバ

吸物

此上に名を知らせたき事計り

解アナ

肴

半盡し唐の獅子

解カラシヅ

頭をば負る番蛇の軍立

解カツヲ

さかな

萬は旦萬歳の音

解メウカ

はんじもの終

○祕密獻立

繪 端々女郎 盛かた次第にていか程もくへる

汁 地女 いかほども出したがる

香の物 若衆 齒のわるひ面々は手を付す

飯 女房 なくてはならず又珍敷なし

こくせう 野郎 しつこくてもうまみあり

しゆんかん 比丘尼 見懸能てもつめたし

花袖 振袖 けいき計にてあちなし

向詰鯛 格子女郎 見つてもようたい也

臺引 太夫 客がいたゞきさゞ

指身鯉 夜鷹 からしなくてははいけず喰て跡

氣遣ひせり

元文世説雜錄卷之十三終

元文世説雜錄卷之十四

○元文三戊午年正月十一日、於御城御會、

松やしる十がへり君も三ツ春

昌 迪

御竹間長閑き世々の此友

日長さに唐大和文學ばれて

昌 郁

良先日の矢めぐららし

其 阿

一時雨晴渡りたる秋山に

信 政

川音遠く霧を流るゝ

昌 長

暮ぬれば舟とめおく濱傳ひ

通 貫

むれてや鶴の眼しづけき

昌 暫

動きなき岩はの霜の解ぬ◎脱字カ

昌 悦

分よりつかも刈小笠原

元 高

○同十四日、水野日向守様御在所御城下結城町、今夜

戌の刻より出火、丑の刻火鎮申候、

一、家數三百三十間、一、寺七ヶ寺

一、社三ヶ所

一、木戸三ヶ所、一、焼死女一人

右之通、西北風烈敷致し焼失候、御城内家中屋敷、并右

之外人馬別條無御座候、此段御用番様へ御届被成

候由、

○同十七日、金森兵部少輔様御領分御城下白鳥村と

申所、百姓三郎兵衛子六兵衛二十八歳、女房三十七

歳、右之女已十二月二十四日朝出産、男子三人致し出

生、母子共に達者罷在、兵部少輔様より米五俵鳥目五

貫文被下候由、

○同二十五日、松平幸千代様御屋敷、舊蠟出火之節盜

賊入込、女中衣類盜取候由、葛籠を背負逃候盗人、其

場にて被捕候由、御家來之内輕き者兩人、同類之由

にて手錠懸り居候由、

○二月八日、御本丸御小納戸妻木彦右衛門様、右は西

尾隠岐守様於御宅、御目付能勢甚四郎様御立會、被

仰渡候者、先月下旬御本丸より西丸へ、御城内通御

使被遣候節、折節御本丸へ竹千代様被爲入候砌に

候得者、差扣可有處、無其儀御近所御目通り迄罷

出、御使に罷通趣を御近習迄申達候由、爲指急御用

にも無之處、不念之儀被思召候、依之御役御免小

普請入被仰付、閉門仕可罷有旨被仰渡候由、

○同九日、

討手

大關信濃守様御家來深 津 定 八



敵

水戸者之由

石井清助

右定八儀、舊冬清助に親を討れ候付、御暇申請、去る三日稻生下野守様御番所へ罷出、御帳に付申候由、  
○嵯峨松庵、此度醫師之學問所建申度段、町御奉行所へ相願候處、勝手次第と被<sub>レ</sub>仰出候付、筋違橋外樽屋藤左衛門屋敷にて普請仕候由、

○同十四日、内藤備後守様御領分小石濱中島町より、去る五日夜亥の刻出火之處、寅の刻火鎮申候由、焼失御届左之通、  
一、町家二百六十三軒 一、濱方役所一軒 一、小家六十五軒、

右の通御座候、尤人馬怪我人は無<sub>レ</sub>之由、

○同二十八日、阿蘭陀人御禮、献上の品左の通、

- 一、猩々緋一反 一、萌黄大羅紗一反 一、黄大羅紗一反 一、花色大羅紗一反 一、白大羅紗一反 一、茶色古羅紗一反 一、黒羅春板三反 一、萌黄へるへとわん三反 一、色ごろふくれん三反 一、阿蘭陀織縹子二卷 一、黒縹子三十卷 一、色縹子三十卷 一、奥島五十反 一、新辨柄島三十反 一、尺長大かいき五十反 一、同島大かいき三十反 一、同

類違島大かいき三十反 一、同系鷹羽島二十反  
一、同系あれしや島二十反 一、しやくりす島二十反  
一、たあれす島二十反 一、あれいす島二十反  
一、幅廣上白大金巾二十反 一、皿沙 一、珍能酒  
一、葡萄酒  
かびたん へるなあるとすへつせる 三十八  
役 人 やんほのす 四十八  
馬 乘 へんけるとわるなると 三十三  
外 科 へんてれきはんあらすとる 三十一

大通詞 中山喜左衛門 小通詞 加福萬治郎  
右之通、献上物有<sub>レ</sub>之候由、  
○昨二十七日、

山田奉行 堀 對馬守

其方儀、支配下金銀致<sub>レ</sub>借用、其上家來まかせに致置、通金才覺難<sub>レ</sub>成様之仕方、不慎之至候、依<sub>レ</sub>之御役被<sub>レ</sub>召放、小普請入閉門被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付之、右於<sub>レ</sub>西尾隱岐守様御宅、若年寄中御列座、隱岐守様被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>渡之、御目付松前主馬様、加藤彌次郎様御出座、

堀對馬守家來 樋口五右衛門

對馬守金子借用之儀、其方取扱權柄成仕方、不届之至候、依<sub>レ</sub>之重き追放被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付、右於<sub>レ</sub>評定所大御目付三宅周防守様被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>渡、町御奉行松波筑後守様御目付駒井勲負様御立合、

○三月十四日、御書院御番大久保對馬守様御組與力吉田段之進草履取、亂心に候哉、去月二十七日、同御組同心杉山源右衛門、見廻候處、草履取扱打にいたし、同組與力山田恒右衛門、參合居候處、是も腕切被<sub>レ</sub>付候由、主人段之進、俸源太夫出合候處、手之内廻り申候哉、むねにて打付候處、直にうらのかき破り、欠出候處、遂に大勢跡より追行、淺草門跡臺所にて召捕、段之進手打いたし候由、

○同十九日、本所林町邊、高百石一代小普請にて、種津久左衛門と申御方、去月二十七日、御婚禮御整、當月五日奥方御差殺し、切腹被<sub>レ</sub>成候由、

○去る十五日、日下部作十郎様御儀、奥方様并御家老御手討に被<sub>レ</sub>成候由、爲<sub>レ</sub>御吟味、御目付様御越之由、

一、同十九日、日下部作十郎様御親類木下清兵衛様、柘植三四郎様、蘆谷權次郎様、昨夕本多伊豫守様御宅

へ被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>呼之、仰渡候趣、左之通、

一作十郎儀、致<sub>レ</sub>亂心、妻へ手疵負相果候に付、作十郎切腹被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付候處、舅石川又四郎より、亂心にて妻を切候故、申分無<sub>レ</sub>御座候段申上候に付、親類へ御預け、扶助米二十人扶持被<sub>レ</sub>下之由、

○去る十四日、新吉原新町河岸山田屋と申遊女屋へ、下谷金杉競組之者、意趣有<sub>レ</sub>之候由にて押込、亭主下人打擲いたし棒にて疵付、所之者大勢出合、一人召捕五人逃候へども、大門口にて捕、町御奉行所へ訴候に付、松波筑後守様より檢使被<sub>レ</sub>遣、六人共に牢舎被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付候由、

○昨十八日、松波筑後守様へ、板倉周防守様御留守居被<sub>レ</sub>召呼、京都愛宕山之内、御先祖金子四十萬兩被<sub>レ</sub>埋置候由、町人申出候、彌左様成事有<sub>レ</sub>之候哉と御尋に付、其節致<sub>レ</sub>吟味候處、申傳も無<sub>レ</sub>之、覺候者も無<sub>レ</sub>之儀届候故、其通差置候由御挨拶被<sub>レ</sub>申候由、假右之趣書付被<sub>レ</sub>差出候様にと被<sub>レ</sub>仰聞候に付、書付差出候由、

○四月九日、評定所へ加藤權次郎様御實母、栗原仁右衛門様、諏訪部文右衛門様御同道にて被<sub>レ</sub>召呼、御詮



議之内揚り屋へ被<sub>レ</sub>遣候段被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候由、去月九日、右權次郎様御詮議之内、竹中左京様へ御預け被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>旨、於<sub>二</sub>評定所<sub>一</sub>、石野筑前守、松波筑後守、松前主馬立合申<sub>二</sub>渡<sub>一</sub>之、

○同十七日、南八町堀一丁目九右衛門店加兵衛儀、南品川竹町安右衛門方より、はやと申男女の形有<sub>レ</sub>之候かたわ女貫置、同町忠右衛門店五郎兵衛を願、見せ物に仕度旨、先達而爲<sub>二</sub>相願<sub>一</sub>候之處、不時之願に付無<sub>二</sub>御取上<sub>一</sub>、見せ物にいたす間敷候旨被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、此度堺町にて見せ物致候故、不埒に付過料被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候由、

○同二十一日、御馬預り加藤傳右衛門様御養子加藤權次郎様へ被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>趣、其方儀病氣之由にて久々引込罷有、其内度々外出仕及<sub>二</sub>酒狂<sub>一</sub>、剩御預け之御馬にも、一節相構不<sub>レ</sub>申捨置候、且又養父傳右衛門へ對し、不埒之仕方在<sub>レ</sub>之、旁以不届至極に候、依<sub>レ</sub>之遠島被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>旨、於<sub>二</sub>評定所<sub>一</sub>、稻生下野守様、松波筑後守様、松前主馬様御立合、被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候由、

○五月十日、黒田大和守様御在番上州館林御城、去月二十六日雷雨大風にて、御城内外大破に付、昨九日の晩御用番様へ、左の通御届け被<sub>レ</sub>成候由、左之通、

一、御城内土屋敷塀二ヶ所吹倒 一、御城内足輕家一軒吹潰 一、御城外足輕家二十三軒吹潰 一、作事長屋一軒吹潰 一、風折木大小二十本 一、御城下屋根所々破損

右之通、御届け被<sub>レ</sub>成候由、

○同十二日、

月光院様附女中梅枝下女

かる、みせ

右、御詮議之内揚屋へ被<sub>レ</sub>遣候、

新右衛門町町醫

坪内眞安

右、御詮議之内所へ御預候、

眞安召仕

七 介

右之通、松波筑後守様於<sub>二</sub>御番所<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候由、右之趣は、此度吹上御殿中居梅枝召仕之者也、吹上御土藏之金子紛失仕候付、御詮議未<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>候内、梅枝致<sub>二</sub>自害<sub>一</sub>候に付、右兩人揚屋へ被<sub>レ</sub>遣候由、

○同十三日、攝州吹田村百姓の子二十四歳前後二人申合、土葬を掘出し火葬し、半焼を引出したべ、致<sub>二</sub>大酒<sub>一</sub>候に付、御吟味の内、親々へ御預け被<sub>レ</sub>成候由、

○去る十一日、神田永富町二丁目大屋市郎兵衛店野

菜物賣藤兵衛は十九歳、女房二十歳、去月呼取候處、暇

をもらひかゝり候へ共暇遣し兼、當朔日肝煎方へ藤兵衛相談に罷越、歸り候て、入口へ内へ入、女房の首

○同十四日、下總國一之袋と申所に、新法の宗旨有<sub>レ</sub>之處、年來不<sub>二</sub>相知<sub>一</sub>、今度下總國より十ヶ寺申合候て、日蓮宗より訴出候に付、本人八十郎と申もの被<sub>二</sub>召捕<sub>一</sub>、牢舎被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候由、右大岡越前守様御預りにて、此間御詮議最中之由、

右一之袋と申所、御代官原新三郎様御支配所之由、凡一萬人餘に及申候由、

○同十七日、本郷邊御旗本衆御家來の娘、十七に罷成候、右之御屋しき向に、淨瑠璃語りの由にて、二十六七に罷成もの、兼て心を寄文等遣し候得共、返事いたし不<sub>レ</sub>申候處、去る十日の夜、右の娘白帷子着用いたし、塀をのり越候て屋きりの斗にかゝり、大下水へ腰だけばかり候て、其なりにて彼淨るり語り方へ参りて、兼ての事共申出し、とかく今宵の内に召連、何方へ成とも参りくれ候様に申候に付、無<sub>レ</sub>據右の淨るり語り申合て、去年人衆元へ参頼み申候由、

○珍芝居評判記、

諫鼓苦むして鳥おどろかぬ世の中、此世の見るめかぐはなどは、八百萬の開番なるべし、能事悪事朝の事は夕にする、上野の花龜戸のふぢ、海晏寺のもみぢ、染井の雪見ぬかたもなく、兩國川のすゝみ品川の月、あるときは高の輪の釣舟につりざほをうかべ、ある時は山谷の霜をふみ、小舟を押させて、袖の敷寐も珍らしからず、時々折々の歌合、足うちまじへて、竹馬の友よりもむつまじき有様は、みな主君のためぞかし、折から夏の夕かけて、誰の家の振舞かはしらす、兩國池田やの會合は、まさしく留守居のより合と見えて、數々の鍵のさや、きらほしのごとくたてならべたるに、數百の馬は白淡はみ、いばえる聲は雷の轟くがごとし、また外の國になひ圖、ぬるか居酒も見るからいさましさぞかし、むさし下ふさの二國にかけわたしたる長橋は、いかなる龍かとうたがはれ、兩國橋と名付たるも實さる事ぞかし、色々の遊山船思ひくゝのたのしみ、こぎいだす屋かたぶね、善をつくし美をつくし、それくゝの額うち、よしある奥方船と見えて、手前藝者の腰元かぶる、はかまきたきんかあ



たまの供舟、日暮は花火の趣向、又は座頭に三味線ひかせ、鼻のつまりし上るりに、そろはぬ手びやうし、廿より上は見えぬ若手のふね、又はかゝとふむ長羽折、兩替町の若い衆と見えて、豊後路ぶしの思ひ入れかたるもあり、又はながは引せて日を暮し、夜に入らば踊をもちし舟もあり、又腹ふくれの町舟、おごり子五六人取入、うとふつ舞つ尻うちたゝいて、うれしがる舟もあり、または茶船一さう借り切て、屋敷の衆じうめん作り、融の問對、かなたには白髪はうけの舅ぢいばあ、娶やむすめを引つれ、にがい顔して重のうち打喰ふ舟もあり、舟ばたには乗合よばふ聲々、さんげさんげの石尊参り、かばやきうる舟、さけ賣船渺々たる水上に乗うかべたる船は、いかなる島かどうたがはれ、池田屋がうてな高ふして、いらかを照らす夕日は、二階座敷のさかづきをそゝぎ、踊子のうたふ聲、道行人の足をつなぎ、あざらけき魚のさしみ、くみならべたる膳家具は、いかなる虹ぞと驚かる、跡からどや／＼となりこむは、去屋敷の留守居の骨牌、三人づれおくれくるも功者だけ、人もゆかすは役に馴たる故ぞかし、中古の上下に長いんろう、にこ／＼わ

らひ、みなさまお早かつたと、ゑち／＼あがれば、振舞亭がもしほらたら、ヤレお出／＼、待たと云ものではないと云も舌重、何やら差別がきこえず、不作法にやたものをつゝまするも、この仲ヶ間の馴ぞかし、上下着て松坂おごりも、また一風かはつた境界、さいた押へたあひの又あひ孫のあひ、誠にばけものご下戸はないと云はうそでない事、けふのもてなしもはや夕暮、上野の鐘に燭臺をいそがせ、うみから山の評判、わる口のせいらい、新名古屋二代男のひやうばんにぞこぞりける、みなさまサアおろくに／＼、  
 饗亭主云、こんどなごや二代男に、温知政要のしぐみ大あたり、三ヶの津はいふにおよばず、日本國中の大ひやうばん、慈仁の二字の懸ものごた、こそつてなみだをながし、ありがたがらぬものはなし、でけた／＼、  
 一人云、いや／＼そうでない／＼、温知政要は山三が了簡ちがひ、君子はものいはず、山三様の役者は、座本からつゝいて三人ならではない役者じや、それが心のしれるやうな事を争て出すと云ふは、大きなあやまり、むしに人におもひつかれん工面、

その文言は三尺の童子もしる事にて、日本國中のものわらひ、ア、おかしや／＼、

饗亭云、山三が歸國の道中の結構、またあるものでなし、そのけんぶつちまたにあまり、江戸中の評判はねた／＼、

一人云、その評判きゝとむない、おいた／＼、祭りではあるまひし、きやうこつななんの事じや、無益の金銀を費やし、美麗を好むは愚人のする事、もと小詰から出た所がしれる、氣の毒／＼、

饗亭云、お國が端午の節句、いにしへ座本から譲られたる、のぼりを立られたる思ひ入、むかしをおもひ出し、出来た／＼、見物の人はめをばつした、

一人云、お國が端午の幟見物は多かつたが、大事の座元からゆづられたる幟、むざと出す所ではない、是から起つて座本からつくと云、ごうでも後々は三座をかまはれふとのさた、そのうへ端午の日にあたりて、法然上人かゝみの御影、美作國誕生寺より下りて、開帳ありしを招きむかへ、水晶の珠數をつまぐり、諸人の見る所にてかつかうの躰、所作は出来たがあんまりじやと人が笑ふた、たゞ下から

下への評判はよかつたが、中から上への評判はわるかつた、

饗亭主、名護屋の繁昌神武以來ない圖、新芝居を立、遊女町のにぎやかさ、ごふも／＼、

一人云、云まいいふまい、名古屋に新芝居を立、新遊女町を立たるは、山三が身代はめつのもも、おしつけめた／＼とせふがせうしな、

饗亭云、成瀬竹の腰は、山三に付たしやちほこじや、むざとした事云ふてもらふまひ、

一人云、あんまり引てもらふまひ、世上の人が證據じや、評判をききやいの、成瀬や竹の腰が、ふたり云合て箇條事を以て出て、山三をおし込ふといふたげな、山三がこまつてべそかいてあやまつた、向後身もちをなをそふと云ふたから、ふたりが誓紙をか、せて取たと云が、うそらしい事じやから、きけば成瀬竹の腰は律羽に聞ゆるが、そらほごにおもふなら、なせ最前青葉のうちにいさめぬ、座本からさたがわるふ聞えたによつて、俄かにさはいだものと見えた、もとはひとつ穴の狐じや、  
 饗亭云、こりや／＼もつたいたい、つがもない事云



ふてもらふまひ、そのせうこはく、  
一人云、それくこ、は云ひ所、せうこがあるく、  
入部の時おなじやうに、きやうこつなりして供  
したは、諸人たしかに見た、なんとく、この時  
けんいふまひよふはない、だまれく、

一、新名護屋二代男五番續、

第一 金銀をおしまぬは下を恵む仁の端、

第二 附り慈仁の二字の懸物は人見せの床の飾、

第三 温知政要の一卷は小智を顯す恥辱の端、  
附り歸國の道中は目を驚かす金銀の飾、

第四 お國が端午ののほりは御不審を蒙る端、  
附り法然上人の像を禮拜は人の心をさる飾、

第五 求めたる名古屋の繁昌は衰微の端、  
附り新芝居遊女町は家中裸に成質屋の飾、

色の黒い山三が分別は家を穢すお爪の端、

附り川の成瀬や竹の腰ぬけは名計の飾、  
千穂萬歳叶、  
尾 張 おことはり申上ます、  
是より跡の儀は、春狂言に出し申候、落着迄はな  
がい事、御見物の御たいくつ、さまたげにも成ま  
すれば、あらく、斯の通りに御座ります、左様に  
御心得被成まし、東西々々御さたなし、

元文世説雜錄卷之十四終

元文世説雜錄卷之十五

○蝦夷人漁獵之圖省略

右蝦夷人漁獵之圖は、元文三年午年、蝦夷へ金山御  
用に罷越候に付、右之寫御當地へ差越申候、

一、蝦夷談話は、往年松前家雌伏之趣、蝦夷地之始終  
爰に附記之者也、

○蝦夷談話、

(以下蝦夷に関する記事は、別種の事項  
に屬し、且つ他書に詳なるを以て省略す)

元文世説雜錄卷之十六

○蝦夷談話、

(同前に付き省略す)

元文世説雜錄卷之十七

○元文三年午八月二十八日、

國郡卜定伏座公卿列次

- 上 卿 花山院内大臣 常雅公
- 大炊御門 大納言 經秀卿
- 檢校 轉法輪 大納言 利秀卿
- 檢校 萬里小路中納言 植房卿
- 檢校 飛鳥井左衛門督 雅香卿
- 唐橋式部權大輔 在廉卿
- 廣橋左大辨 宰相兼胤卿
- 筆 葉室 權 右中辨 雅安
- 行事 部 吉田正三位神祇權大納言兼雅卿
- 大 中 臣 大宮司神祇少副 恒長
- 宮 主 吉田神祇權少副兼成朝臣
- ト 部 鈴鹿神祇權少副 敬芳
- ト 部 鈴鹿神祇權 大祐 章茂
- 大嘗會傳奏 三條西前大納言 公福卿
- 同 奉行 庭田頭中將 重照朝臣



悠紀 近江國志賀郡

主基 丹波國桑田郡

一、大嘗會事、

一、大嘗會は皇帝一代一度の大神事也、令書にはおほむへと訓せり、毎年に行はるゝをば是を新嘗會といふ、新嘗二字日本紀にひなめとよめり、嘗はなむる也、新穀をなめんとして、まづ神祇にこれを供するを、嘗の祭としてまつる、和漢の義その心おなじ、大嘗も新嘗も共に十一月中の卯の日也、定れる例也、大嘗會には、悠紀主基の國郡の定あり、悠紀は齋着といふ心也、神齋の事也、主基は次といふ文字をすきとよめり、次の神齋といふ心なり、次といへばとて天地懸隔の心にはあらず、たとへば左右前後などいふ程の事也、大嘗會神膳の義兩度あるに依て、後の度ををばすきといふ也、悠紀、主基の字和訓也、神事潔齋の心のみ也、

一、八月二十八日、國郡卜定は、二月より九月に至るまで八ヶ月の中、九月にいたるまでは、十月の中は毎月其例あり、皆即位以後の事也、但後白川院は、久壽二年九月十三日國郡卜定、十月二十六日即位の事あり、

り、後伏見院永仁六年八月二十五日卜定、十月十五日即位の事有り、此兩度は即位以前まづ國郡卜定あり、尋常ならずといへども、共に以て佳例たり、多分は四月中に行はるゝ事也、國は上古は定れる事なし、延喜以後は近江を以て悠紀とし、丹波備中をもてかはるがはる主基とす、但後冷泉院は播磨を以て主基とす、郡は卜定に依也、其儀右陣々に着て、國郡の名を書て、神祇官に給て卜定せしむ、執筆の參議是を清書して、奏聞ののち、辨に給て官に下知せしむ也、大嘗會は悠紀主基の國司其事を行ふに依て、國司の條目并叙位の事有、又檢校行事の辨定らる、檢校は三人大納言中納言參議、行事の辨は悠紀主基に各一人中少辨也、其外史八省の丞等ありし、定の行事所は、大内の諸司の中に、申合の所を用ふ、所々の預主典代繪所木の道の工等、諸道の輩、其事にしたかはすといふ事なし、一、九月二十日、葛野河のはらへとて、紙屋河にて上卿以下參向して祓の事あり、其後悠紀主基の齋場所諱鑿門をさりて、北八十二丈を點じて其所とす、九月中旬拔穂の使は、九月に神祇官人兩國に白して、齋郡の稻の初穂を拔て神膳に備へむとす、各和歌を作り

てこれをうたひて穂を拔也、標山といふは大嘗會のまへに、兩國の國司列立すべき所のしるしの木に、大なる山をつくる、さまぐの作物をかざりて、是を引立る事あり、此作もの本文の心を用ふ、又櫛頭臺御屏風以下の本文をば、大學頭文章博士などかんがへ申す事也、風俗の和歌十首、此うちに稻舂の歌あり、又四尺の御屏風、六帖和歌十八首、歌仙ならびに儒林の人は是を詠進す、或は兼作の例あり、日野一流には、非成業の人不詠といへり、歌仙の例は顯輔清輔俊成八家等也、齋場の額御屏風の色紙形は、行成大納言の子孫相傳して書を進む、

一、御禊行幸事、

一、大嘗會行れんとての十日に此事あり、豊のみつぎと是をいふ、世俗には河原の御はらへといふ、解除をば河にのぞみて修する事なれば、一條の川原に行幸してこれを行はる、大禮は一月の潔齋、中禮は三日、小禮は一日也、大嘗會は大禮たるに依て、十月より御神事をはじめむ、さるに依て是をはじめ給ふよしの事あり、まづ九月中旬に大臣陣につきて、裝束司次第司の除目を申おこなひ、陰陽寮に仰て、御禊の日時を

勤申さしむ、裝束といふは御禊につきて、兼日の義點地等の事を奉行す、長官一人中納言を用ふ、次官一人中辨ささだむ、判官二人主典二人あり、又次第司といふは、行幸につきて、諸司百官悉供奉するに依て、御車駕次官判官主典、御後の長官次官判官主典の職を定む、御前長官一人は中納言參議の人を用ふ、これは御輿の前陣後陣の行列を奉行するによりて、次第とは名付る也、次官たる人、兼日に行列の圖を奏す、是をば鹵簿の圖といふ也、十月上旬に、陪從の五位以上は十二人、御前三十六人の歴名、留守の參議并に齋各一人をさだめて、裝束司にくだす也、裝束司吉日をえらびて、官の東廳にえて次第の事上もを行ふ、衛の少將を勅使とさだめて、其所職の輩川原に行むかふ、長官以下おのゝ、幄の座につきて事を行ふ、川原の地、點して南北四十五丈、東西四十丈に大綱をひき、札をたつることあり、これより國司檢非違使等に仰て、御穢不淨をいましめ、牛馬の闖入をこゝめしむ、其後幄處分といふ事あり、諸司の着べき輕幄等をうたる也、御禊の地上古は定れる事なし、平城天皇は葛野河にて御禊あり、嵯峨帝は松が崎に行幸あり、文徳天



皇は鴨川にして御禊あり、其後二條三條の末を用らる、近代は大略三條の末を點して、陰陽寮吉方を勘申すもの也、

一、當日は大内より川原へ行幸なるなり、大内終て後は、兼日は政官の廳へ行幸なりて、それより出御し給ふ也、時刻に王卿使座に參らず、次第司の次官以下、かりに帶劔すべきよし宣下せらる、幼主の時は、攝政左近の陣の内に行列あるべきよし仰らる、節下の大臣と云事あり、節といふは旗の名也、世俗に大がしらと名付く、その旗の下に供奉するによりて、節下の大臣といふ也、供奉の行粧は唐鞍といふ鞍を置たる馬にのる、銀面尾袋等あり、馬副の瀧口十人褌冠也、隨身八人蠻繪の袍といふ物を着る、左は獅子の丸、右は熊の文袍也、手振十二人、紫の布の褌を着す、瀧口の調度懸十人狩衣也、舍人居飼各一人、龍馬の口さるの舍人二人、このほか雑色その數定らず、攝政は或は騎馬或は乗車也、車は必ず唐庇を用ふ、上臈の隨身番長は、これも蠻繪の袍を着す、地下の前駈定れる數なし、雑色又その數を知らず、幼主のときは中宮同輿也、同車といふ時は上清下濁なり、又女御代供奉の例あり、をのく女

房の車衣のつまを出す、とりく物の見也、およそ此行幸に供奉の百官、裝束馬鞍以下よのつねの行幸にかはれり、鞍にも杏葉といふ物を付る也、兵庫寮その時刻にいたりて、列陣の鞞進む、鼓行鞞をも打しむ、前後の行列を亂らざらん爲也、御輿は鳳輦也、河原頓宮にいたりては、まづ御膳幄に御輿をよせて下御ならせ給ふ、これより腰輿にめされて、御經の幄にうつらせ給ふ、百子帳といふは、檳榔をもて隙をおほひて、四方に帷をかけて、前後をひらきて出入するやうに飾たり、其中に氈代を敷て大床子を立たり、この床子につかせ給ふ也、百子の名其説未詳、一には百子は多きをいふ、此帳をつくる支度のおほき心といふなるべし、主上御手水の事あり、主水司是を供す、其後大床子のまへの平敷の御座につかせ給ふ也、神祇官御贖物を供す、宮主解除の詞を奏す、これ則御經の義なり、公卿以下おのく、祓人ものを前に置、神祇官大床をひく、次に腰輿に駕して、御膳の幄に歸らしめ給ふ、晴の御膳、腋の御膳などを供す、其後山城の國司獻物三十捧、廻りて夜中に列立す、大人物名を問て後、かしわでに給へど仰す、又今日の見參を奏す

ることあり、神祇官、幣帛を近邊の諸神にわかち奉る事あり、其後還幸あり、さきのごとく大臣外記に仰て解陣の鉦をうたしむ、諸卿以下退出す、

元文世説雜錄卷之十八

○大嘗會之事、

大嘗會は悠紀主基各別也、大極殿の龍尾道の前にこれを造立す、是はまさしく神膳をせらる、所也、又其北三丈許をさりて廻立殿をたつ、是御湯をめさる、所也、悠紀の神事はて、後、この殿へ行幸なりて、又御行水あり、故に廻立殿といふ名ある也、小忌といふは神事の衣服也、白き布をはりて、山藍といふ草にてかた木を摺物也、大方狩衣のごとく、赤紐といひて、紗をたゝみてあぶみむすびをして、泥繪なごかきて、右の扇に二筋とち付る事也、又日影の鬘といふは、白き糸とあけゆきにして、左右八すち或は十二筋なご、冠の左右の角にまごひて垂る事あり、これは蘿といふ草をばひかげ草といふ、神代にひ草を鬘にしたる事、日本紀に見えたり、さかりこけといふもの也、是は草木などは清淨なるに依て、神事の飾に用る心也、是にまた心葉といひて、梅の枝の四寸計かなる糸にてむすびて、日影の鬘に着る事あり、半臂下襲なご常

元文世説雜錄卷之十七終



のごとし、小忌の平緒は白地に繡したるをいふ、この小忌は私に用意して着する也、國司をかねたる次將、衛府の佐などこれを用ふ、其外は諸司の小忌、出納の小忌といひて、かたのごとく布に青摺したるもの也、それをしたゞれの上に打かけて着する也、いづれも山藍にて摺れるものなれど、臨時祭の舞人の着するをば青摺と名づけ、大嘗會の時は小忌といふ也、小忌青摺大かたはおなじ事なれど、裁縫のやうかはれる也、

一、五節といふ事は、毎年十一月にある事也、大嘗會の年にはかぎらず、その起りを尋れば、むかし清見原の天皇の、よしの、瀧の宮にまし／＼けるとき、日の暮かゝるに、琴々弾じて御心をすませ給ひしに、むかひの山の軸より、あやしき雲立のぼりけるを御覽じければ、其雲の中に神女の姿あらはれて、御琴のしらべにあけてかなでける、御門は見給ひしかども、御前にさぶらふ人は終に知ざりけり、其外女袖をひるがへすこと五度に及びければ、これにて五節とは名づけ侍る也、其時御門御歌を讀給へり、  
少女子がをどめさびすもから玉を

たもとにまきてをどめさびすも

本朝月令といふ書に載侍る、其よりして後の世までも五節とはなづけて、五人の舞姫を御覽じ給ふことになれり、

一、中の丑の日の舞姫参入、帳臺の試といふ事あり、昔は常寧殿にして、此事はおはしますよしなる、舞姫一人ごとに、火取の童、苗のわらは、下仕などにて、かいたやくの女房をひて参上する也、后町の廊の亂舞などいふ事あり、殿上人共袖をかへす風情あり、御前の試は寅の日の事也、是は五人の舞姫を、御殿の庇へめされて御覽する也、官廳にては後房ひさしに、大宋の御屏風唐人の打毬のかたちをを立て、そのうちに座をまうけらるゝ也、露臺亂舞といふ事あり、後廊に殿上人たちならびて、藏人雙わき戸のうちにて、袖をかへす事などあり、御前のめしに今様物まねなどいひて、おかしき事どもある也、所々の推参は、院の官廳にて行はるゝときは、西廳七面を以て、北二をは大師の局と名付て、これを帳臺共いふ、大師とは舞姫に舞を教る女をいふ也、むかしは舞姫参入の儀式など、ことごとくしく有けり、いまの世には曉参といひて、ひそかに

参するよし也、舞姫毎年は四人にすぎず、大嘗會には五人あり、二人を受領分と名付て、國司の女を奉り、三人をば公卿分といひて、公卿各むすめをしたて、まひらせられるなるべし、帳臺の試といふは、主上みづから大師の局へ出御なりて、舞姫を御覽する事也、此時主上御直衣に御指貫を着御あり、これは殿上人に立まされ、御所をはじめて郢曲の殿上人など参て、朗詠今様亂舞などあり、思の津といふ事をうたひ、殿上より御前に参上する事あり、童女御覽といふ事は、卯日のこと也、舞妓の介錯のわらは、下つるべを朝所の廣庇に召れて天覽ある事也、主上は簾中に出御有、殿上人これを扶持す、仰によつてをの／＼かざしたる扇をたかしむ、しかる人有をばめしおかれんためなるべし、

一、卯日は神膳を供せらる、其儀ことなる重事たるによりて、委しく記すに及ばず、さりながら名目計をばおぢ／＼申侍べし、まづ廻立殿に行幸なりて御湯を奉る、天の羽衣といふは、主上の御湯の舟をおりさせ給ふとき、召さるゝ御帷子の名也、あかはといふは明衣とかく、御湯帷子をいふ、浪ぎぬといふは、御湯舟

におほふきぬ也、海老のはた槽といふは、御手水の具也、たくらかといふは、御手水の時のほんぞうの代也、かしは殿といふは、神膳を調る所也、嘗殿といふは、板敷をしかす庭をしく、神膳を供する所也、神座の儲には、八重疊打拂の布坂枕などいふ物あり、参河の國より奉る、神服をば和妙といふ、阿波の國より奉るを荒妙といふ、神食を供する時、神のすとも御食こもともいふ物あり、もと神酒を供する時用ふくぼてひらては、神食をもるもの也、此時に供奉する人々、十姫、十男、御巫子、猿女、石上、榎子、車持、千部、語部、歌女などいふものども事にしたがふ也、神膳の事は、陪膳の采女もつばら是をつかさぐる重事たるに依て、兼日御習禮の事あり、口傳さま／＼なれば、たやすくわざのする事あたはず、主上のしろしめす外は、時の關白宮主などのほかは、曾て知人なし、まさしく天地おほん神をおろし奉りて、天子みづから神食をすゝめ給ふ事なれば、一代一度の重事、これにすぐべからず、

一、殿上の淵醉は、寅卯の日の事あり、殿上人ども直衣あるひは衣冠にて、色々の出し衣をして盃酌を進



む、朗詠今やうなごうとふ、寅の日は歡無極靈山御山をいたす、卯の日は新豊蓬萊山をうたふといへり、貫首の人紐をとき亂舞の事あり、すそかへしといひて、女房など見物せし事ども、むかしはありけるにや、一、辰の日節會には、中臣人天神の壽詞を奏す、玉串といふさかきの枝をもちて、かしはでとて手をたたく事などあり、兩國よりの獻物をば、多奈都物と名付く、宮内省より奉るくぼてをば、たかつき、ひらすきと名づく、しろきくろきの酒を供する事あり、酒を供することあり、

一、巳の日の節會には、やまと舞、曲舞などいふ舞を奏す、今日清暑堂の御神樂あり、清暑堂は八省院の十二堂の一也、大極殿にて行はる、時の名也、官廳にて行はる、時は、後廊をりてその所とす、しかれ共なを清暑堂の御神樂といひつけ侍る也、主上は御束帯にて、簾中の大床子の御座に出御あり、執柄大臣そのほか、所化の人ばかり着座す、節會に參するは、公卿は小忌を着して、かざしを撤せず、神樂のち御遊あり、神樂の曲は寄合阿知女榊星三首朝倉等也、御遊には安名尊伊勢海などつねのごとく、或はつけものなどあり、

り、  
一、午の日は豊明の節會也、久米舞、吉志舞などいふ舞を奏す、節會にはいづれも内辨外辨あり、悠紀主基とて、辰巳の日は東西にいたて二度づゝ行はる、豊明の日はたゞ一度也、儀式などは次第日記等に見えたり、しばらく大概をしるす也、御即位は漢朝の禮儀をまなぶ也、大嘗會は神代の風儀をうつす、大嘗會の式をば、前行の大臣作進するもの也、

元文世説雜錄卷之十八終

元文世説雜錄卷之十九

○元文四年未正月十三日、扱も尾州宗春卿、先年温知政要御著述、慈仁の二字の意味御覺悟の趣、世こそつて希代の名君と、打寄々々評判し、世のごなへ大かたならず、犬打童部までも、宗春卿は慈悲者也と知る、士民漁夫迄も、釋尊出世の思ひをなし、周公孔子といふ共、これに過じと聞傳へ、感涙を流し奉る事ななめならず、夫に付城下の繁昌も、他國にならぶものなし、能く宗春卿の仁徳をしたひけるにや、近在近郷の馬子歌にうたふを聞ば、

ゆきになりたや尾張のゆきに、とけてながれてくまれて行て、名古屋女郎衆の化粧水に、  
このうたふ歌は、むかしよりの馬子うたに、ゆきになりたやはこのねのゆきに、落てながれて三しまへ落て、三島女郎衆の化粧水に、と云ふうたあり、このうたをとりなほして、いま右のごとくうたふと見えたり、凡時のうた時の言葉、みな時勢によつて云なれば、宗春卿の御はまれと天下におもひたり、しかる所に段々

美麗を好み過ぎせ給ふ様に世人評しける、すべて人はかはりたる事をこのむものは、ほまれもありそしりもあり、第一に世に唱へぬるは、御歸國の節御供廻りの行粧、金銀珠玉を飾り、武器馬具善つくし美つくせり、從臣おもひくゝに結構を盡しける、宗春卿のかぶらせ給ふ御笠、鼈甲を以てこしらへたる也、これを以てその餘の美をしるべし、路次の武家屋敷往還の商家、不意に此行粧を見奉りて仰天し、これはそもいかなる事にや、前代未曾有の事と大に目を驚し、追々聞傳に馳付て、老若男女見物する事おびたし、此沙汰江戸中にひびき聞え、見ざるものは念を残す、いで來年御參府の折から、出て見物せばやなど、前年より相待て、明る御參府の節、貴賤ちまたにみちて拜見するに、重て御參府の時は、最前に大きに引替り、ただ黒ごしらへの支度にて、自餘の侯伯の道中往來行粧よりも疎し、鍵印に長鬘斗を付られたる、かはりたる思ひ付計也、見物の諸人大いにあきれ、興覺顔にて歸りける、この時諸人評しけるは、去年の行粧美麗の事、諸人は結構をほめしか共、上の思召にかなはざる聞えもありけるにや、よつて遠慮をめぐらされ、右の



如く重て參府の節は、結構を引替へ給ふにや、然れ共  
 鍵印の長のしは、あるべき事共おもはれずと、世人唱  
 へける、世の噂に、第一上の思召に叶はざる中に、先  
 年御嫡萬五郎五月の祝儀に、權現様御譲りの旗旗を  
 飾、諸人に見せ給ふ事、將軍家の御心に叶はざるか  
 也、其後石河庄九郎、瀧川播磨守を以て、三箇條御尋有  
 之、何角に付不首尾にならせられける沙汰あれば、  
 世人眉をひそめらる處に、今爰に元文四年末の正月  
 十三日に、松平安藝守、松平播磨守、松平大學頭三人  
 へ被<sub>レ</sub>仰付、尾州宗春卿へ被<sub>レ</sub>差遣、段々被<sub>レ</sub>仰合趣あ  
 りと聞ゆ、その趣誰かもらすべきなれば、たゞ推量を  
 めぐらすのみ也、宗春卿急度譴責を蒙らせ給ひ、おも  
 き御隠居也、尾張の御家は、松平但馬守、台命に依て御  
 相續あり、宗春卿は市ヶ谷の御屋敷に引籠らせ給ふ、  
 市ヶ谷へ引移らせ給ふ節、御供廻り其外共に、凶禮の  
 御支度といへり、是世を去らせ給ふ御心持かと評判  
 せり、御名を改めさせ給ひ、正清とつかせ給ふと  
 云、又正水と有せ給ふ共沙汰す、いまだたしかなる事  
 をさかす、其御身大祿を領させ給ひ、天下萬代の御連  
 枝と、定させ置る、御家のかゝる珍事、世ごぞつて

舌を振ひ大いに驚く、他の諸家はを鏡とすべきもの  
 也、天下の政道毫髪、私なき事、明君治教の礎、萬々  
 億歳の梁也、  
 此節いかなるをこものやしたりけん、落書に、  
 味もよく出来ばえもよし安藝なすび  
 又  
 香物にしてたしなみおきや

又三夕  
 わるだねの尾張大根かぶごりて  
 あさづけにしておしこめておきや

見わたせば妾もお部屋も居ざりけり  
 うき一ヶ谷のあき(春イ)のゆふぐれ  
 かの人の顔いろとしもなかりけり  
 湯水とをらぬ秋(春イ)のゆふぐれ  
 御不審のさたもまだひぬそのうちに

○但馬國生野げざひ并百姓騒動之事、  
 一、銀山銅賣、百斤に付古銀二百七十匁位に、是迄賣  
 來候處、此度銀山之町人赤井佐次右衛門と申者申方  
 に依て、大坂銅座に着にて、文銀三百十匁に直段御極

被<sub>レ</sub>成、右利分は公儀へ相納候積に罷成り、依<sub>レ</sub>之拔賣  
 堅御停止にて、買所までも御吟味嚴敷被<sub>レ</sub>仰出候、お  
 のづから山方稼も相止め申候、げざひ棟取八百人、此  
 眷屬二千餘人之者飢に及候故、御代官所へ相詰、御訴  
 訟申候へ共、一圓無<sub>レ</sub>御聞入に付、二千餘人之げざひ  
 企<sub>レ</sub>徒黨、午十二月十六日より御役所へ詰掛、赤井佐  
 次右衛門大惡人にて候間、げざひ仲間へ被<sub>レ</sub>下置候  
 様に、二幅も有<sub>レ</sub>之纏、誰々組と大字に書付、灯燈五  
 十張御役所之前へ立並、銘々斧<sub>おのまき</sub>、鋏<sub>あき</sub>を持、夥敷躰にて  
 惡口を申、赤井が宅へ押寄早速打潰、騒動いたし相靜  
 不<sub>レ</sub>申候間、右佐次右衛門を御役所へ御呼置、十二月  
 廿一日籠者被<sub>レ</sub>仰付候、其上げざひ二千餘人へ、文銀  
 百貫目米百六十石、山仕菊屋勘兵衛、古野友右衛門、  
 なめり彌兵衛と申三人之者共へ、右之米銀拜借被<sub>レ</sub>仰  
 付、扶持方にいたし候様にと被<sub>レ</sub>仰出候由、先相鎮り  
 申候、佐次右衛門義死罪と相聞申候、銀山御代官御支  
 配、但馬之内高七萬石、去秋子年同前高免に付、惣百  
 姓及<sub>レ</sub>難儀、右之内朝來郡養父郡申合、御高免並飢扶  
 持方之御願申上候、村々水呑迄一致に罷成、極月廿八  
 日竹田町へ亂入、庄屋並頭百姓打破り可<sub>レ</sub>申之中合、

同日八ツ時隣村へ押寄、惡口狼藉いたし候に付、村々  
 不<sub>レ</sub>殘人數相り、同廿九日生野へ入込候、人數はかぞ  
 へがたく候へ共、竹田村より生野迄、道法四里之間、  
 採合程相續き、同日暮六ツ時、御役所御門前へ押寄鯨  
 波を上げ、夫より御評定所へ入込、惡口を申に付、生  
 野地方衆百餘人罷出、色々と取靜候へ共少も不<sub>レ</sub>用、  
 依<sub>レ</sub>之播州姫路、同國粟賀、但馬出石、豊岡へ御加勢御  
 頼、其内も御陣屋危く御座候付、御代官より被<sub>レ</sub>仰出  
 候は、只今爲<sub>レ</sub>飢扶持、高百石に米三十石宛、免は是迄  
 之半分に、御年貢可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付由にて、御名印之墨付  
 を村々へ被<sub>レ</sub>遣候得ば、御前をば退去、御門前に扣へ罷  
 在、扱夫より右七萬石之掛屋等、筒屋甚九郎と申者、  
 間口廿六七間之屋敷構にて居申候、此者方へ押入、廿  
 九日之夜九ツ時より、正月朔日晝九ツ時迄、斧鋏鋸な  
 ごにて狼藉いたし、不<sub>レ</sub>殘打潰、其後最前御代官所よ  
 り被<sub>レ</sub>下候御書付を持、村々へ引退申候、  
 一、同朔日暮六ツ時、姫路粟賀其外御旗本御代官所よ  
 り、追々御人數到着、先強訴頭取之者共、姫路粟賀衆  
 百六十人計にて搦捕、逸々御穿鑿之上籠者十一人、手  
 錠廿一人被<sub>レ</sub>仰付候、此上拷問も有<sub>レ</sub>之、生野より姫



路迄道法十里之間、棒火矢二箇所、新町と申所に石火矢十挺、御用意有之候、今度生野御加物頭岡野五郎兵衛、三百五十石、前島甚左衛門、三百石、雜兵六百人勢程、粟賀より淺羽文太夫、中川六郎太夫、人數百人計、其外播州御旗本二箇所、御代官人數百三十四人計にて御詰候、生野姫路之間に連川と申所に、姫路衆武田大炊、五百石、甘路と申所に陰山次郎兵衛、六百石、後詰には家老中根善次郎、三千五百石、被致致警固一候、右之外明石、三箇月、龍野諸御大名旗本十二箇所より、内五箇所は御大名衆、人數御出し、右之内は東は姫路、北は備前因幡、御人數固之由、御使者往來不<sub>レ</sub>限晝夜、遠方までの騒動、天草以來之珍事と汰沙仕候、右之警固其外御使者、往來惣て陣定之躰にて御座候、福知山大坂よりも歴々御詰被<sub>レ</sub>成候、混亂の時故御姓名委相知れ<sub>レ</sub>申候、相原よりも此間、御見廻之御使者本間勘右衛門被<sub>レ</sub>遣候、是も具足櫃爲<sub>レ</sub>持被<sub>レ</sub>通候、一昨日十三日迄歸り不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候、此後之事は追て可<sub>レ</sub>申進一候、以上、

未正月十五日

○本所回向院に珍敷石碑有、◎徳利に盃をいぶせたる形の元文己未天三月初九、上野氏才入さあり、圖省略、石碑、其面に歸真柔巖諦順信士

村へ相通じ申候、若出合不<sub>レ</sub>申村有<sub>レ</sub>之候は、大勢押寄火を付、其上に家内男女共に、打殺し可<sub>レ</sub>申由を觸廻し候、依<sub>レ</sub>之出合不<sub>レ</sub>申村は無<sub>レ</sub>之候、則九月十七日五ツ時より追々寄來、先人數にて押寄候者共、狐塚村與右衛門、赤沼村七郎右衛門兩人之家へ押寄、家内不<sub>レ</sub>殘さんく<sub>レ</sub>に打破り、酒を作り置候處に、是をも打こぼし、夫より五百人千人宛、八方より一村々々の旗をさし、貝を吹立ときの聲を合せ、同時に平之城下の町へ押寄、本町三丁目の割元市郎右衛門居宅を打破り申候、是は町方の割元也、夫より一丁目御役所へ懸り候處、鐵砲にてあひしらひ候へ共、大勢押入役人共を追散し、弓鐵砲鎗長刀を多く奪ひ取、井戸へ投こみ、役所代々の諸帳面をも取集井戸へ打込、或は引裂き又は堀へ打込申候、是は知行割付高帳面、諸役金等割付之帳面共、さんく<sub>レ</sub>に打破り、是を仕舞、二丁目に獄屋御座候、是を以皆々馳集る、改日村喜惣治と申者、十一年以前に入獄いたし有<sub>レ</sub>之候、是は惣百姓之ため、願之目安差上候處御取立無<sub>レ</sub>之、因<sub>レ</sub>茲大公儀様へ右之目安を差上候科にて、入獄いたし居申候、於是百姓共申合、喜惣治事は七萬石之百姓名代に、數年

此石碑の裏のかたに辭世あり、かねてよりかくなるべきと思ひしに、終に此身はとつくりとなる、此後又何者か、しきみの枝に、追善の一首を付たり、もとよりもすきの盃かさに着て、

○奥州岩城平城主内藤備後守様御知行七萬石、近年御用金等度々被<sub>レ</sub>仰付、其上御取立等嚴敷、九ツ半迄に高面御取立に付、諸役人も様々と名を付、私欲之取立を構へ百姓を掠め、當年より百石に付金二兩三分宛、七年之間役金差出、御領地町中村中之酒屋、豆腐屋、にんにや、屋に至迄、其賣主高にて運上錢取立被<sub>レ</sub>仰付、いわんや諸商賣高之間屋などは、殊相殘不<sub>レ</sub>申賣人之荷物一駄に付五十文宛、入役出役も同様に、荷物賣候得ば、金十兩に付四百十六文宛之役義、御國は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申他國之者たり共、役人立懸り取上申由、店々へは一ヶ月之賣高にて取立之由、方々より願差上候得ば、御叱有<sub>レ</sub>之、餘り強願候へば入獄等被<sub>レ</sub>仰付候、御國中何方より廻狀廻候共不<sub>レ</sub>相知、七萬石中惣百姓十八箇條之願に付、平之御城元へ十七日出會候様、村

致入獄候事、其儘可<sub>レ</sub>置事にあらずとて、先是を引出し、其外此度の願にて、追々入獄いたし候者共七八人も、獄屋を打破り引出し、翌十八日夜明方に、方々へ手分いたし、城外へ相詰鬨を作り、騒動いたし候故、惣家中之面々、武器馬具鎗長刀を携へ、周章騒て登城有<sub>レ</sub>之、五ツ時に到りて、百姓共御用人三松金左衛門へ押寄、屋敷の固不<sub>レ</sub>殘打破り、其勢に直に田町御門を打破り會所へ押寄、三間に七間之藏あり、是をも打破り、諸帳面を取ちらし、廣小路二十間計之所に持出、或は口迄に戸障子、襖、諸道具、鎗長刀を積重ね、火を付燒立候へば、忽炎火燃上り、一天懸け煙にむせび、隣國迄も煙吹なびけ、岩城城内外不<sub>レ</sub>殘燒亡と見えたり、城中にては委く口事難<sub>レ</sub>知して、此炎口に乗じて貫來ると、有し陣太鼓を打ならし、大筒小筒をはなち、家中物具を堅めたる者共城中へ馳集り、兎角討死之様に覺え、何も覺悟極め候、百姓共貝を吹立、鬨を揚る事數度に及ぶ、町中男女は城内へ火を付たる哉とあはて騒ぎ、城中には陣太鼓を打、鐵砲を打音天地に響き、冷敷事近年無<sub>レ</sub>之候、櫓之上には甲冑之士數百人、弓鐵砲にて固め、鎗長刀をひらめかし城を出



る、始て鐵砲に玉を入れ打申候故、手負大勢出來申候、依之家老申付之、百姓へ手疵負せ不申候様に、から筒にて藥計にておごし申べし、若又城へ間近く攻めひ、氣遣に見え候ば、其時は兎も角も可致由下知有之候へば、其後から筒にて放つ事夥敷、因之百姓共暫く競ひ進みがたし、右之會所諸帳面は、銘々御用帳面、大公儀様御帳面、並先年之城主鳥居左京亮様之御代より、御知行割付御國中繪圖、町人百姓之格式、惣て七萬石之御家、惣番所元帳面、一冊も不殘燒失いたし候、中根喜左衛門など、内藤舍人殿、内藤治部左衛門殿、右家老用人屋敷を打破り、三人を引出し打殺可申と申合候へ共、右二人十七日夜城中に詰罷在候、治部左衛門殿は出府いたされ候得共出會無之候、百姓都合八萬四千六百餘人、一同に聲を揚げ、岩城之諸侍出よくと、城中に向て呼り申候、其中狐塚村藏三郎、小川村長兵衛と申百姓罷出申候は、先達て差上る十八箇條之願口、取無之、上是非共願候得ば入獄に罷成、不願候時は百姓共運命取續き不申、無是非如此申合候、其後猶又城中より相尋申は、御上へ御恨有之歟、願之筋に様子有之歟、諸役人に

申付有之歟、其子細分りがたし、此内頭立者罷出可被申達、於是神吉村武右衛門、鐵砲先鋒長刀之先に罷出、幾度も右之願右之通に御座候と申、其後用人塚本雲平、赤井喜兵衛、原六左衛門、樋口左衛門、人數百人計にて四騎乘廻し、甲頭巾着込、上には陣羽織にて罷出、此度之亂妨狼藉無禮可申様無之候、其子細を尋聞、我等四人百姓共に成替り、一命を懸跡差上可遣之間、願書を昨今相渡し可申候、願さへ相叶候ば申分も有之間敷候、我々の内江戸へ罷登り可申と被申候得ば、百姓共中候は、各様之内江戸へ御出足を見届不申内は、此場は引不申候、勿論御返答之御赦免無之候内は、各宿所へは歸り不申候、左候へば今日中御發足可被成と願書渡申候、則廿一日之朝、赤井喜兵衛殿、樋口左衛門殿兩人、夜通し江戸へ御登被成候、百姓百人計、長橋迄送可申と申候へば、喜兵衛殿被申候は、相送候には不及候、我々江戸へ罷登、御免之様申下し可申候間、狼藉不仕早々引退き申候様に被仰渡候、九月廿一日に、御城下より北南之山に小屋を作り、半道程有之山に引籠候由、町方へも方々入込ふみちらし候、治部左衛門殿は

水戸長岡迄下候處に、兎角歸國有之候ては、六ヶ敷可有之被存候て、是より江戸へ引返し被登候、此上如何様に相濟可申哉、廿二日迄是非相知れ不申候、右九月廿二日迄之沙汰に御座候、

○元文四未の四月廿日、越州蒲原郡村山村之孝女に、御褒美被下事、

越後國蒲原郡村山村に、道次郎と云百姓あり、彼が別地家抱への女つま、歳七十七、娘つじと云者あり、四十八歳になりけるが、老母のつまに孝行をつくし、耕作の手傳ひに行て、米薪など少づ、もらひ落穂を拾ひ、朝起て母へ食物をすゝめ、直に手傳の所へ出て飯を喰ひ、日暮て歸り又母へ食事をあたへ、其あいだも立戻りて母の様子を問ひ、夏は茅を刈て冬を防がしむ、母病身の上三年中風にて、二便を居ながらにすれ共、つじ介抱し、衣類腐れしめれ共、着替もなければ、母を肌を負ひ、不自由ながら行水なごさせたり、母も氣の毒に思ひ云けるは、病死もせずして苦勞になるは、あきはてつらんと云ひければ、つじ申けるは、世の中には兩親なき者あり、我は仕合にて長命の母を持し事のうれしさよ、病氣もなくば介抱もあらし、母

病氣なればこそ、養育のしるしもあれとて悦びぬ、去年水損にて麥稻もなし、少も宜しき地面の落穂を拾ひ、或は袖乞して母に食事をあたへ、鹽味噌を調へ、じは木の實計を喰て、彌彦國上の高山に登り、茅柴を拾ひたくはへ冬を防ぐ、つじれを脱て母へ着せ、人の隣みて飯米薪鹽噌をつかはせば、母に計たせさせて、己は外より飢て歸りても、母へは十分に喰たりとて、食事をばせざりけり、母一向宗なれども、病氣ゆる寺參りもならず、つじ毎日かゝさず朝夕寺へ參て、談義を聞覺て歸り、母にかたりきかせける、母は烟草を好みけるに、つじはさらひ也けれ共、吸付て母へすゝめ、夜中淋しがらぬやうにはからひける、つじが夫は今はなし、娘かるとて十六歳になりけるを、近年奉公に出し、少の給金を母の衣類に心がけたり、去年飢饉よりつじが孝行いよく、あらはれける、今爰に元文四年未の四月廿日、忝けなくも公儀より、孝女つじへ銀二十枚を下し賜りぬ、孝子を擧げ給ふ御政道難有き事共也、

元文世説雜錄卷之十九終



元文世説雜錄卷之二十

○奥州仙臺異國船之沙汰、

一、元文四年未五月廿五日、牡鹿郡之崎離島網島と申所御座候、所之者當所着町へ參候て咄申候は、網島沖異國船二艘見え候由、漁船を乗出し致見物候處に、船形四角にて、三千程も積可申程に御座候、一艘之船印は黒地に筋違に十文字、又一艘は八疊敷程之猩猩縞之様成大船印、船は黒塗之様に見え候、鐵をのべたるごとく丈夫に御座候、船之兩脇は例のごとく大石火矢號を仕懸有之、一艘七十人程も乗組申候歟と見え申候、右之者共難近附、乘戻し候と申候由、追追村中寄合、早速御上へも相達候て、若彼の御用意左之通、

廿六日立、イニ廿四日本去乗仕候、

郡司 平 次兵衛

イニ御旗本三十人、御小人三十人、

御小人内水練早業之者撰候て、十人被相添、

廿七日立、イニ但木土佐大町主計御旗本三十人、御小

軍者

御武頭を番組中引連、

本多七三郎

御武頭

濱田半十郎

組中引連、

御目付

阿形甚藏

大筒役

小林權之丞

板引連、

熊谷與惣右衛門

石火矢等も段々石之卷へ被差遣候、

廿七日九ツ時立、

大番頭

鮎貝志摩殿

由、

御役柄に御座候間、大勢被召連、武道具持參候

天文者

戸板善太郎

儒者

高橋與右衛門

大年寺へ長崎より參居候出家三人、

一、御口船漁船ともに先被差扣、石之卷川口より網島迄御用通達、大混亂に御座候、

一、先年唐船之沙汰有之、村々にて聞傳へ候者も有

レ之候は、無遠慮早速可申出旨、濱方へ御觸被

相達候所に、先年クワントンへ被吹流候者一人、

五月廿七日

右は、仙臺米問屋より、江戸高間傳兵衛方へ差越候書

付之寫之由、左之書付も同前之由、

問曰、

何之國船、何故漂流于此、船中有幾人、船官何姓

名、請審言、

答曰、

韓東阿縣之侯、李氏、名正、字明、方與韃韃、疵敗

北國、君有慈惠、而請扶助焉、

船中之答のとなへ、

ハレン、ハホウキ、ヤンシヤン、ヒンリスシリ

シスハシ、

日本之言葉にして、

我々は北京の國東之濱之者也、あはれみてたすけ

給へど、申候事之由、

一、昨廿九日之朝、網島之者着町へ參候、此者共之内

八之丞と申者、一昨廿八日漁船に出候節、五六人にて

唐船之側通候得ば、唐船より致手招候故、近寄申候

處に、手を取船中へ引入る、先達て委く爲見申候、持

合之鯛一枚唐人に遣申候へば、殊之外悦申候て、マメ

及晩年生残り罷在候者有之候て、クワントンの湊に一年半程居候て、船形外國船見覺えに付尋出し、此度被相下候由に御座候、

一、一昨日南坂本荒濱兩所より、沖に異國船三艘見え候由相達候、右荒濱へ鈴木牧太郎殿、今日急に被相下候、

一、左馬領より石之卷之方へは、三の輪の様に入海に、遠島綱島金花山之方は、巽之方へなり出申候所に御座候、

○網島沖へ見え申候船御座候由、亘理荒濱より同船に見付候て、申候事も御座候哉、別船にて御座候哉、魚船にても可有御座候歟と被存候、唐船に御座候は、交通にても可有御座候歟と被存候、唐船に御座候は、惣髪長髪之男兩人出候て、二尺五寸程の黒塗之箱を出し、爲見候由御座候、然共阿蘭陀船之類にも可有御座候哉と被存候、何等にも今日迄も片便にて、島之沙汰相知不申候、珍敷事に候間、被下見物可仕被心懸罷在候、今日迄之唱急に相認申候間、乍早々申上候、跡より追々可申上候、



イタの様の物五つ貫申候、又一人は平目一枚遣申候へば、虎之皮の様成頭巾替りにくれ申候、長崎にて給候様に十人計打寄、シツボコの様に寄合居候處へ參候て、右之喰物手を出し乞望申候へば、又四斗桶ほどの物より取出し、申柿の様成物貫申候、右三人共に肴町へ持參仕候て爲見申候、持參之刻御上へ申上候故、マメイタ計と申候、五リン程可有之候、乍去薄く唐桐之葉之様にて、裏の方へ石疊之模様御座候、鯛一枚へ銀五ツ積にくれ申候、中々しわき唐人と見え申候、先書申上候二艘は、三艘に相違無御座候、船丈夫にて、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>言語<sub>一</sub>結構之由に御座候、沖に浮びたるに乗候にも、少もゆれ不<sub>レ</sub>申候、何れも六尺程づゝ之人、器量に見え申候由、右之内六歳計之者と見え申候者御座候處に、子共歟と存候へば髭はへ申候、

一、唐犬六尺計も可有之候由、  
一、石火矢二挺仕懸置候由、  
○亘理荒濱之方より見え申候、船彌間近くなり候へば、大條<sub>二</sub>物殿御越之管<sub>一</sub>にて、專御用意被<sub>レ</sub>成候、先達て亘理安房様、石川修理様被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、御心懸候て御下知次第、濱邊迄御出候筈に御座候、石之卷之後詰に

は、伊達相摸様、茂庭筑後様御兩所へ被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候由御座候、鮎貝志摩様の渡海被<sub>レ</sub>成候由、此間御城之御用意、扱近代無<sub>レ</sub>之大騒動にて、拵節大手筋などへ參懸り見申候へば、廿五六日之比は、鐵砲數箱、火繩杯は俵に入指運び申候、或は長持其外色々之道具被<sub>レ</sub>遣候、

五月晦日

○田代濱沖へ懸居候漂着船見え申候品覺書、  
一、船三艘之内一艘は、長さ十五間横三四間程也、色黒塗、高さ水際より一間餘程に相見え申候、残り二艘は餘程小振にて荷足輕し、  
一、帆柱大小二本内、一本は大柱中程に立、上下に帆二つ、下帆は大きく上の帆は小さく、其上に幅有<sub>レ</sub>之候程之、左右に細引にて、蜘蛛の巣のごとくかけ、階子に用ひ自由に致<sub>二</sub>上下<sub>一</sub>候、一本之小柱は、中程より二三間を置先之方へ立、帆は何も木綿之様に相見え申候、  
一、大船に人數五六十人程、小船二艘は十五六人程宛相見え申候、  
一、船之舳に水晶の様成物にて張り候窓二ツ、ぐるり

彫物繪様有<sub>レ</sub>之、同所に幡印相立、長さ二間に横は一  
間餘、角違十文字<sub>二</sub>出候模様有<sub>レ</sub>之、三艘共同様、

一、人柄阿蘭陀に似候、毛色赤縮み、冠物色々、  
一、面鼻みねはしり、眼さめ色、飼は大概常の人の通り、  
一、衣装大抵阿蘭陀に似候、中にも主立候者は、緋羅紗之様成物を着し、餘は皮にて仕立候裝束多く相見え申候、

一、犬四疋、鶉數多御座候、

○所之者船に乗人見届候品々覺書、

一、食物麥粉餅干堅候物、鶏豚之類の血にて丸め、但し是は阿蘭陀仁給候バンと申物に相見え申候、  
一、右之食物鬢付之様成物を付給候、  
但し、是は阿蘭陀仁之給候、ぼうとると申物に御座候、

一、酒赤色、又は燒酒之様成る味のものを相用、入物は硝子鈴子、

一、日本たばこ、殊之外好物仕候、

一、此外食物色々相見え申候、

一、太鼓、三味線有<sub>レ</sub>之候、

一、船之内積物は、皮類多く相見え申候、

一、地球之様成る物を皮にて作り、諸國之圖黒漆にて書付申候、但し文字は漢字には見え不<sub>レ</sub>申物致<sub>二</sub>所持<sub>一</sub>候、尤目通り表立候道具相見え不<sub>レ</sub>申候、

一、二人鍵を持居申候、

一、三船之内、大船へは人參候節入れ申候、残り二艘へは此方之人を入れ不<sub>レ</sub>申候、尤諸事共に大船に相構申候様に相見え申候、

右之通、此度拙僧見届仕候、以上、

元文四年未五月晦日

大年寺役僧 龍 門

覺

一、田代濱御役人千葉勘七、廿一日獵師引連、寄候船へ乗移り、内之様子とくと見届候、右外に別條無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候、たばこを殊外望申候、きせるも取かへし不<sub>レ</sub>申候、鐵ばりのきせるは、見候て其儘返し申候由、文金一步所持、勘七に爲<sub>レ</sub>見申候、勘七不審に存、得<sub>二</sub>見申候所<sub>一</sub>に、文金に紛無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候、船の底覗き申候處に、爲<sub>レ</sub>見不<sub>レ</sub>申候、以上、

五月晦日

○奥州田代濱三つ石沖へ、異國船三艘係り居申候に



付、船中見申候覺、

- 一、船内外共に、黒塗油塗にも御座候哉ねばり申候、形は角立候造りにて、大かつこ船形に御座候、
- 一、船中鍵一本、長さ七尺位にて、鋒一尺四五寸位、幅二寸程御座候て、むらさび御座候、
- 一、鐵にて廻り八九寸、長さ四尺程にて、本の方には穴なし、先の方に細穴有之、中は空なる物、大から竹前後に節をこめ、先の方に細穴明け候様なる物、四本御座候、
- 一、常式の様なる板敷に、其下にも人住居仕候、やぐらと申は無御座、ともの方は一段高き所御座候、
- 一、帆柱三本宛立申候、中の柱長さ十五六間相見え、前後は段々短御座候、中程のセミ本より何本共なく、網代の様に組候て橋にわたし、せみ本迄上り下り仕候、
- 一、帆三箇所へ引申候、帆布か木綿坏にて、油にても引候様に、ちわくくと鳴り申候、
- 一、常式の帆は下げ候節、下たへ下げ申候、右の船の帆は、セミ本より巻き上げ申候、

- 一、人の形は髪赤きも有之、ぼけ色黒赤まぢり、何もしやくまをかぶり候様に御座候、
- 一、面相も殊外赤く御座候も有之、一樣には無御座候、
- 一、眼は何も眞丸にて赤く御座候、
- 一、衣類も皮の縫詰め着候者多く、其中に布木綿などの織物の様なる地厚なる物、着候者も御座候へ共、大方は毛皮のぬひつめ着申候、
- 一、頭巾も毛皮のかむり物にて御座候、
- 一、股引の様なる物、足袋迄作り付たるを着申候、
- 一、毛皮商賣仕候ものと相見え、毛皮を澤山に所持仕候へ共、何の皮共見知り不申候、
- 一、犬三疋飼置申候、常の犬より一かさ大く、毛長く御座候、聲は常の通りに御座候、
- 一、鶏二羽籠中に飼置申候、
- 一、人數は五六十人乗申候、右之内十二三歳位之子共二人乗申候、是も毛皮の縫詰を着申候、
- 一、たばこ殊外すき申候て、所望いたし申候、一通の言葉の中にて、日本船たばこ申計通じ申候、其外一向何にても通じ不申候、松前と申候故、北の方へ指

さし候へば、うなづき申候、

- 一、船中の匂ひ、殊外わるくさく御座候、
- 一、残り二艘の船は、はし船の様に見え申候、唐人は未見申候へば不存候、此者其人相眼丸赤く御座候間、蝦夷人にて可有之と奉存候、尤日本人を珍しがり候て、拙者共は舟に乗り、船ばたへ参り遠慮仕、乗移り不申候へば、右の者共参り、手を取て引入、船中委く案内いたし見せ、其上に頭上より背中等までなで、殊外馴染申者に御座候、
- 右之通、大圖見申候通書上仕候、以上、
- 三月廿八日 田代濱組頭 善 兵 衛
- 外に、
- 一、羅紗にて頭なりに、虎の皮にて縁を取候頭巾一つ、
- 一、給物咄候様子、龍眼肉にても可有之哉、外のは煉砂糖のかたまりたる様の物にて御座候、味は甘く御座候、
- 一、此方より漁獵仕候木を一本遣候へば、金のまめ板一つ遣候由御座候、重さ八九分も有之由、
- 一、先詞はだつたんか、おらんだかの内にて、可

有御座候哉と奉存候也、

元文世説雜錄卷之二十終



元文世説雜錄卷之二十一

○異國船之圖略

左の異國船之圖は、善兵衛船へ乗移り、内之様子等委見申候圖に御座候、僧龍門見申候、帆有之船も此船も同船之圖に御座候、

○原新六郎様御代官所、房州天津村浦方府入と申所へ、異國人と相見え候者、先月廿五日、長四間横一間餘、深さ五尺程之黒色之傳馬船に乗、陸へ水取に上り候付、見懸之者共名主杯御呼、新六郎様にて様子御聞被遊候由、左之通、

一、右浦方納屋住居仕候獵師太郎兵衛、萬右衛門と申者、納屋に居合候、異國人と相見え申候者、八人船より上り、春慶色の高さ五尺餘、廻り五尺程之桶を持來、右兩人井戸際に汲置候水を桶に入、猶更釣瓶にて汲入仕廻候て、頭立候者前に貫候玉十七連、外に玉七つ指置、中音にて物申目禮いたし候へ共、言葉通じ不申候由、井戸際に太郎兵衛家上り口に一人腰懸け、側に有之多葉粉盆引寄、盆に有之多葉粉を吞

候由、家續き市右衛門と申者之戸口に指置候大根四五本取候て、銀之様成物差置候、右兩人地主五郎助儀、早速に本村名主組頭へ爲知に罷越候内、船乗出し候に付、獵船にて追懸候へ共追付がたく、其内に元船に乗移候、船之大き二里餘隔、遠目に見候處に、長さ十八間横四五間程、腰廻り黒く少赤色見請候由、人數二三十人も乗候體にて、出船之節鐵砲を放、南洋へ遠行候由、

一、右八人之内一人頭立候と見え、鏡鉢之様成ふちのそり返り候黒き笠をかぶり、腰にさせる筒之様成物を下げ候、外七人は、水籠之形いたし候黒色柿色之毛織と見え候頭巾をかぶり候、右頭立候者之指圖を請候體に相見え候由、

一、着いたし候物は、何も羅紗毛織之類にて、小手袖に仕、黒立付の様成るを着し、黒履をはき、其上に黒き羽織の様成物、裾四所程明け膝迄懸り候を覆にいたし、胸腹等ばたんべに仕候、八人共に長け六尺餘にて、頭巾取候者之髪毛、薄赤く短く髭少々相見え、顔の色日本人に替候儀無之、目色薄赤く猿眼にて、見馴ざる人體畏敷存、捕候心付も無之、本村名主宿

元文世説雜錄卷之二十一

○元松平伊豆守様御領分遠州荒井筒山五兵衛船、

- 生國遠州荒井、宗旨禪宗 楫取 甚、八當未六
- 生國宗旨共に 右同斷 水主 仁二郎當未六
- 生國宗旨共に 右同斷 水主 平三郎當未四

私共儀、廿一年以前逢難風、無人島へ漂着仕候處、此度便船を以歸國仕候に付、右漂流在島中助命之次第、并島之様子、此度便船之譯、逐一御吟味に付、左に申上候、

一、下田御番所御切手所持仕候通、拙者共儀、遠州荒井筒山五兵衛船、沖船頭左太夫水主共に九人に、江戸にて増水主二人、以上十一人乗組候て、享保四年秋之比、仙臺荒濱にて御城米積請、上乘一人都合十二人乗にて、荒濱出船段々走り候處、順風惡敷罷成候付、銚子内入津、同所に於て、御役人御差圖にて御米卸申候、右御役人之儀御尋に御座候へ共、私共は覺不申候、夫より空船にて、中南部田伊之宮古へ參、運賃材木積

五六町程隔候所へ、告に參候内に出船仕候由、右は名主組頭并所々之者共申趣、書面之通に御座候、尤玉銀之様成物之外に、指置候品無御座候、此方より遣候品も無之由申候、外に疑敷儀も不承候段、新六郎様被仰達候、阿蘭陀人にて可有御座候哉、則指置候品々袋、并見懸候船圖一枚、異國人之繪一枚指上申候、以上、兩圖共に省略

未六月

○又一説、

元文四年己未の五月廿四日、伊豆國賀茂郡下田町沖之方を通り候異國船、右房州天津村船に同き故に略す、船中も異國人三十人程に相見え申候、奉行一色宮内組與力、并下田町名主年寄等、船にて追懸見付申候、

元文世説雜錄卷之二十一終



請同所に於て權四郎と申者便船仕候由付、又候十二人にて同所出船、仙臺小竹浦へ入船、同年十一月廿六日同所出船、段々走り房州九十九里迄罷成候處、同晦日逢難風、沖へ被吹出、次第に浪風強難持候に付、帆柱伐捨無圖方漂流仕り、飯米飲水も遣ひ切、存命限り之處、翌年正月廿六日之比、島山を見付候付、元船懸け置、舁へ手道具鍋釜并走道具少々積入、右之島馳寄、積入候道具舁船繫置候て、人家有之候哉相當候處、人家無御座出水之相見え不申候付、各谷の溜水にても可有之哉と、所々手別仕尋罷在候内、段段時刻延、本船舁共に破船仕候、依之無是非島に罷在、磯草魚鳥取候得共、水一滴も無之島ゆゑ、小桶等に天水を溜助命仕候、其後材木等流着仕候義有之に付、右材木を持上り候て釘を以彫、天水を溜圍申候、然處翌年冬之比、何國之船とも不相知乗捨候一艘流着、磯邊へ打付破船仕候を見付候に付、取候得ば岩之間々米俵打上有之候間、手不及候分六七十俵程取揚置、住居罷居在候二洞へ持運候、内院にて引出し、漸六七十俵程取揚申候、是を以取續給切、又候魚鳥にて助命付候、右乗捨船より取揚候米之外は、切れ候木

綿帆或は船板等流寄取揚申候、其外廿箇年餘在島之内、海上走り通る廻船等、見當候義も無御座候哉と御尋御座候、在島中左様之義見不申候、勿論右乗捨船より外流着も無御座候、  
一、右取揚候米干立可申所も無御座候間、俵之順にて圍申候内、糶一俵有之共存不申候處、翌春之比萌候て、芽出候付見申候處、糶米に候間、持上り候釘齋口を鍬の代りに用、岩の間々に芽生立候所、土氣一坪二坪程有之所へ、右糶付見申候へば、少々充實濃候間、年々蒔付、一箇年に糶二三斗程宛取入申候得共、是は平生は給不申、病人等有之候ても可仕様無御座候間、右糶米を少々づ、かゆにたき爲給申候、  
一、右島之廻り一里程も有之所と奉存候、島山高さ三町程御座候、全躰燒山にて嶮岨、扱木立は菜莢木餘程有之、外之品は一切無御座候、芽計生申候故、小屋補理可申様も無御座候處、磯邊より一町程も登り、洞穴二つ有之候付、二分け罷成住居申候、薪には菜莢之木は、國方にて嫌ひ候間、焚不申候、芽計焚草に仕候、

一、夫食に仕候鳥は、國方にては見馴不申候鳥にて、惣躰白風切羽黒く、左右之羽延候得ば、五六尺程も有之故、大鳥と唱來り申候、私共近寄候ても飛去不申候に付、棒にて打殺し申候、夏比と覺三箇月程は、何れへ渡り候哉相見え不申候、其内は魚を釣申候、魚は島鱈赤魚の類にて、其外國方にて見不申候魚類釣申候、尤釣針は破損仕候流船之板、浪にて打上候を拾ひ、其釘を石にて打延、糸は帆のぬき糸、餌は右之大鳥の身を以釣仕候、潮にて煮立又は燒候て食事仕候、右之鳥之外小鳥類獸物等は無之哉と、御尋にて御座候、小鳥類は有之候得共、捕候義成不申候、尤何鳥と申名は存不申候、獸物は何にても無御座候、  
但右大鳥之名存不申候處、私共存命にて罷在候島へ、當春江戸堀江町善八船之者共漂着之上申候は、南部邊に有之候、名はしかへと申鳥之由申候、  
一、鍋釜之儀は、右島へ漂着之節、舁より持上る共覺不申候處、釜一ツ鍋二ツ持上り申候、然處廿箇年餘は保申間敷かと御尋御座候處、右大鳥第一之夫食に仕候故、此油にて鍋釜保候哉と奉存候、  
一、船頭水主便船ともに十二人之内、船頭左太夫水主

善三郎、喜三郎、八大夫、權五郎、炊善右衛門、江戸にて雇候増水主善太郎、八兵衛、此八人何も遠州荒井出て便船致候、權三郎は豆州岡地村之者之由にて御座候、右九人之義も島漂着以來、三箇年程は不殘存命に罷在、其後十箇年程之内段々相果申候、年月等一向相知不申候付覺不申候、病症は老病之様に自然と衰、又は食事不宣故歟、腫れ候て相果申候、  
一、衣類取續候儀は、右島へ上り候節、着用仕候着替無御座候、右乗捨船破流着仕候木綿帆、並段々死失仕候者之衣類用候得共、夫にては數年難取續に付、食事に仕候大鳥の皮をすき干、上繼に致相凌申候、勿論冬と存候節もあた、かにて、つれ一つにて凌申候、夏風は涼敷、都て國元より凌能御座候、  
一、在島中雪降候義、雷地震等之儀御尋御座候、雪は逢不申候へ共、全躰雨繁く、冬比は度々、水雨降申候、雷は度々鳴申候、地震は平生波騒敷候故歟、在島中一度餘程之地震覺申候、尤其節靜にて御座候と覺申候、比はいつとも覺不申候、  
一、難海に有之鳥之儀に付、變たる儀は、無御座候



哉、元之様子國方同様候義御尋御座候、在島中何にて  
も變り候義無之候、空之様子日月星の渡り、國方に  
相替儀無御座候、

右之通にて廿箇年餘助命仕候、然處今年比は何共覺  
不申候、私共三人之内甚八、平三郎は、蒔付候稻草見  
廻りに罷越候、仁三郎一人岩穴罷在候處、何者共不  
知三人罷越、何者候哉と相尋候間、右之次第逐一物  
語仕、右三人は何國の人と相尋候處、江戸堀江町宮本  
善八船沖船頭富藏、水主共に十七人乗組、逢難風、此  
島へ漂着之由、此者共も水に飢候間、水之案内承候  
付、當島出水無之故、天水を溜置候、あたへ可申候  
間、助命致候、我々をも、便船を以國元へ相返し吳候様  
に相頼、解より心を合、私共磯邊へ罷越、島之様子申  
聞、解乘居候者不殘島へ上げ、解引上げ相圍はせ、勿  
論右之者共糧米一俵相残り有之候へ共、是は出船之  
用意に相圍はせ申候、此節右之者共漂着は、當未三月  
廿九日之由承之候、依之此者共も磯邊へ出、草魚鳥  
取之、相互に給罷在候、日和待罷在候處、當四月廿七  
日、順風相見え候間、以上廿人乗組、善八船之解に右  
一俵之糧米、並私共取入置候粗一二斗積入、彼島出

帆、方角相知不申候付、御被圍取之候へば、戌亥方宜  
敷、御圍取此方に向晝夜猶又走り候處、同廿八日島山  
を見付候へ共、風相惡敷馳寄がたく乗落し、猶又走り  
通り、朔日暮方何島とも不存候へ共、烟立登り候間  
力を得、若岸仕、人家相尋候處、島人に行逢候間、島名承  
候へば、八丈島之由申候、此者案内にて役人中御立台  
預御介抱、此度御用船を以出國被仰付、重々難有  
仕合奉存候、且又無人島より八丈島迄之里數方角  
等御尋御座候へ共、時々風變り、或は爲戻罷在、或は  
走り候付、海上里數方角等一向覺無御座候、  
右御吟味に付申上候趣、少も相違無御座候、以上、  
未五月廿九日

甚 八 爪印  
仁三郎 爪印  
平三郎 爪印

右三人之者共へ御尋之趣、逸々御答申上候段、拙者共  
承知仕候、以上、

八丈島地役人 菊池織部印  
御用船頭 服部源藏印

私共所持仕候送り狀之内に、金子六兩三分餘、船頭左  
太夫所持候様に有之付、御尋に御座候、此義も船頭

何共不申候故、左太夫死後に見申候へば、小粒にて  
二兩錢三百文共、印判一ツ有之候付、私共預り置、此  
度持參仕候、以上、  
未五月廿九日

甚 八 爪印  
仁三郎 爪印  
平三郎 爪印

右之通所持罷在候段、相違無御座候、以上、

八丈島地役人 菊池織部印  
御用船頭 服部源藏印

江戸堀江町宮本善八船

船頭水主十七人申口

私共當三月廿九日、無人島へ漂着仕候處、彼島に在合  
之三人罷在候に付、私共解便船致させ彼島出帆、八丈  
島へ相渡り、此度御用船にて出國仕候、依之私共漂  
流之次第、並助命にて罷在候者共之様子、吟味に付、左  
に申上候、

一、私共儀、江戸堀江町宮本善八船、沖船頭富藏、水主  
共に十六人乗、去年七月南部にて荷物買積、心懸け江  
戸川出船、八月十七日、南部八戸湊へ入津、大豆蕎麥  
買請、同所に於て増水主一人相雇、以上十七人乗組、

同十一月二日同所出船、同十日仙臺東南浦へ入津、日  
和待致、同十二月朔日出船、房州淵之崎まで走り候  
處、俄に戌亥風夥敷吹出し候付、相州路を心懸帆を下  
爲戻候得共、浪高く候間、荷物勿捨相凌候へ共、船難  
持、同八日無是非帆柱伐捨、數日漂流、其上香水き  
れ存命不定に御座候處、當未正月十二日、島山を見  
付力を得、假帆柱補理、同日暮前右島近く走り付候  
間、船懸け置、解に乘移、人家水之手尋候へ共、及暮候  
間本船へ戻り罷在候處、同夜半比子丑風吹出し、本船  
島地へ吹付、馳出候義不罷成、勿論懸り場惡敷荒  
濱故、無是非解に乘移り、風陰へ相廻り夜中を凌、翌  
朝本船懸り場へ戻り申候へば、碇綱摺切流失と相見  
え本船無之候、依之右島へ上り解相圍、人家水之手  
尋候へ共、無人島之義、漸谷合纜之溜水見出し、解積入  
候飯米五俵有之、是にて助命仕、順風相待候處、當三  
月十五日、地方順風と存候付、解を以出船仕候へば、  
又々風變り或は爲戻候は走り、十五日より廿五日迄  
之内、島山三里程宛隔、五箇所見申候へ共、何も無人  
島之跡、小島と申殊に嶮岨にて、船着相見え不申候  
間、兎角地方を心懸走り候へ共、船中水切難義仕候



處、同廿九日又々島山見付候て走り寄、人家水之手相尋候へ共、燒山にて人家相見え不申候、然共水に飢候間、所々相尋候得ば、怪敷岩穴有之候付、視候處老人一人罷在候間、何者候哉と相尋候へば、遠州荒井船之者にて、甘筒年程以前此島へ漂着之由、本船共に失ひ、國路へ可渡様無之、此島にて海藻魚鳥之類食事に致し、三人存命罷在候由に付、水之手承候へば、一切出水無之、天水を溜置候由、依之島之様子相尋候へば、荒磯候間先々解圍可然旨申候付、夫より此者共一所に磯邊へ下り、解乘居候者共、並走り道具取揚、解引上げ相圍、尤糶米残り一俵有之候へ共、出船之用意仕、私共儀も在島中、右三人之案内にて、海藻魚鳥取之存命罷在處、當四月廿七日、地方順風に相見え候間、荒井船之者三人便船爲仕、以上廿八人乗組彼島出帆、當月朔日八丈島へ着船、右島役人中委細御吟味之上、口書差出し、浦狀申請候通、毛頭相違無御座候、然處此度御用船を以出國被仰付、重々難有奉存候、依之御尋被成候は、荒井船之者三人助命罷在候牀に付、怪敷儀も無之哉之旨、御吟味に御座候へ共、何にても怪敷様子相見え不申、數年艱難助命

仕候段無紛奉存候、且又存命罷在候無人島は、何程之島候哉、八丈島迄之海上里數方角等御尋に御座候、右無人島廻り一里程、高さ三町程と覺申候、海上里數は八丈島迄、凡百里も可有御座候哉と奉存候得共、解を以走り候義に付、急度難申上候、方角は何れへ當り候哉、一向覺無御座候、  
右之通、少も相違不申上候、以上、  
未五月廿九日

- |        |        |
|--------|--------|
| 沖船頭    | 水主     |
| 富      | 宇      |
| 藏印判    | 八爪印    |
| 權取     | 權兵衛爪印  |
| 武兵衛印判  | 增水主    |
| 六      | 助印判    |
| 次郎兵衛爪印 | 八右衛門爪印 |
| 庄兵衛爪印  | 嘉兵衛爪印  |
| 六次郎爪印  | 門三郎爪印  |
| 傳次郎爪印  | 巳之助爪印  |
| 長兵衛爪印  |        |
| 次郎兵衛爪印 |        |
| 源之丞爪印  |        |

○元文四年末の六月十四日、甲州巨摩郡乙黒村孝女へ御褒美被下、

抑甲斐國巨摩郡乙黒村孝女が事は、彼村に田地四五石の百姓、忠右衛門が娘ひめと云ものあり、六十八歳にて百歳になる母へ孝行を盡す、ひめ三四歳の時、父病氣にて田地を殘らず賣拂て死けり、其後入聲をとりしか共、不行跡ゆる母の氣にいらすして出しけり、村中より入聲をせよかしと相談しければ、ひめ申ける様は、又もやいかなるものに添ふて、母に背くもうちまじ、子共を持ってば母の養育もなるまじとて止みけり、三十年以來はやもめにて、耕作の時は人に傭れ麥稻を貰ひ、其間も二三度は立戻りて、母へ食事をすすめ様子を問ひ、何事も母の心詞に背かず、或ひは賃機を織て、木綿屑を集め母の着物とし、母の古着を自分ば着たり、平生飧食の内にも、少しもよろしきものは母へすゝめ、悪しき物計を自分は喰ひけり、寒氣なれば自分の着物を母へ着せ、粟藁豆藁を焼て母をあたまめける、ひめが薄着を母氣の毒に思ひしかば、ひめ申けるは、重ね着すれば上氣すと云、母是を聞ては、ひめが生れ付實性也とて悦ぶ、村中にてあはれ

み、兎角にひめをやとひて賃をもらせぬ、ひめ年寄れ共、母の前にては少しも草臥ざる體にもてなしけり、母も百歳にて腰はまがり、耳は聞えざれ共、詞も慥也ける、既にして今爰に元文四年末の六月十四日、忝なくも公儀より、孝女ひめへ銀二十枚を下し賜はる、又母へめづらしき壽命とて、米十俵を下し賜りける、難有御代のためし、孝心をすゝめ給ふ御惠み也、  
此後同八月に、孝女傳漢文と俗文平がなとの二品印板に被仰付、是は林大學頭信充に被仰付、傳記を書しめ給ふ、世上に流して孝心を導かせたまふものなり、

- 似たもの揃、
- 「利口過て悪いもの、松平左近と山本やの勝山、
  - 「おちついて見ゆる物、本多中務と角近江やの戀山、
  - 「人のあひたがるもの、松平伊豫と津國やの花園、
  - 「顔の大きいもの、松波筑後と松葉や染之助、
  - 「人相の悪いもの、松前安藝と中近江やの都路、
  - 「きつふさめた物、水野壹岐とかなやのおほい、
  - 「せいひのひくいもの、神谷志摩と海老やの清花
  - 「しんだいのよい物、三宅周防と小松やの紅藍、



「よい身に成る物、松平肥前と金屋若草、  
 「きつふ競ふもの、丹羽和泉と上總やの陸奥、  
 「祿程に見えぬもの、松平加賀と三浦の高尾、  
 「氣量の悪いもの、酒井日向と松葉や瀬川、  
 又、  
 「あたりの違ふたもの、鶴や南北と戸田肥前、  
 「あほうに成たもの、中村吉兵衛と岡部美濃、  
 「辯舌揃ふたもの、坂東彦三郎と井伊掃部頭、  
 「二度出そふなもの、仙石彦助と松平内匠、  
 「氣量じまんなもの、山本京藏と鳥居伊賀、  
 「ぶかつこうにせいの高し物、市川團四郎と松平さがみ、  
 「女房故名高いもの、澤村龜三郎と松平大炊、  
 「ちいさいであちをやる物、市川升五郎と松平左近、  
 「能さんだもの、辰岡久菊と松平どのも、  
 「ごふも埒明ぬ物、市川團十郎と正清、  
 「かたふて持たもの、市川團藏と松平能登、  
 「ごふやら疵おそろしい物、市川宗三と尾陽の跡附、  
 「追付下りそふなもの、大谷廣次と土岐丹後、  
 「何をさせてもあぶなげない物、市川海老と本多中

務、  
 「近年めつきりと能成た物、中村七三と水野出羽、  
 「あたらしい事したものの、富澤門太郎と大岡越前、  
 「近比評判のわるいもの、澤村宗十郎と松平いづ、  
 「昔のくせのうせぬもの、三條勘太郎と松平右京、  
 「きはひ口と見ゆる物、萩野伊三郎と有馬中務、  
 「もう引込でよいもの、早川新勝と松平大學、  
 「能人のそしるもの、市村宇左衛門と大久保いせ、  
 北京二幅對、  
 「誰もよいと云ふもの、古金と玉や花紫、  
 「性のわるいもの、文金と三浦高尾、  
 「死でもよいもの、隱居と三浦揚卷、  
 「古いもの、昔を語る祖父と三浦梅枝、  
 「かごのはつたもの、鏡餅菱と三浦山路、  
 「能かくるもの、手巾と三浦若世、  
 「むづついてはなれぬ物、しみと玉や通路、  
 「見ぶんのわるいもの、極印だらけの金と玉や奥州、  
 「はやるもの、長羽折と松葉や染之介、  
 「ふら／＼とするもの、風鈴と松葉や瀬川、  
 「さびしいもの、一人旅と中近江や色古路、

「さもしろいもの、山中猿と上總や揚卷、  
 「おもたいもの、石船と天満や揚卷、  
 「はげたもの、古重箱と三浦花鳥、  
 「隣へしれるもの、餅つきと三浦見つ浦、  
 「骨のないもの、海月と山口きてう、  
 「足に長短の有るもの、うさぎと中萬字や連山、  
 「どをいもの、伊勢の一里と中萬字やつ橋、  
 「つかみたがるもの、わしと小松や花紫、  
 「能持しもの、辨慶七ツ道具と小松やくれない、  
 「能のむもの、かめと山口かすがの、  
 「ちんまりとしたもの、ちやぼと丁子や長門、  
 「恥かいたもの、平家士と海老やあやめ、  
 「手のわかいもの、ばくゑきの勝負と丁子や丁山、  
 「どうらくなもの、馬喰と三浦くり崎、  
 「廣いもの、千疊敷と角近江や連山、  
 「くす／＼なくもの、そうれいの供と金や夕なぎ、  
 「小粒でもからいもの、こせうと巴やのともへ、  
 「中町で見ぬもの、鍵と鈴木や花かづら、  
 「まぎらしてしまふもの、下手の鼓と萬字や吉十郎、  
 「口のとがつたもの、狐とともへや東路、

「人のほめるもの、水仙と山本や勝山、  
 「まがるもの、懸針と泉やの島、  
 「けしからぬ身振する物、八人げいと丸やせん山、  
 「首のまはらぬもの、猪のしと山桐やせい山、  
 「目の赤いもの、おらんだ人と桐葉や女郎花、  
 ○太平記卷之第四目録、  
 一、名護屋尾張守門戸閉事附市ヶ谷落之事、  
 一、兩火消屋鋪出火之事、  
 一、中山氏姉浮女成事、  
 一、象人喰事附六波羅大身鎗被渡事、  
 一、藤掛不首尾之事、  
 一、異國船着岸浦々告急事、  
 一、浮繪板行出事、  
 一、無人鳥歸者異鳥喰物語之事、  
 一、狸々小僧之事、  
 一、大久保氏威勢落事、  
 一、酒井氏無念遠慮之事、  
 一、吉原京町戸之之事、  
 一、藝子共落髮沙汰之事、  
 一、遊山船水底入事、



- 一、增上寺宿坊瓦葺諸大名見合尻込之事、
  - 一、佐々木平馬軍馬譽之事 附人馬驚目事、
  - 一、部屋住小普請身上危事、
  - 一、芝田樂賣流行之事、
  - 一、龜井町伊兵衛母蘇生物語之事、
- 太平記卷之第四目錄終、

元文世說雜錄卷之二十二終

0815  
2  
34

近世風俗見聞集第二終

山田安榮  
伊藤千可良校  
岩橋小彌太



近世風俗見聞集第二終  
非賣品

1310-132

大正二年三月廿五日印刷  
大正二年三月三十日發行



編輯者兼

早川純三郎

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會代表者

印刷者

高宗啓藏

東京市芝區櫻田和泉町七番地

印刷所

國書刊行會第二工場

東京市芝區櫻田和泉町七番地

發行所

國書刊行會

東京市京橋區新榮町五丁目三番地



工3070

天 軒  
福 琴

大正二年三月三十日發行  
大正二年三月三十日發行

東京市東區... 東京市東區... 東京市東區...  
東京市東區... 東京市東區... 東京市東區...  
東京市東區... 東京市東區... 東京市東區...  
東京市東區... 東京市東區... 東京市東區...

東京市東區...











